

# 途上国経済分析の基礎

(課題別指針：経済政策)

平成 21 年 3 月

独立行政法人 国際協力機構

公共政策部

---

---

## 課題別指針〈経済政策〉

### 目 次

---

---

はじめに .....	I
略 語 表 .....	II
用 語 解 説 .....	III
<b>第1部 第1章 経済の見方と経済政策支援</b> .....	<b>1</b>
1-1 経済とは .....	1
1-2 援助実務者にとっての経済とは .....	1
1-2-1 一国の基盤としての経済 .....	1
1-2-2 援助対象としての経済 .....	2
<b>第2章 一国経済の見方の「勘どころ」</b> .....	<b>3</b>
2-1 イントロダクション .....	3
2-2 マクロ経済クイックレビュー .....	3
2-2-1 指標と「警戒水準」 .....	3
2-2-2 見方 .....	5
2-2-3 構造的な課題 .....	6
(1) 財政改革 .....	6
(2) 民営化・公共部門改革 .....	7
(3) 金融セクター改革 .....	8
<b>第3章 経済問題に関するトピックス</b> .....	<b>10</b>
3-1 成長と貧困 .....	10
3-1-1 イントロダクション：なぜ今貧困と成長なのか？ .....	10
3-1-2 成長と貧困はどのような関係にあるのか ～成長と貧困削減は正の関係～ .....	10
3-1-3 成長と不平等の議論 - 貧困の削減にばらつきがあるのはなぜか .....	11
3-1-4 援助と成長と貧困 .....	11
3-2 「貿易と貧困削減」 .....	13
3-2-1 はじめに .....	13
3-2-2 「貿易と貧困」を巡る近年の議論のポイント .....	13
3-3 経済自由化の有効性と問題について .....	15
3-3-1 経済自由化とは何か？ .....	15
3-3-2 具体的な政策とは？ .....	16
3-4 ガバナンスと経済政策（財政改革支援を中心に） .....	18

3-4-1	援助におけるガバナンス .....	18
3-4-2	財政問題.....	18
3-4-3	財政管理改革 .....	19
(1)	徴税改革 .....	19
(2)	公共支出管理 .....	19
(3)	地方分権化.....	20
<b>第2部 第4章</b>	<b>経済政策支援のアプローチ .....</b>	<b>21</b>
4-1	経済政策支援の目的と範囲 .....	21
4-2	経済政策支援に対する効果的アプローチ .....	22
4-2-1	最貧国・復興国：基礎的な経済運営の基盤が未整備である国 .....	22
(1)	状況 .....	22
(2)	対応方向性.....	22
4-2-2	中進国 .....	23
(1)	状況 .....	23
(2)	対応方向性.....	23
4-2-3	市場経済移行国：社会主義経済から市場経済に移行している国.....	23
(1)	状況 .....	23
(2)	対応方向性.....	23
4-3	案件実施における留意点.....	24
4-3-1	プロジェクト開始前（事前評価調査時まで） .....	24
(1)	プロジェクトの位置づけ .....	24
(2)	相手国のコミットメント／関係機関の選定.....	25
(3)	協力内容の確定.....	26
(4)	人材育成、キャパシティ・ディベロップメント .....	26
4-3-2	実施体制の整備（事前評価調査から案件開始まで） .....	27
(1)	相手国内の体制.....	27
(2)	日本国内の体制.....	27
(3)	実施環境 .....	27
4-3-3	実施（協力開始後） .....	28
(1)	他案件との調整.....	28
(2)	他ドナーとの調整.....	28
4-3-4	JICA の対応.....	29
(1)	JICA の位置づけ .....	29
(2)	経験の蓄積.....	29
4-4	援助動向 .....	29
4-4-1	国際機関・他ドナーの援助動向 .....	29

4-4-2	我が国の援助動向 .....	31
<b>補論</b>	<b>論.....</b>	<b>34</b>
<b>補論 1</b>	<b>成長と貧困.....</b>	<b>34</b>
1-1	イントロダクション：なぜ今貧困と成長なのか？ .....	34
1-2	成長と貧困はどのような関係にあるのか。～成長と貧困削減は正の関係.....	35
1-3	経済成長はどうすれば起こせるのか.....	36
1-4	成長と不平等の議論 - 貧困の削減にばらつきがあるのはなぜか.....	36
1-4-1	所得分配は変化しているのか。そしてそれは成長によるものか.....	37
1-4-2	初期時点の不平等は成長自体にはどう影響するのか.....	38
1-5	援助と成長と貧困.....	38
1-5-1	援助の成長に対する効果 .....	38
1-5-2	成長への対策は講じるべき？ 貧困への対策は講じるべき？ ～ATTACKING POVERTY の回答～.....	40
1-5-3	Pro-poor targets への支出と Broad-based growth への支出アプローチのバラ ンス.....	41
<b>参考 1</b>	<b>(成長論～経済成長の要素は何か？) .....</b>	<b>42</b>
1-1	何かしなければ成長は得られないのか？ .....	42
1-2	経済成長論.....	42
(1)	資本・労働.....	42
(2)	人的資源～成長論における教育の重要性.....	42
(3)	生産要素の蓄積による理論と実際.....	42
(4)	生産要素以外の議論 .....	43
<b>補論 2</b>	<b>経済自由化の有効性と問題について.....</b>	<b>45</b>
2-1	経済自由化とは何か？ .....	45
2-2	具体的な政策とは？ .....	47
2-3	JICA にとってのインプリケーション .....	47
<b>補論 3</b>	<b>ガバナンスと経済政策 (財政改革支援を中心に) .....</b>	<b>48</b>
3-1	援助におけるガバナンス.....	48
3-1-1	ガバナンスとは何か.....	48
3-1-2	「国家財政管理改革」の議論の背景.....	49
(1)	「構造調整プログラム」の成果への反省.....	49
(2)	欧米ドナー諸国における「援助疲れ」、援助の効率化、ファンジビリティ.....	49
(3)	HIPCs イニシアティブ、財政支援との関連.....	50
3-1-3	財政問題.....	51
3-1-4	財政管理改革.....	52
3-2	徴税改革.....	52

3-3	公共支出管理 (PUBLIC EXPENDITURE MANAGEMENT) .....	53
(1)	公共支出レビュー (Public Expenditure Review ; PER) .....	54
(2)	包括的な財政管理改革プログラム .....	54
(3)	技術協力 .....	55
3-4	地方分権化.....	55
<b>参考2</b>	<b>主な協力事例 .....</b>	<b>58</b>
<b>参考文献・参考WEBサイト .....</b>		<b>69</b>
<b>巻末資料</b>	<b>経済関連リーディングリスト .....</b>	<b>71</b>

---

## はじめに

---

JICA 課題別指針は、開発課題に関する主な概況や援助動向、アプローチや手法を整理したうえで、JICA 事業による協力の方向性や留意点を示すものです。これにより、関係者間で開発課題に関する基本的な情報・知識の共有を図るとともに、事業計画の企画・立案および案件の審査や実施の際の参考としています。また、課題別指針を JICA ナレッジサイト等を通じて外部に公表することにより、広く一般の方々にも JICA の開発課題に対する基本的な考え方を知っていただくものです。

一方、本指針の特色としては、他の課題別指針とやや異なり、JICA 職員が「最低限」必要な「一国経済を見る視点」を養うことを主目的としており、特に経済学を専門としない職員を対象に、援助対象国のマクロ経済状況を分析、把握するためのポイントを解説したものです。なお、JICA は 2008 年 10 月より無償資金協力業務及び円借款業務も加わりましたが、資金協力における業務指針や課題、方法論などは、本指針の対象としていません。

本指針は 2 部構成で、第一部では上記主旨を踏まえ、マクロ経済指標の見方（第 1 章から第 2 章）と経済政策上の重要トピックス（成長と貧困、貿易と貧困削減、経済自由化、ガバナンスと経済政策—第 3 章）について解説しています。

第 2 部では経済政策分野に初めて携わる JICA 職員を対象として、経済政策（財政、金融等を含む）分野の協力における効果的アプローチや実務的な留意点を解説しています（第 4 章）。

第 3 章の「経済問題に関するトピックス」のうち、「成長と貧困」、「経済自由化の有効性と問題について」および「ガバナンスと経済政策」については、元原稿（第 3 章）の全文を補論に掲載しましたので、関心のある方はご参照ください。また、これから経済学を勉強される方のために、巻末に資料としてリーディングリストを掲載しましたので、併せてご活用ください。

なお、財政・金融分野に関する各論については、それぞれの課題別指針を参照ください。

## 略 語 表

BHN	Basic Human Needs	人間の基本的ニーズ
CAS	Country Assistance Strategy	国別援助戦略
CPI	Consumer's Price Index	消費者物価指数
DSR	Debt Service Ratio	債務返済比率
ESAF	Enhanced Structural Adjustment Facility	拡大構造調整融資制度
FSAP	Financial Sector Assessment Program	金融セクター評価プログラム
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
HIPCs	Heavily Indebted Poor Countries	重債務貧困国
ILO	International Labor Organization	国際労働機関
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
JBIC	Japan Bank for International Cooperation	国際協力銀行
NIEO	New International Economic Order	新国際経済秩序
NIES	Newly Industrializing Economies	新興工業経済群
NPL	Non-Performing Loan	不良債権
NTB	Non Tariff Barriers	非関税障壁
OPEC	Organization of Petroleum Exporting Countries	石油輸出国機構
PDS	Public Distribution System	公的配給制度
PRBS	Poverty Reduction Budget Support	貧困削減財政支援基金
PRGF	Poverty Reduction and Growth Facility	貧困削減・成長促進融資制度
PRSC	Poverty Reduction Support Credits	貧困削減援助融資
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper	貧困削減戦略文書
R/D	Record of Discussions	合意議事録
ROSC	Reports on Observance of Standards and Codes	国際基準の遵守の状況に関する報告書
S/W	Scope of Work	実施細則
SAF	Structural Adjustment Facility	構造調整融資制度
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国連貿易開発会議
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

## 用 語 解 説

IMF のサーベイランス	IMF が加盟国に対して定期的に行うマクロ経済調査で IMF の主要な業務のひとつ。
一般財政支援	マクロレベルでの開発援助の効果発現を目指し、援助国が途上国の予算に援助資金を直接拠出する支援のこと。
移転収支	一国の国際収支における、対価を伴わない取引の勘定で具体的には海外との贈与、税金、国際機関への拠出金、無償援助等が含まれる。
インフレ率	物価水準の持続的な上昇率であり、消費者物価指数や GNP デフレーター等が用いられる。途上国においては、財政赤字を中央銀行の紙幣増発で賄い、マネーサプライが増加し、インフレ率上昇に結びつくことがある。
円借款	日本政府が途上国政府に対し、円建てで行う貸付の総称。緩やかな貸付条件（金利、据置期間、返済期間）で途上国の経済・社会基盤整備等の資金需要に応えている。
援助協調	援助国や援助機関が協調・調整して途上国援助を行うことにより、援助の重複などを避け、効率的な援助を図ること。近年はプロジェクト・レベルでの連携・調整のみならず、セクタープログラムなどを包括的に支援する財政支援の協調等も図られている。
エンパワメント	人間が自らの生に関する選択を拡大させるために、社会・経済・政治的な地位や影響力、組織能力等、広義の「力」を獲得すること。他者が側面から援助すること。
海外直接投資	企業が海外市場の確保、経済効率の確保、資源の確保などのために海外で企業を設立、企業の株式の 10%以上を取得、企業へ貸付等を行うこと。
外貨準備高	国際収支の安定のために通貨当局が保有する外貨や金。他国に対する支払や、為替相場の安定のための市場介入等に使用される。経済規模や貿易の拡大とともに増えるのが望ましいとされている。
為替レート	一国の通貨と外国通貨との交換比率。一国の国際収支に大きな影響を与えることから、一国の経済政策における為替政策の重要性は大きい。
間接税	税法上の納税者と実際に税を負担する者が異なり、税の転嫁により最終的には購入者が負担すると予定されている租税で、消費税、たばこ税、有価証券取引税等がある。
経常収支	一国の国際収支のなかで、貿易収支、サービス収支、所得収支、経常移転収支を合わせた収支。
公共支出管理	途上国において、援助資金を含めた国家予算、地方政府予算の配分と管理について、政策判断を行い、実行するための仕組みと手続。近年の国際協力における重要なテーマとなっている。
構造調整融資 (SAF)	IMF が構造的・長期的な国際収支問題を抱える低所得国向けに 1986 年に創設した譲許的融資制度。融資限度額が小さいことから、1987 年には E SAF が創設された。
国際収支	経常収支と資本収支に大別され、一国の輸出入の貿易収支、観光などのサービス収支、海外送金等の移転収支、海外との短期及び長期の資本収支等から構成される。国際収支の内容から一国の経済の概要を推察することができる。
国民所得	国民の生産活動によって一定期間中に得た所得のこと。これに純間接税（間接税から補助金を減じたもの）と固定資本減耗（生産設備や機械等の有形固定資産の減価）を加えると国民総生産となる。



コモン・バスケット ファンド方式	援助協調の一つとして、各援助国、援助機関が別々に協力案件を実施するのではなく、共通の基金を設置したうえで、途上国政府とドナー側が協議して事業を実施する方式。
コンディショナリ ティ	世界銀行や IMF などが融資の条件として借入国に対して付与するマクロ経済政策などの履行条件のことで、具体的には財政赤字削減、国営企業民営化、補助金削減等がある。
サービス収支	一国の貨物運賃、貨物保険料、資本取引に伴う利子や配当、旅行にかかる収支等のサービスの収支。
財政規律	歳入と歳出の中期的均衡。途上国においては、財政赤字が開発に関わる重要な問題であり、安定した歳入の確保、歳入に応じた支出、近年は特に歳出面の適切な管理が開発にとって重要であると認識されている。
財政収支	政府や地方自治体などの歳入と歳出の収支。一国の経済指標として代表的なもののひとつ。
債務救済無償	1978 年の国連貿易開発会議（UNCTAD）での決議に基づき、途上国の債務救済を目的として行う無償資金協力のひとつ。
自己資本比率	金融機関の自己資本（企業が株式発行等で自社内部で調達した資本）を総資産（自己資本に社債等の返済義務を負う資本を加えたもの）で除した比率で、金融機関の最終的な支払能力を示す指標。一般に比率が高いほど経営の安定性が高いとされる。国際業務を営むものは 8%、国内業務は 4% を求められている。
市場の失敗	独占や外部経済などのさまざまな要因により、市場の自由に委ねても適正な均衡や配分が実現せず、経済全体に負の結果をもたらすこと。
実質 GDP 成長率	GDP（国内総生産）の前年比増加率からインフレ率を差し引いた数値で、一国の経済成長率として使用される。
従属理論	世界経済は先進国に有利で、途上国には不利な構造となっていると考える理論。途上国の低開発は先進国の搾取によるものとする。1970 年代までラテンアメリカ諸国等の途上国を中心に大きな支持を受けていたが、アジア諸国の成長をうまく説明することができなかった。
消費者物価上昇率	消費者物価指数（CPI）：消費者が日常購入する商品やサービスの価格を合成し、指数化したもの。一定期間の上昇率は同期間のインフレ率と同義であることが多い。
資本市場	有価証券等の売買を通じて資金が取引される市場の総称であり、発行市場と流通市場から構成される。
資本集約的	重化学工業等の産業や企業のように、生産に投入される資本や労働等の生産要素のうち資本（工場や設備）の比率が高いこと。⇔労働集約的
重債務国	世界銀行による債務国分類の一つで、過去 3 年の GNP や輸出額に対する債務の比率等が一定の数値を超える国のこと。
商品借款	途上国の国際収支支援及び国内経済安定を目的として、政府間で合意された商品（工業の原材料や肥料、農機具等）を輸入するための借款。
新古典派	自由競争に委ねることが最も効率的な資源配分を実現するとの考えに立つ経済学の理論で、政府よりも市場に信頼を置いている。政策としては民営化や自由化等が実施される。
政府の失敗	政府の市場への介入や介在により、市場の競争原理に歪みが生じ、価格等が最適な均衡状態によって決定されず、経済全体に負の効果をもたらすこと。
セクタープログラ ム	医療や教育、環境等、個々のセクター（課題）ごとに策定した開発計画の実施のために供与される援助のこと。
ソーシャル・セーフ ティ・ネット	医療保険、年金等の社会保障制度により確保される社会的な安全網のことで、食料補助や公的雇用制度等も含む。

対外債務	他国からの借入れに対して、他国通貨・財貨・サービスにより返済すべき負債で、政府が借りれば公的債務、民間が借りれば民間債務である。また、直接借款だけでなく、国際金融市場での債券発行形態もある。返済期間によって短期と長期に分類される。
短期資本	短期の民間貿易信用、1年未満のインパクト・ローン（居住者による外貨借入で資金使途に制限のないもの）、契約日の満期日が1年未満の証券投資等のこと。
直接税	税法上の納税者と実際に税を負担する者が同一であると立法者が予定している租税で、所得税、法人税、地方自治体税、相続税、固定資産税等がある。
デット・サービス・レシオ（DSR）	債務返済比率：債務元利金支払額の輸出額に対する比率。債務返済の原資となる輸出に対比させることにより、一国の債務負担の大きさをはかる経済指標として重要である。
非関税障壁（NTB）	関税以外に国際貿易を妨げる要因となる、輸入数量割当、国産品優先的政府調達、認証制度、特殊な商慣行、植物検疫制度等のこと。
ファンジビリティ	援助資金の投入により被援助国の予算制約が変化し、援助の目的以外の公共支出が増加する現象を意味する。
プログラム型援助	特定の建物の建設等の開発事業計画に限定せず、より広範な開発計画を実施するにあたり、必要となる資材や機材、役務の購入資金を借款や贈与によって供与する援助のこと。
プロジェクト型援助	途上国が特定の開発事業を実施するにあたり、必要となる資材や機材、役務の購入資金を借款や贈与によって供与する援助のこと。
貿易収支	一国の商品貿易によって生ずる外国との代金の受払勘定のこと。貿易収支の動きはその国の産業の国際競争力などを反映するため、注目される経済指標のひとつである。
見返り資金	商品借款に際し、政府が輸入資金としての外貨を輸入者に売却することにより受け取る現地通貨資金のことで、通常は資金の使用について条件が付与される。
モダリティ	援助の実施形態のこと。
リカレントコスト	開発プロジェクトにおいて、建設された施設や供与された機材の運営、維持管理や要員の雇用などのために継続的に必要となる経費のこと。
累積債務問題	元利金返済に困難をきたすほどの債務を持つ途上国の経済的問題のことで、慢性的な経常収支赤字の結果として債務が累積する経済構造の問題でもある。
労働市場	資本主義下で、雇用者と被雇用者の需要と供給の法則に従い、労働力を取引商品として形成される市場のこと。
労働集約的	農林業、軽工業、サービス業等、生産に投入される生産要素のうち労働要素の比率が高い産業や企業のこと。⇔資本集約的
BIS 基準	Bank for International Settlement：国際決済銀行が金融機関の健全度を計る尺度として1988年に定めた金融機関の自己資本比率等の基準のこと。2004年に、(1)自己資本比率の計算の精緻化、(2)監督当局によるチェック、(3)市場によるチェック、の「3本の柱」によって、現在の経済・金融システムにふさわしい規制となることを目指した新BIS基準（バーゼルII）が公表された。
BHN	Basic Human Needs：人間が基本的に必要とするもの（安全な水、衛生、公共輸送、保健体育、文化施設等）。
CAS	Country Assistance Strategy：国別援助戦略：借入国のプログラムを支援するための世銀の中・長期的ビジネスプランで、各国ごとに3年に一度作成される。世銀理事会は多くの国のCASをPRSPに基づいて検討している。世銀援助が貧困削減を重視していることを示している。

DSR	Debt Service Ratio : 債務返済比率の欄を参照。
ESAF	Enhanced Structural Adjustment Facility: 拡大構造調整ファシリティ : IMF の融資制度で 1987 年に創設され、SAF より厳格なコンディショナリティを適用し、融資限度額を拡大したもの。
FSAP	Financial Sector Assessment Program: 金融セクター評価プログラム : 1999 年、IMF と世銀との共同により発足した。各国の金融セクターの現状及び問題点を包括的に把握し、対象国の金融当局と協議を行うもの。
GDP	Gross Domestic Product : 国内総生産 : 国内における生産活動により一定期間中に得られた最終生産物を市場価格で評価したもので、一国の経済指標として代表的なものの一つであるが、近年は GNI がよく使われる。
GDP デフレーター	GDP Deflator: GDP をある特定年次 (基準年次) における価格体系で評価し直すために用いられる価格指数。消費者物価指数は消費者の購入している財・サービスの価格が調査の対象となっているのに対して、GDP デフレーターは、消費者 (家計) だけでなく、政府や企業などにとっての物価も対象に含んでおり、対象範囲が広いという特徴がある。
GNI	Gross National Income : 国民総所得 : その国の国籍を持つ人々によって、国の内外で一定期間中に生産された財貨・サービスの総計のこと。国民総生産 (GNP) と同意語である。
HIPCs	Heavily Indebted Poor Countries : 重債務貧困国 : 1996 年に IMF 及び世銀による債務救済計画のために認定された、一人当たり GNP が一定値より低く、DSR が一定値を上回っている国のこと。アフリカ諸国が多い。
M <sub>2</sub>	マネー・サプライ (通貨供給量) のうち、日本では現金通貨と預金通貨 (要求払預金 : 預金者の要求に応じて払い戻しの行われる預金) を合わせたもの (M <sub>1</sub> ) に、準通貨である定期性預金 (一定の期間中原則として払い戻しのできない預金) を加えたもの。なお、M <sub>3</sub> は M <sub>2</sub> に郵便貯金や農漁協等の預貯金を加えたもの。
NIEO	New International Economic Order : 新国際経済秩序 : 既存の世界経済秩序のもとでは、南北間の経済格差の是正は不可能だとして、途上国から規制秩序の変革を目的として打ち出された概念で、1974 年の国連特別総会で宣言等が採択された。
NPM	New Public Management : ニュー・パブリック・マネジメント : 80 年代にレーガン、サッチャー政権のもとで始められた、民間のマネジメント手法を公共部門へ導入し、競争原理の導入、成果による評価、政策の企画立案とその執行の分離などにより、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指すという行政運営の考え方のこと。
PRBS	Poverty Reduction Budget Support : 貧困削減財政支援基金 : タンザニアにおける一般財政支援の名称。
PRGF	Poverty Reduction and Growth Facility : 貧困削減・成長促進ファシリティ : IMF の低所得国向けの低利・長期の融資制度であり、SAF から ESAF を経て、1999 年に PRGF に名称変更されたもの。
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper: 貧困削減戦略文書 : 1999 年の世界銀行・IMF の年次総会で、重債務貧困国債務救済あるいは世界銀行・IMF の譲許的融資を受ける条件として当該国にその作成を求めることが決定されたもので、貧困の現状、原因、目標、政策措置、評価等について記述された文書のこと。
ROSCs	Reports on Observance of Standards and Codes: 国際基準の遵守の状況に関する報告書 : 1999 年に発足した IMF の業務で、各国の財政・金融の透明性、金融規制、監督、市場統合性等について、国際基準と照らした現状を包括的に把握し、対象国と協議するもの。
SAF	Structural Adjustment Facility : 構造調整融資の欄を参照。

- ・ 「途上国における財政管理と援助—新たな援助の潮流と途上国の改革—」  
(国際協力事業団 国際協力総合研修所 2003 年)
- ・ 「援助の潮流が分かる本」  
(国際協力事業団 国際協力総合研修所 2003 年)
- ・ 「国際協力用語集」  
(国際開発ジャーナル社：第3版 2004 年)
- ・ 「経済協力用語辞典」  
(海外経済協力基金開発援助研究会編 東洋経済新報社 1993 年)
- ・ 「経済用語辞典」  
(金森久雄編 東洋経済新報社 1994 年)
- ・ 「金融用語辞典」  
(鈴木淑夫編 東洋経済新報社 1995 年)
- ・ 「SNA がわかる経済統計学」  
(作間逸雄編 有斐閣アルマ 2003 年)
- ・ 全国銀行協会 Web ページ (<http://www.zenginkyo.or.jp/service/hint/>) 等を参考に作成

---

## 第1部 第1章 経済の見方と経済政策支援

---

### 1-1 経済とは

一般に、経済あるいは経済学は、「とっつきにくい」という印象が強いのではないだろうか。目に見えない得体のしれない事象の総合体というイメージがそれを増幅している。しかしよく考えてみると、日常生活の多くが実は様々な経済行為から成り立っている。例えば、朝、通勤する際に電車に乗ることは電車賃を払うことを伴う経済行為であるし、昼、昼飯を食べることは九百何十円の支払いを伴う経済行為である。すなわち経済は様々な経済行為あるいは経済的事象の総合体から成り立ち、その経済を分析するのが経済学<sup>1</sup>である。

一国の経済を深く見極めるには、それ相応の専門的知識と経験等がなければ到底できないが、この経済はいいのか悪いのかという大まかな判断をつける程度ならば、ちょっと「つぼ」や「勘所」を知識として得られれば相当な「相場観」は得られるのではないか。例えば経済の教科書には、インフレの危険ゾーンはどのぐらいかということあまり記載されていないが、一般にエコノミストの間では10%前後が危険水準として認識されており、これ一つを知っているだけでも当該国の安定度がある程度、門外漢でもイメージできることとなる。

援助実務者にとっての経済の意味は二つあろう。一つは、上で述べたような一国の基盤としての経済という意味で、援助を行う上で理解と分析が必須のもの、もう一つは援助対象としての分野である。

### 1-2 援助実務者にとっての経済とは

#### 1-2-1 一国の基盤としての経済

もとより援助実務者として援助対象の一国の状況を正確に把握することは基本であり、各セクターに横断的に関わる「基層社会」の中心の一つである経済を、政治・社会とともに深く理解することは不可欠である。近年の開発援助の潮流は、マクロ的な理論面とミクロ的な事業面とが緊密に結びついているのが特徴で、そのような環境の中、マクロ的な視点すなわち一国の経済をどのように見るかというスキルを「磨いて」おくことは重要である事はいうまでもない。

---

1 サミュエルソンによる定義：「経済学とは、複数の代替的用途をもちうる希少な生産資源をいかに使うか、時間を通じて種々の商品をいかに生産するか、そしてそれらを、現在及び将来における消費のために、社会における様々な人、グループの間、グループの間、いかに分配するかなどについて、人々ないし社会が貨幣を使用しつつあるいはこれを使用せずに、いかなる選択を行うかの研究である」（有斐閣、経済辞典）

実務者にとって更に「現場」に直結して関わることがある。一般的に我々の援助プロジェクトが直面する共通の問題の一つとして、先方カウンターパート機関のリカレントコストの不足とカウンターパートの不十分な配置が挙げられる。しかしこれは先方機関の努力不足を非難すれば済むようなミクロ的な問題というよりも、実は国家財政そのものの窮状という極めて経済的な事象に直結した問題でもある。財政は経済成長や税制、国営企業部門の動向など様々な経済的事象と関係しており、財政を知るには経済を知らなければならない。つまり、ミクロの一案件を検討、実施するにもマクロ的な経済の問題を把握しなければならないという事実に帰結する。

また、経済成長や財政収支、経常収支などのマクロ経済指標は、ミクロの構造問題の「ウインドウ」とも位置付けることができる。例えば、非効率な国営企業部門が依然として大きなシェアを経済に占めているならば、経済成長が低迷、大きな財政収支赤字の主要因となっている場合がある。すなわち、構造的問題の「あえぎ」が、端的に数値として現れていると理解できよう。JICA 職員等は、経済の理解を通じて、背景の構造的問題をより正確に把握し、構造的問題すなわち分野の問題としてどのような援助を行うべきかということに頭を巡らせることができる。

### 1-2-2 援助対象としての経済

上述の「一国の基盤としての経済」は、どちらかといえば受容的に経済動向を把握し、事業案件を形成する、あるいは実施する上で根幹となる知識として位置付けることを意図していた。一方、我々は、経済を保健衛生や教育などと同様に援助の重要な一対象分野として位置づけ、改革・改善のため、先方政府の要請に基づき「介入」すなわち経済政策支援を実施している。

JICA の行う技術協力による経済政策への支援は、相手国との時間をかけた対話により、途上国の経済・社会に好ましい変化が起こる「きっかけ」をつくることを目的とする。その支援の協力形態を、アプローチ面から分けるとすれば、①一国の経済を包括的に取り上げて改善を図るケースと、②マクロ経済状況を所与のものとして、ある個別分野（セクターや課題）を対象を絞った協力を行うケース、の2つに分けることができる。

①の場合、経済の包括的なテーマについて、相手国と日本との共同作業（調査、分析、整理）の結果としての政策オプションを提示することが目的であり、そのプロセスでの人材育成も重要な要素となる。

②は、国や地域特有の課題（税制改革、資本市場育成、国営企業改革等）、あるいは緊急の課題（金融危機等）といった個別分野について、技術（知識と経験も含む）を向上し、人材の育成を図るものである。

---

## 第2章 一国経済の見方の「勘どころ」

---

### 2-1 インTRODクシヨN

本章では、経済を専門としていない援助実務者を対象に、一国（途上国）経済の見方の「勘どころ」（コツ）を易しく解説する。世の中にはマクロ、ミクロの教科書を含め、経済学の本は山のようにあるが、何故か、一国経済のクイックレビュー（例えば1時間以内）に資する経済状況の相場観や見方のコツを簡単に書いたノウハウ本は見あたらない。作るのが極めて難しく、また特に途上国を対象とした場合ニーズが低いというのが理由だろうが、ここでは記載対象を大胆に絞り込み、平易に記述することを試みる。読者は経済学に触れたことのない人を想定する。本稿は、援助実務者にとっての経済学のイントロとしての役割を果たし、更に経済の分析を深めたい場合は、専門書に進むことを勧めたい。

本指針では一国の経済を、「マクロ経済」と「構造面」の2つの範疇で把握する。前者のマクロ経済は、①成長、インフレ、失業、②財政、③金融、④国際収支（海外直接投資含む）、⑤債務、の5部門から構成される。後者の構造面は、産業構造、労働市場、貿易構造、金融部門、財政部門（税制等）、企業部門などから構成される。

通常、「プロ」が行う一国経済（マクロ経済、構造面）の分析では、膨大なデータを網羅して（例えばIMFの経済レポートでは少なくとも500～600項目の経済データをカバー）行うが、ここでは特に援助実務者に馴染みの薄いマクロ経済（構造面ではなく）を対象として、大胆に6つに限定した経済指標を使用して分析を行うこととしたい。使用するデータはすなわち、①実質GDP成長率（年率：％）、②インフレ率（年率：％）、③財政収支赤字（対GDP比：％）、④経常収支赤字（対GDP比：％）、⑤外貨準備高（対輸入月比：月）、⑥デット・サービス・レシオ（DSR）（対輸出額比：％）のみである。

加えて、構造面では財政改革、民営化、金融改革に焦点を当てて記述する。

### 2-2 マクロ経済クイックレビュー

#### 2-2-1 指標と「警戒水準」

先ずはじめに、各経済指標の意味するところを簡単におさらいする。

- ① 実質GDP成長率 “*Real GDP growth rate*”（年率：％）：通常、経済成長率といわれているもので、経済の「活性度」を示す。国の経済規模を表すGDP（国内総生産）の増加率（前年比）から、物価変動要因を考慮した数値（＝名目GDP×GDPデフレーター）。
- ② インフレ率 “*Inflation rate*”（年率：％）：前年に比した物価水準の上昇率。経済の安

定度を示す。消費者物価上昇率（CPI）がよく使われる。

- ③ 財政収支 “*Fiscal balance*”（対 GDP 比：％）：財政収支とは政府の歳入から歳出を差し引いたもので、それがマイナスの場合は財政収支赤字となる。国家財政の不健全性／健全性を示す。なお、経済規模が違うので国間の赤字額の単純比較は意味が無く、通常、GDP に対する比率（対 GDP 比）を使用する（後述の経常収支赤字も同様）。
- ④ 経常収支 “*Current account balance*”（対 GDP 比：％）：財の輸出入を表す貿易収支に、サービス収支、所得収支、経常移転収支（海外送金や無償援助等）を加えた合計のバランス（対 GDP 比）。援助実務者は貿易収支赤字に注目するきらいがあるが、こちらの指標が重要である。
- ⑤ 外貨準備高 “*International reserves*”（対輸入月比：月）：通貨当局が、他国に対する支払いに充当するために保有する外貨および金等である。当該国のいわゆる外貨繰りを示すものである。1 年間に必要な輸入総額のうち、何ヶ月分に相当するかという見方をする。
- ⑥ デット・サービス・レシオ “*Debt service ratio (DSR)*”：債務返済額の対輸出額比率のことである。債務返済額とは、対外借入の元本・金利のその年の返済額のこと、その年の輸出額に対する比率が DSR である。輸出により「自前」で外貨を稼げれば、対外債務への返済がし易いという趣旨であり、その国の債務返済能力を測る指標である。

次に、その国の経済状態を評価するための判断基準となる「物差し」あるいは「相場観」を醸成したい。例えば、ある国のインフレ率が 30%だった場合、一般に「警戒水準」とされる 10%と比べて大幅に高いため、この国の経済は非常に不安定な状況にある、と評価する際の基準である。無論、その国その国の事情によって、各経済指標の評価は単純に比較し得ないため、ここで示す水準はあくまで参考の水準であるが、一般にマーケット（世間一般）によって経験的に認知されている水準ともいえる。

経済指標	単位	警戒水準
実質 GDP 成長率	年率：％	特に警戒水準というものはないが、人口増加率に鑑みて、3%がひとつの基準と考えられる。
インフレ率	年率：％	10%
財政収支（赤字）	対 GDP 比：％	3～5%
経常収支（赤字）	対 GDP 比：％	3～5%
外貨準備高	対輸入月比：月	3ヶ月分
DSR	対輸出比：％	20%



## 2-2-2 見方

以上、指標の意味と警戒水準を把握した上で、本節では具体的なケーススタディーを行ってみたい。

ある国の経済指標の推移

指 標	1999 年	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	平均値
実質 GDP 成長率 (年率: %)	2.8	3.4	-2.6	2.4	4.8	2.2
インフレ率 (年率: %)	37	20	16	12	9	18.8
財政収支 (対 GDP 比: %)	-3	-2	-8	-6	-3	-4.4
経常収支 (対 GDP 比: %)	-8	-6	-12	-8	-7	-8.2
外貨準備高 (対輸入月比: 月)	2.5	3	1.8	3.5	4.6	3.1
DSR (対輸出比: %)	34	28	26	40	32	32

通常、政治・経済・社会などの基礎条件、あるいは各セクターの構造的な問題を背景としつつ、このような経済指標をレビューするが、複雑になるので、ここでは警戒水準のみを基にこの国の経済を「評価」してみたい。

2003 年のみの数値を見てみると、この国は、そこそこの安定した経済パフォーマンスを示していると評価できよう。成長率は約 5%、インフレは警戒水準をやや下回り、財政収支赤字も 3%以内、外貨準備も輸入の 4.6 ヶ月分と比較的多い。しかし経常収支赤字が大きいことと、DSR が大きく債務負担が重いことが課題である。すなわち、経済は安定してきているが、外貨獲得能力に問題があり、当面は外国からの借り入れに頼らなければならない経済、というプロフィールが想像される。

しかし途上国経済は一般に不安定なので、特定の年のみの経済パフォーマンスでその国の状況を判断するのは危険である。少なくともこの表のように、過去 5 年間くらいの経済の動向をレビューすることが望ましい。以下、この国の過去 5 年間で簡単にレビューしてみる。

実質 GDP 成長率は 3%前後を上下しており、人口増加率とあまり変りはない低い水準と考えられる。一人当たりの GDP に改善は見られないか、あるいは大幅に悪化していると考えられよう（人口増加率が極めて高い場合）。また 2001 年を見ると成長率は大幅なマイナス成長となっており、何らかの経済ショック（例えば農業国で天候不順）が発生したことをうかがわせ、脆弱な経済構造を有している可能性が推測される。インフレ率は一貫して低下していることから経済の安定化が進んでおり、財政収支赤字も 2001 年および 2002 年以外は 3%以内であることから、政府が比較的マクロ経済運営上のグリップを握っている（under control）ことを窺わせる。特に 2001 年の財政収支赤字の急速な拡大は、2001 年のマイナス成長による歳入の大幅減と、景気てこ入れのための歳出の増加という要因が想像される。

国際部門に目を転じると、経常収支赤字は一貫して大きく、対外的な安定性には問題が

残されている。99年前後には外貨準備高は必要とされる輸入3ヵ月分を満たすかどうかの水準で、ついには2001年には1.8ヶ月までの低水準となり、それから回復、2003年には4.6ヶ月分の水準となり「一息」ついた状況である。DSRは重債務国の水準で、中長期にわたって、苦しい外貨繰りを海外からの借り入れでまかなっており、また、経常収支赤字が大きいことから貿易収支も改善しないことが想定され、この国にとっての債務負担圧力は高い。もし海外からの借り入れが国際機関をはじめとする政府借款が中心であるとすれば、ドナーとの良好な関係を維持することが重要となる。

過去5年間の経済動向をまとめれば、政府の諸努力によってマクロ経済安定化には改善が見られる一方、低く不安定な成長率や輸出競争力の問題など構造的な問題が存在しており未解決であることが想定される。

これまではマクロ経済中心の分析を行ってきたが、次節で途上国が抱える構造的な問題あるいは改革の手順に簡単に触れたい。

### 2-2-3 構造的な課題

#### (1) 財政改革

一般的に、途上国が有する構造的な財政収支赤字を是正するため実施されている財政改革について、次の通り、歳入と歳出の二面に分けて記述する。しかし、実際の改革は歳入歳出という密接に関係する裏と表の面を、同時並行的に改革が進められているのが常である。

歳入面では、税制・徴税改革が行われているが、その柱は、税制の簡素化と徴税・管理能力の向上により課税基盤を拡大（Broadening the Tax Base）し税収を向上させることである。公共機関の能力が低い場合、複雑な税制は徴税費用を増大させるため、税制（所得による課税グループの数など）を簡素化することが必要である。また、高い税率は脱税や取引のインセンティブを生じさせるので、低い税率でより広い課税対象から徴税することが歳入の安定に重要であるという意見もある（VAT（付加価値税）の導入など）。しかし、本来は不安定な間接税より、比較的安定した直接税に主財源を切り替えてゆくことも課題である<sup>2</sup>。徴税・管理能力の強化には時間がかかるため、現在の管理能力で税管理が出来るように税制を簡素化して税担当者の負担を軽減した上で、人材育成等に取り組んで行く必要がある。

歳出面の改革すなわち公共支出管理の推進は、公共資源の分配と利用に明確な管理方法、および制度を導入し、その効率化を図るものである。80年代から始まった先進国の行政改革（New Public Management）の影響、途上国に対する財政支援などのプログラム型援助の出現、ファンジビリティの再認識などにより、90年代以降、政府や援助機関の

---

2 税制には、資源分配の効率を高め、貧富の差の拡大を防ぐ働きが期待されているが、税制度のみでは所得配分にはあまり影響はなく、途上国では累進課税が貧富の差の縮小に貢献した例はほとんどないという指摘もある。

間で公共支出管理への関心が高まっている。近年の途上国における公共支出管理の目的は、援助資金を含めた国家予算、地方政府予算を効果的に管理し、より良い資源の分配、利用を促進することである。公共支出管理体制は各国により異なり、これといったモデルは存在しないが、以下の3つの面をカバーするような、公共部門制度と財政管理体制が経済発展や貧困削減に必要であると考えられている。

- ① 財政規律（歳入と歳出の中期的均衡）
- ② 政策の戦略的優先度に応じた資源分配
- ③ 上記②の政策実行における資源の効果的・効率的な利用

## （2） 民営化・公共部門改革

1970-80年代の政府主導の開発戦略のため、途上国では経済活動全体に占める公的部門（Public sector）の比重が大きい場合が多い。その改革の方法は大きく分けると、①国営企業自身の民営化と、あるいは②国営企業としてのステータスは残されるが改革の推進を行う、という二つの方法が挙げられる。その仕分けは、例えばエネルギーや通信などに関する国営企業でその民営化が公的サービスの供給を著しく阻害するというその国の判断がなされた場合は、国営企業は国営企業として存続し、ただし分割や公共料金の値上げによる財務状況（Financial situation）の改善、人員整理など抜本的な改革が行われることになる。それ以外は基本的に民営化を行い、スケジュールを組んで実施していくこととなる。

民営化とは、具体的には、国営企業の所有と経営を民間に委譲することを指すが、そのための手法は幾つかのパターンが存在する。パキスタンやインドなど既に資本市場が発達している国では、資本市場を通じて株式を売却する（内外の投資家へ）が、資本市場が発達しておらず株式を購入する個人・法人に限界がある場合は、バウチャー（株式引換券）を国民に配布したりし、その国営企業の労働者が安い価格で優先的に購入できるなどの手法をとる（例えば、旧ソ連・東欧が社会主義経済から市場経済へ移行した段階）。また、特定の投資家への（株式市場を経由しない）一括売却という方法もよく見られる。特定の投資家への一括売却による民営化は、入札が用いられている場合であっても、汚職が絡んでいるという指摘があり、売却時の公正性の確保が課題である。

以上のように、民営化と資本市場の整備は密接な関係にあり、通常同時に両プログラムが進められる。民営化プロセスも資本市場整備の進捗にしたがって、資本市場を利用した方法にシフトしていくパターンが多い。

国営企業の民営化に伴う株式の購入の機会を海外の投資家に与え、巨額の外貨を得ようとする場合がある。ただし市場を通じた株式売却や外資への一括売却が成された国営企業は特定のセクターに集中しており、例えば、投資家にも人気があるのは電力及び通信（電話）関連企業で、また売却額も大きい。鉄鋼、アルミニウムなども人気がある。外貨繰りが苦しい国では貴重な外貨獲得源であるが、株式の売却による外貨収入は、売

却時のみの一時的なものである。

民営化の状況を分析する際、留意しなければならない点の一つは、国によって民営化の定義の基準が異なることが挙げられる。例えば、国の持ち株比率が50%を越えていても民間企業としている場合がある。世銀、IMFのスタンダードでは、国の持ち株比率が50%未満となっている。そのため民営化が一見順調に進んでいるように見えても、実質はあまり進んでいないケースもあることに注意が必要である。民営化そのものよりも、当該企業の活動を含む競争的市場環境の整備や規制緩和の方が、効率性・生産性を上げるのに効果的な場合は多い。

もう1つ留意すべき点は、一概に民営化が進んだからといって生産が拡大、生産性が向上するとは限らないことである。国営企業が全て非効率経営を行っているわけではない（ベトナムの例など）。また中国など国営企業が地方で、教育などの公的サービスの担い手となっており、そのため民営化が進まないケースなどがあり、とにもかくにも民営化をしゃにむに進めることがいいとは限らないことに留意が必要である。

民営化の効果としては、経営効率化、当該企業における競争性の確保、財政の負担軽減、業務内容の制限撤廃に伴う経営の多角化などがある。また、株式市場を通じた大規模民営化の場合、国営企業が公開企業になることにより、企業情報の開示が求められるため、経営の透明性が高まることもあげられる。

民営化及び国営企業改革は財政改革と密接に結びついている。例えば、国営企業への補助金や、資本拠出、また国営企業が担当する公的サービスの料金への補助金などの財政負担が多い。こうした財政負担削減の過程で失業等の社会的問題が起こることが多く、一方、経済改革の進展と共に社会的、地方間格差が拡大しているケースが多いため、より社会的問題も大きく、また政治的問題となることが多い。

国営企業間の企業間未払い金（Arrears）についても、大きな問題となっている場合がある。例えば、国営企業が電気や電話料金をこれらの公的サービス企業へ支払わず、膨大な額にのぼっている場合がある。それが公的サービス企業の財務状況（Financial position）を悪化させる要因のひとつとなっているケースが多い。

### （3）金融セクター改革

金融セクター改革の場合、未整備な金融セクターの整備を行っているケースと、あるいは金融危機に陥りそれへの対処として改革を行っている場合の2つのパターンがある。金融セクターの現状を表す指標には、不良債権（Non-performing loan (NPL)）、貸付（Loan）の伸び率、預金の伸び率、金融深化（M2/GDPがよく使われる）などがある。特に不良債権は途上国では重要な指標である。また自己資本比率（Capital adequacy ratio）がBIS基準（国際決済銀行が求める自己資本比率）を満たしているかも重要な基準となってくる。

不良債権には、貸付金に対する返済の可能性に応じて国により独自の分類

(Classification) が定められており、それらは通常、金融監督に関する法律によって定められている。分類は、返済期日が到来した債権に対する利払いがどのぐらいの期間未払いとなっているのかで分けられる。返済が行なわれている健全なローンから、全く返済の見込みが無いローンまで大体 5-6 種類ぐらいに分類されている。不良債権の深刻さは、通常、銀行セクター (Banking sector) における NPL/total loans で示される。以前のキルギスのように 80% という極端なところもあるが、途上国では 10% 程度で警戒水準と言えるのではないか。不良債権の累積のプロセスには、政府からの指示により中央銀行が国営銀行に資金を振り込み、国営銀行が政府指示融資 (Directed loans) としてこれを特定分野に貸し付けたものの (大抵は国営企業)、成長率鈍化や競争力低下等により返済不能となったケースが多い。

不良債権の処理の方法は、先ず資本家及び銀行自身のコスト負担により努力がなされるが、その多くは困難であり、国営企業に対しては償却 (Write off)、銀行に対しては増資 (Recapitalization) として公的資金が財務省あるいは中銀から銀行へ注入される。財務省の財源確保は、国債によるもの、または中央銀行からの借入れがあるが、後者の場合はマネーサプライの増大となりインフレに直結する。

金融セクター改革は、通常、経営不全に陥った銀行の清算、合併・統合、増資 (Recapitalization) を経営状況に応じて行い、また国営銀行の民営化、自己資本比率の向上、中央銀行の監督機能の強化 (規制 (Prudential regulation) 整備等)、金融資本市場 (株式市場、債券市場) の整備、銀行の電子決済システムの導入、マネジメントやコンプライアンスの向上などが主なメニューである。

金融危機に際してしばらく貸し渋り (Credit crunch) 現象が見られるが、これは金融危機による景気減速により銀行が企業に対する与信を縮小せざるを得なくなること、定められた自己資本比率 (Capital adequacy ratio (Capital/total risk assets)) を達成するために分母に含まれる貸付 (Loan) の額 (リスクに応じて評価された貸付額) を圧縮せざるを得ないことが主たる理由である。景気の回復や企業心理の好転など、貸し渋りが解消するまでには一定の時間を要するのが通常であろう。

---

## 第3章 経済問題に関するトピックス

---

### 3-1 成長と貧困

#### 3-1-1 イントロダクション：なぜ今貧困と成長なのか？

1990年代末に世界銀行の政策目標は、途上国の成長促進から貧困削減へシフトし、援助実務の世界に大きな変化をもたらした。現在の背景には、まず、過去20年間に貧困率は減少したものの、貧困者数は絶対的に増大していること、また、多発する国内及び地域の武力紛争の背景に貧困が絡んでいると認識されていることなどにより世界的に貧困問題への認識・関心が高まっていることが挙げられる。さらに、成長促進と貧困の削減とを合わせた、広義の貧困削減への転換を支援するような、強力な理論的貢献があった。

ただし、「貧困削減のためには成長への配慮は不要」ということではなく、成長と貧困双方への働きかけは補完的な位置づけにあるということを理解する必要がある。

以下では、上記の背景をよりよく理解するために次の3点を中心に説明したい。

- ・ 成長は貧困に良い影響をもたらす。
- ・ ただし、成長の貧困緩和効果には国ごとに大きなばらつきがある。
- ・ こうしたばらつきは、成長前の所得や資産の不平等の度合いにまず影響を受ける可能性がある。また、経済成長に伴って所得分配が貧困層に有利に変化するという傾向はない。これは、所得分配の変化には、政策や成長をもたらす部門・構造の違いなど固有の事情が影響していると考えられるためである。

#### 3-1-2 成長と貧困はどのような関係にあるのか ～成長と貧困削減は正の関係～

成長と貧困の関係については、各国の成長率と貧困指標を計量分析する手法がとられてきた。最近の研究<sup>3</sup>によれば、人口の最低所得者層（全人口の5分の1と定義）の平均所得は、経済全体の平均所得と同じ割合で上昇する、つまり、経済が成長すれば自ずと貧困ライン以下の人口は減少するということになる。

しかし、成長やグローバリゼーションの進展が不平等を拡大し、貧困緩和を阻害しているという観察・主張も昨今珍しいことではない。こうした二つの一見相反する主張はどのように説明がつくのであろうか。

前述の研究の結果を別の角度から考えると富裕層の所得も貧困層の所得と同じペースで成長するため、結局富裕層の取り分（絶対量）は貧困層の取り分より大きくなる。つまり、

---

3 Dollar, David and Art Kraay. 2001. "Growth is Good for the Poor." World Bank Policy Research Working Paper #2587, Washington, DC: World Bank, August.

平均すれば、国民所得の増分のうち富裕層の取り分のほうが大きいということである。さらに、同じ程度の経済成長の貧困率緩和効果はばらつきが大きいこともわかっている。1%の成長に対し、貧困率の減少は平均 2%であるが、研究の成果は同時に 0.6%程度にとどまる国もあれば、3.5%にもものぼる国もあるというばらつきをも示しているのである。つまり、各国横断的な平均では成長は貧困削減に資するという研究結果の指摘と、反対に貧困層が成長に便益を受けない事態も多数観察できる事とは矛盾しない。

### 3-1-3 成長と不平等の議論 - 貧困の削減にばらつきがあるのはなぜか

では、同じ成長率のもとで貧困削減率に差がでるのはなぜだろうか。

成長率が一定である場合、貧困削減の程度は以下の 3 点に影響を受けると考えられる。

- ① 成長に伴う所得分配の変化-過去のデータ分析結果からは所得分配の一定のトレンドは観察されず、成長自体は所得分配にはあまり影響を及ぼさないと見なされている。各国で成長をもたらした政策や制度の組み合わせが異なることや、国によって地域やセクターの成長構造が異なることが考えられる。成長のリーディングセクター・地域の成長を貧困層が享受できない構造であれば、格差は拡大しうる。
- ② 初期段階での所得や資産の不平等-一定の成長率のもとでは、初期の分配自体の不平等の度合いが低い国の貧困率は、より不平等な国の貧困率の 2 倍引き下がると試算されている。<sup>4</sup>
- ③ 貧困層が発展において共有できる機会の不平等-近年では機会の不平等が小さいことによって、様々なルートを通じて成長が促進されるという関係が見いだされている。不平等な社会は共同活動が困難で、制度の機能不全、政治的不安定、恣意的政策などをもたらしやすい、これらはいずれも成長には逆風である。

残念ながら、現時点で経済成長が貧困に与えるこうした要素を含むメカニズムについて十分に説明し、かつコンセンサスを得ている理論はない。このため、各国・地域固有のメカニズムの解明が貧困緩和のためには必要であると理解されているのである。

### 3-1-4 援助と成長と貧困

国際社会は 1990 年代の経験から、市場改革は成長につながってはいるようだが、その過程で勝者と敗者をもたらす、社会セクターへの政策重点のシフトで物事が解決するというのはやや楽観すぎるという認識にいたっている。こうした現状認識に基づき、経済成長を促し、所得格差を縮小するための行動が必要であるが、まず、経済学的に貧困層が貧困たる所以を整理すれば、諸資産を持たない、少ない、あるいは持っているてもその資産に対す

---

4 Adams (2003) Richard H. Adams, Jr. 2003, "Economic Growth, Inequality and Poverty: Findings from a New Data Set", World Bank Policy Research Working Paper # 2972, Washington, DC: World Bank, February. 対象時期冒頭のジニ (40 を分岐点とした) を用いて、対象国を 2 グループに分け、成長と貧困の関係を分析した。

るリターンが少ない状況ということができる。

従って、貧困の緩和にあたっては、貧困層の資産へのアクセスと蓄積をどう確保するか、彼らが既に持っているあるいは蓄積しやすい資産のリターンをどう高めるかということがひとつの課題であり、経済成長により貧困層が資産を蓄積する経済的機会自体を拡大することが重要とされる（①機会の拡大）。さらに経済成長により社会の各主体がそのプロセスに参加できる機会が多くなったとしても、その機会自体を貧困層が活用するためには制度面での公的介入の役割が大きいとされる（②エンパワメント）。たとえば、素晴らしいビジネスチャンスがあったとしても、教育を受けておらず必要な文書を作成する能力がない、あるいは投資をするにも銀行へのアクセスがない場合、その機会を生かすことはできない。また、発言権や政治への参加が制限されていれば、その状況を変えることを訴えることもできないのである。

また、貧困が緩和された状態の一側面である「生活の安定」は平たく考えれば、一定の消費水準を保つことができるということであるが、資産を持っていたとしても量が少なかったり、時によってリターンの幅が大きかったりすれば、急激な収入の減少を招くこともありうる。将来所得を得られる見込みや、担保となる資産がある場合には、借入を行って消費水準を維持することも可能だが、貧困層は、こうした経済的ショックに際し消費水準を保つことはできなくなる可能性が高い。こうしたリスクに対する脆弱性に対し、収入源の多様化や保険、コミュニティ全体にショックが及ぶ場合にどうするかという対応策を備えておくこと（③安全保障の強化）が必要とされているのである。

こうした意味において、成長への手段を講じることと、貧困者のリスク軽減と資産蓄積を支援する公的介入の双方が必要とされているのである。

以上の議論から今後の開発戦略は、成長促進か貧困削減かの二者択一の形となることは現実的ではなく、**Pro-poor targets** への支出と **broad-based growth** の支出への適切な組み合わせが求められているといえる。

**Pro-poor targets** への支出については、個々の貧困発生メカニズムを明らかにする必要がある。解明されるべきメカニズムの例としては、低水準の栄養が仕事能力の低下につながり貧困に陥るといった悪循環がある上、貧困層にとっての収入源である共有地・共有資源が経済成長とともに生じる共同体の取り決めの消失によって、経済的ショックに脆弱になっていく、などである。

さらに、**broad-based growth** がどのように貧困削減に資するかは経路も国毎に明らかにされる必要がある。よって、一定のリソースが与えられた際に、二者への支出バランスを決定するためには、GDP の拡大を通じた貯蓄の増加が様々な経路をへて最終的に貧困削減につながるようになるが、このチャンネルからの貧困削減のスケールと直接的な **Pro-poor targets** への支出の効果が客観的・科学的に比較される必要がある。



## 3-2 「貿易と貧困削減」

### 3-2-1 はじめに

WTO体制の下、貿易自由化の波に乗って持続的な成長軌道に乗ろうとする国(Globalizers)と波に乗れない国(Non-globalizers)とに分化している。先進諸国の巨額の農業補助金が維持されれば、仮に途上国が今後大幅な貿易制度改革を進めたとしても、そもそも市場へのアクセスが制限され輸出の促進は見込まれないという強い閉塞感もある。

貿易と開発の問題は古くから議論されている「古典的なアジェンダ」であるが、貧困削減を開発あるいは援助の究極的な目的とする風潮の中、近年、一層「貿易と貧困削減」の関係が注目されてきている。

### 3-2-2 「貿易と貧困」を巡る近年の議論のポイント

(※注：議論を簡素化するため、貿易振興＝貿易自由化と狭義に捉えてここでは論じる)。

- ① 貿易振興（貿易自由化）と貧困削減の関係は、いまだ確固たる結論が出ていない極めて新しいテーマである。これまでは、“貿易は成長のエンジン→成長は貧困削減の必要条件→従って貿易は貧困削減に重要”、という三段論法（世銀のペーパー然り）で議論されてきた傾向がある。ただし、貿易と貧困の関係自体を直接研究の分析対象とする試みもなされてきている。
- ② ある試算によれば、貿易自由化の前後の労働市場へのインパクトは総体的には不明である。しかしそのうち、教育水準の低い労働者層は自由化によって負の影響を受ける可能性があり、一方で教育水準の高い労働者層は正の影響を受けると考えられる。結局、双方の正負の影響が打ち消し合う結果、総体的には明確なインパクトが測定されないと考えられる。
- ③ 別の試算によれば、貿易自由化によるインパクトは、短期的には所得配分に、長期的にはアウトプット・成長に影響を与える。貿易自由化により、輸入障壁の削減および為替レート切り下げなどにより輸入産業が打撃を受け、一方輸出産業は興隆する。後者では賃金、資本利潤が向上するため輸入産業から輸出産業へ労働者・資本が移動すると考えられる。したがって、政府は、要素移動の円滑化を図るため制度的な施策を採る必要がある。また当面は国内格差を助長すると考えられるため、政府による資源再配分上の配慮が必要である（遅れた地方への財政による「てこ入れ」など）。
- ④ 貿易改革は、要は生産物の相対価格の変動をコントロール（効率化）することである（輸入財と輸出財の価格など）。その結果、貧困層を含む各経済主体への資源配分（所得配分含む）が変化することとなる。
- ⑤ 貿易自由化が貧困削減につながるかどうかは、政府の制度的対応や能力による。すなわち、貿易自由化による負の影響への対応（ソーシャル・セーフティ・ネット、税制

改革、労働市場整備など）や正の影響への対応（自由化の果実の適正な配分など）が重要である。

- ⑥ 貿易自由化はそれだけを行っても成果は限定的あるいは成果は出ない。マクロ経済安定化、産業構造改革、素地となる教育水準向上、インフラ整備などパッケージで取り組む必要がある。また貿易自由化は、その順序とスピードに留意して進める必要あり。貿易と投資も同じフレームワークの中で分析されるべきである。
- ⑦ いずれにしろ、貿易改革（Trade Reform）とは、国際間で生産者と消費者との間のリンケージ（モノ、情報、決済等）が円滑化することに究極的な目的がある。
- ⑧ 中国とインドの成功によって貿易自由化が脚光を浴びているが、貿易と貧困の問題については、少なくとも Globalizers と Non-globalizers に分けて考える必要がある（ちなみに同じ Globalizer でも日本、韓国、アセアンなどは貿易振興による成長によって平等化した、中国・インドは不平等化）。
- ⑨ 農業補助金問題は極めて政治経済（Political economy）的な問題である。しかし先進国の農業補助金問題に関するある試算によれば、農業補助金の撤廃の効果は大きく、途上国の貧困削減に寄与するのみならず、それよりも大きな経済効果を先進国自らにフィードバックする。
- ⑩ 農業分野における貿易制度改革が貧困削減につながるためには、インフラの整備が重要である。例えば、貧農の市場へのアクセス（Market accessibility）を高めるためには、流通機構や道路等の整備、情報へのアクセス向上などが重要である。
- ⑪ 今後、貿易自由化が進展したとしても、NTB（非関税障壁）が残る可能性がある。すなわち、検疫の問題や自国の環境保護あるいは製品の規格の問題などによる輸入障壁が途上国にとってより大きな問題となろう。

### （JICA にとってのインプリケーション）

貿易振興を、成長のみならず貧困削減、格差是正の問題と拡大して捉えることも重要である（つまり直接的な経済インパクトだけでなく、その延長線上の社会的インパクトをも考えてみること）。

成長が貧困削減に貢献することは現在ではほぼコンセンサスを得られているが、成長の要因や過程によってその貢献度は大きく相違があり、また成長が所得配分に及ぼす影響、その相関関係は不明瞭である。それは成長がどのような過程を通じて達成されたか（労働集約的 or 資本集約的など）、成長の果実がどのように分配されているかによる。

貿易促進は成長の過程の一部あるいは要因の一つにしか過ぎない（大きな要因ではあるが）。JICA は、貿易促進と他の要因や分野との関係を今後は一層強く配慮する必要がある。具体的には、貿易促進とガバナンス、教育との関係、ソーシャル・セーフティーネットや労働市場整備などとの包括的な支援戦略の形成などが考えられる。

貿易振興による貧困層へのインパクトやモニタリングに関する支援、関連する調査研究

も検討に値しよう。

また、今後は一層非関税障壁の問題がクローズアップされると思われる。特に検疫の問題や自国の環境保全あるいは製品の規格の問題による非関税障壁は、現在でも途上国は十分対応できていないが、昨今の経済状況の影響によって保護主義が強まることにより、今後世界中で一層強化される恐れがある。

### 3-3 経済自由化の有効性と問題について

#### 3-3-1 経済自由化とは何か？

経済自由化は人々の生活にどのような影響を与えるのだろうか？インドの2001年の家計支出調査のデータを見ると、貧しい家庭ではその所得の50%近くを穀物と豆の購入だけにあてているのが分かる。豊かな家庭ではその比率は1割以下である（エンゲル係数）。それ以外の食用油やスパイスなどの食糧全体でみると、その比率は70%にまでなる。ちなみに、貧しい家では価格の高いミルクや肉、砂糖に対する支出はほとんどなく、なかなか口に入らない様子が伺われる。こうした途上国の状況を考えると経済自由化により食品などの生活必需品の価格が上昇した場合、人々の生活は苦しいものになることが予想される。

経済自由化が近年になって注目を浴びるようになったのは80年代に米国、英国、カナダおよび旧西ドイツにおいて保守系政府が優勢であった時期であり、新古典派に基づくその政策はレーガノミクスあるいはサッチャリズムなどと呼ばれた。その政策は「国営企業の民営化」や「政府による経済活動への規制の緩和あるいは排除」などを支持した。

同じ時期に経済自由化は国際機関の中でも世界銀行およびIMFの中心政策ともなった。70年代までは介入主義的である構造主義に基づく分析あるいはBHN（Basic Human Needs）といった考え方が主流であった。特に構造主義はケインズ的なアプローチを取る「右派」、マルクス経済学的な従属理論に立脚した「左派」とともにILO・UNDP・UNCTADを思想的に支え新国際経済秩序（NIEO）やOPECの理論的根拠ともなった。しかし、80年代に入るとこれらの機関は影響力を失いはじめ、経済自由化を推し進めようとする世界銀行とIMFがそれにかわった。これは、70年代の2度の石油危機によって多くの非産油発展途上国は国際収支赤字に陥り、同時に累積債務危機が表面化したためである。こうした背景には80年代前半の一次産品価格下落（交易条件の悪化）や、先進国からの一次産品に対する需要の落ち込みなどがあった。こうした80年代当初の問題の原因が、それまで考えられていたような短期的な資金不足（流動性）の問題ではなく構造的なもの、特に（非効率な）政府による経済活動への介入によって引き起こされていると考えられたことがこうした転換をもたらしたのである。

同時に、倫理的ではあっても理論的な背景をもたなかったBHNは累積債務という問題の前に有効な解決法を導きだせないままいつしか自由主義に取って代わられた。また従属論も当時急速に発展しつつあったNIESの成功をその枠組みではうまく捉えられず（当時の従

属論の立場からは NIES は世界システムの周辺部として低開発段階にとどまるはずであった)、その有効性を失った(なお、90年代に入りこれに対しあらたな理論展開もされている)。

従属論が先進国による搾取を低開発の原因としたのに対し、新古典派は低開発の理由を途上国の国内要因(例えば汚職や政府の非効率性)に原因を求めた点が大きく異なる。新古典派が経済自由化を必要としたのは、政府の介入によって市場価格に歪みが生じておりこれによって資源配分が適正に行われていないことが低開発の原因であるとの分析にもとづくものである。

新古典派の特徴は、自由で競争的な市場機構の資源配分機能に全幅の信頼を置いていることであり、市場の失敗よりもむしろ政府の失敗を強調することであるといえる。両者の基本的認識の違いは途上国において市場が先進国と同様に機能するか否かにあり、構造主義の立場をとる経済学者(例えばランス・テーラーなど)は途上国において、市場は先進国と異なり 2 重構造(闇市場の存在)になる、強力な労働組合の存在により賃金が下がりにくいなど、価格メカニズムがうまく働かない構造になっていると議論している。これに対し新古典派は途上国でも先進国と同様「市場は機能する」と考えている。世銀はこうした価格の歪みが著しい国においては成長率が途上国平均より約 2%低かったと推定している。

この「歪み」を取り除くために、①競争を促進すること、②国営企業の民営化、③貿易自由化、④規制緩和による先進国からの投資促進、⑤金融市場、生産市場の自由化、などが必要とされ、こうした自由化政策によって経済効率および経済成長がともに促進されると論じている。では、経済自由化の考え方のもとにおいて政府はどのような役割を果たすべきと考えられているのだろうか?それは、市場が機能的かつ効率的に動く環境を整える事だとされている。具体的にはインフラ整備、投資環境の整備などである。

しかし、政府の失敗が自動的に民間市場を正当化することにはならない。トダロ(1997)はこうした例として韓国の浦項製鉄会社とインド鉄鋼会社という政府保有の国営を比較し、前者は効率的であるが、後者は非効率であると述べ、したがって、個別具体的にその国の状況を背景にして考えなければ民間あるいは市場が政府と比較して効率的であるとは単純には判断できないとしている。特に途上国には先進国と異なり市場が機能するために必要な社会的条件が整っていないことも多い。

### 3-3-2 具体的な政策とは?

経済自由化の具体的な政策には次のようなものが存在する。国営企業の民営化、貿易の自由化、直接投資の自由化、資本・金融投資の自由化、財政改革などである。これらの政策には実施することによる利点と問題点が存在する。たとえば、国営企業の民営化では民営化により効率的な運営が実施される、あるいは政府の財政負担が軽減されることになるなどの効果が期待される。しかし一方で、そもそも国営が実施している事業は民間企業ベースでは採算が取れないが、社会的な意義が高いという性質を持つ場合もあるため、結果

的に民営化が本来意図している社会的サービスを提供できなくなる可能性もある。

例えば、インドにおいては公的配給制度（PDS）という制度が貧困対策として作られてきており、この制度の民営化をめぐって激しい議論がなされてきている。民営化されれば巨額な赤字が軽減され、効率的に運営されることが期待される。しかし、そもそも貧困層に食料を安く供給するという事業自身が営利ベースに乗りにくい事業である。これは高く農民から調達し、市場価格より安く売るといった事業の性質のため当然であり、また、より貧困な地域に食料を運ぶためそのためのコストが必要となるからである。

貿易・投資の自由化の場合であれば主な利点としてあげられるのは「競争圧力による効率の改善」「商品価格の低下」「技術および技能の移転」などである。貿易が自由化されれば国際競争の圧力で国内の資源（労働や資本など）を生産性の低い用途から高い用途へ移さざるを得なくなることから、効率が改善されることで長期的には生産量が増え、経済成長が促進されると考えられている。一方、競争が激しくなることによる競争力のない企業の倒産、幼稚産業が育成できないなどといった点から、失業者の増加、物価の下落による売上げの減少までさまざまな問題点が指摘されている。また、途上国では税収として所得税などより関税収入に頼る比率が先進国に比して大きく、このため貿易自由化は税収の大幅な減少をもたらすことがありえる。

### （JICA にとってのインプリケーション）

経済自由化の影響とは上でみたように様々であり多岐にわたっている。しかし、その国民生活に与える影響は大きく、JICA 事業実施上においても対象国が経済自由化に取り組んでいる場合にはそうした点についても留意していく必要がある。具体的に考えられるようなことは次のような点である。第一に、経済自由化は上で見たように貧困層に、少なくとも短期的には、負担を強いる側面がある。そうした負担を軽減するような視点は重要である。第二に、援助対象セクター・事業関連において国営の民営化、補助金の削減などが対象になる場合が考えられる。農業セクターの普及型の案件などの場合、農民に対する補助金も削減になるなどの影響が出ることが考えられるため動向を十分に注意して把握していくことが必要である。第三に、これまで価格動向（特に一次産品）はプロジェクトの外部条件と見なされることが多かった。しかし、貿易自由化は輸入品の価格を大幅に引き下げ、国内の補助金削減は国内産品の価格を押し上げることが予想される。こうした予見される価格変化を十分に考慮に入れた上でプロジェクト形成あるいはモニタリングしていく必要がある。なぜなら、相対価格の上昇がプロジェクト対象産品に対する需要を下げた場合、プロジェクト効果そのものに影響が出る場合があるからである（例えば、農業関連のプロジェクトの場合、貿易自由化により安い中国などの外国産品が入ってくれば、その国の中で同じ製品を作り続けることの比較優位が失われ、プロジェクト存続そのものを検討する必要性が出てくる可能性も考えられる）。

これら主要なもの以外にもプロジェクト活動に影響が出る可能性があるので、担当プロ

ジェクトの政府がどのような経済政策を取っているか注意して見ておく必要がある。

### 3-4 ガバナンスと経済政策（財政改革支援を中心に）

#### 3-4-1 援助におけるガバナンス

「ガバナンス」という用語は、援助の文脈において、援助の効果を達成するための前提条件として、或いは援助の目的そのものとして、援助受入国が整備すべき「民主的」政治体制、諸制度・組織、また関係機関とのネットワーク構築等を含む、包括的概念として用いられている。JICA ではガバナンスを、「ある国の安定・発展の実現に向けて、その国の資源を効率的に、また国民の意思を反映できる形で、動員し、配分・管理するための政府の機構制度、政府・市民社会・民間部門の協働関係や意思決定のあり方など、制度全体の構築や運営のあるべき姿」と定義している<sup>5</sup>。

「グッド・ガバナンス」という用語は、1980 年代後半に世銀がアフリカ向け援助との関連で初めて使って以来、開発援助における重要なキーワードとして広がっていった。この用語が意味する価値観は複数あるが、共通して見られるものとして、(1) 参加、(2) 法の支配・社会的公正、(3) 効率性・効果性、(4) 権力の抑制、(5) 透明性・説明責任・即応性、(6) 秩序と自由・自己責任、(7) 予測可能性、(8) 競争などがある。

近年、経済成長や貧困削減を目的とする経済政策支援にも、「ガバナンス」の経済面である財政管理改革を支援する援助が重視されている。その背景として、IMF・世銀による「構造調整プログラム」の停滞が 1980 年代後半から顕在化した中で、援助効果発現の前提となる「良い制度」を構築するための国家・政府の役割が再評価されるようになり、公共部門の機能強化を目指した成果重視の公共部門改革が進められるようになったことがある。また、いま一つの背景として、1990 年代半ばより「ファンジビリティ」という概念が登場し、援助対象プロジェクト或いはプログラムに対する資金のみならず、援助受入国の公共部門全体の資金を見る必要性が認識されたことがある。また、HIPC イニシアティブにおいて放棄された債権の見返り資金が PRSP に沿って予算化され、その効果・透明性を確保した形で執行されることを担保する必要性が生じたことも、財政管理改革支援の本格化の契機となっている。

#### 3-4-2 財政問題

財政管理改革が重視される以前にも、財政問題自体は以前から途上国の発展を妨げる要因として認識されていた。

歳入面に関しては、税制及び徴税体制に関する 2 つの大きな問題が上げられる。一つの問題は、複雑な税法と脆弱な徴税体制のために、税制・徴税制度が機能していないことで

---

5 JICA 『JICA におけるガバナンス支援—民主的な制度づくり、行政機能の向上、法整備支援—調査研究報告書』2004 年 11 月。

ある。いま一つの問題は、脆弱な課税ベースなどの原因により、計画上の歳出を満たすだけの歳入が得られず、慢性的な財政赤字を抱えている国が多いことである。この結果、途上国政府の多くは、開発や公共サービス提供に必要な資金の多くを内外の借入りに依存せざるをえず、慢性的なインフレや対外債務の増大を招く恐れがある。

一方歳出面に関する問題としては、適切な予算計画策定・執行管理が出来ない事が挙げられる。途上国においては、一般に予算データが不足或いは不正確であり、また、予算計画策定・執行管理に関与する人材の知識・技術・経験レベルとも脆弱なため、予算計画や予算執行額が正確なもので無い場合が多く、結果として、実際に国会で承認された予算額以上の執行が行われ、報告されている以上の多額の赤字が隠されているケースも多い。また、国家の開発戦略推進のための適時かつ過不足の無い予算配分や執行が行われず、或いは公共サービスが提供されないなどの問題が生じている。更に、特別会計が乱立していたり、オフ・バランスの取引（政府保証等）が補足されていなかったりする場合がある。

こうした状況を改善すべく、国際機関や主要ドナーによって、公共部門改革の一環としての財政管理改革が、多くの途上国で本格的実施されるようになったのである。

### 3-4-3 財政管理改革

以下、財政管理改革の主要な側面である、徴税改革、公共支出管理、地方分権化について概観する。

#### (1) 徴税改革

上述のとおり、途上国では徴税制度そのものが上手く機能していないことが多い。その原因として、低い徴税・管理能力や、輸出入税や消費税などの間接税への依存状況があり、結果として、慢性的な財政赤字を抱えている。

こうした状況を是正すべく、近年途上国において税制・徴税改革が行われているが、その柱は、税制の簡素化と徴税・管理能力の向上により課税基盤を拡大し、税収を向上させることである。公共機関の能力が低い場合、複雑な税制は徴税費用を増大させるため、税制を簡素化することが必要である。また、高い税率は脱税や取引のインセンティブを生じさせるので、低い税率でより広い課税対象から徴税することが歳入の安定に重要である。不安定な間接税より、比較的安定した直接税に主財源を切り替えてゆくことも課題である。徴税・管理能力の強化には時間がかかるため、現在の管理能力で税管理が出来るように税制を簡素化して税担当者の負担を軽減した上で、人材育成等に取り組んで行く必要がある。

#### (2) 公共支出管理

公共支出管理は、公共資源の分配と利用に明確な管理方法、および制度を導入し、その効率化を図るものである。途上国におけるその目的は、援助資金を含めた国家予算、

地方政府予算の歳出入を効果的に管理し、政策の優先度に応じた資源の分配、利用を促進し、政策の意図した結果を実現することである。公共支出管理体制強化には、(1) 財政規律（歳入と歳出の中期的均衡）、(2) 政策の戦略的優先度に応じた資源配分、(3) (2)の政策実行における資源の効果的・効率的な利用、という3つの面をカバーするような、公共部門制度と財政管理体制が必要であると考えられている。こうした問題に対処するために、政府による予算制度や政策の変更や制度構築、或いは予算策定・執行時における透明性の向上努力に加えて、そうした努力を側面支援するための各種技術協力が必要となる。また、こうした直接的な支援に加えて、被援助国政府とドナーとの対話を続ける中で、こうした改革プロセスそのものに参加していくこと自体も、ドナー諸国の重要な役割となっている。

### (3) 地方分権化

地方分権化は、地方政府に財・サービスの生産と調達の権限を与え、その地域のニーズに合致した開発を推進すると共に、人々の参加機会を拡大し、政策決定・実施プロセスの透明性を高めることにより、資源利用の効率とサービスの質の向上を期待されている。

しかし、中央政府に比し地方政府は一般的に行政能力が低く、地方間の格差も大きい。そのため、分権化は、財政管理が不十分な地方政府の債務超過をまねき、税収の多い地方とそうでない地方とのサービス格差を生む可能性がある。また、地方政府が地元有権者によって支配されている場合は、汚職が起りやすくなる。経営の観点からは、調整や会計監査、徴税コストの増大などの可能性があげられる。

地方分権化の推進には、各政府の能力と体制に応じた段階的な分権化を進めることが重要である。地方分権化が機能するためには中央政府と地方政府間の垂直的な関係、及び地方政府と市民社会の水平関係の双方を上手く構築しなければならない。地方分権化に関する援助としては、地方行政の行政能力強化を支援するもの（徴税能力強化、会計、予算管理制度改善など）や内務省や大蔵省などの政策中枢部門への支援に係る専門家派遣などがある。



---

## 第2部 第4章 経済政策支援のアプローチ

---

### 4-1 経済政策支援の目的と範囲

#### < 目的 >

途上国に限らず、経済は国の基盤を成すものであり、その基盤の成長・安定が、持続的な開発を可能とするものである。したがって、途上国が経済を適切に運営できるようになるための協力の重要性は、他の課題への支援のそれと比べても、勝るとも劣らないものと言える。

技術協力による経済政策への支援は、まずは、相手国との時間と手間をかけた対話により、途上国の経済に好ましい変化が起こる「きっかけ」をつくり、最終的には相手国自らが適正な経済運営を実施できるようになることを目指すものである。

#### < 範囲 >

アプローチ面から協力形態を分けるとすれば、一国の経済を包括的に採り上げて改善を図るケースと、マクロ経済状況を所与のものとして、ある個別分野（セクターや課題）に対象を絞った協力を行うケースの2つに分けることができる。

前者の場合、相手国と日本との共同作業（調査、分析、整理）の結果としての政策オプションを提示することが目的であるが、必要に応じ、そのプロセスでの人材育成も重要な要素となる。従って、国際金融機関（やそれとの協調融資）が実施する、資金供与の前提となる経済調査や各セクター調査、さらに一国の「経済」そのものに外部から直接働きかけ、経済・社会改革の進展を条件（コンディショナリティ）としてその変革を促す、かつての構造調整型融資（現在では、貧困削減との関わりを表面に出した名称で呼ばれる融資）とは異なる手法をとっている。

後者は、国や地域の特有の課題、あるいは緊急の課題といった個別分野について、技術（知識と経験も含む）を向上し、人材の育成、キャパシティ・ディベロップメントを図るものである。具体的なテーマとしては、財政、金融、税制、経済法及び経済統計等が挙げられる。

## 4-2 経済政策支援に対する効果的アプローチ

マクロ経済そのものの改善を目的とする協力を実現するためには、経済政策支援で政策オプションを掲示した上で、政策を実施に移すための資金や、経済政策を実施するための政府機構の改革等が必要となるため、従来の JICA のみでの対応は困難である。

従って、JICA での技術協力実施にあたっては、マクロ経済そのものの改善を目的とするのではなく、マクロ経済指標を参照し、相手国との対話及び現場レベルの観察の中から経済社会的課題を見出した上で、政策提言のオプションを提示し、その実施は相手国政府に委ねることを前提とすること、または個別分野の能力向上を図ることが現実的であろう。

実施に際しては、相手国の経済状況に応じて、アプローチの方法を検討する必要があるが、協力対象国の経済規模や状況によって、協力方法を次のとおりに大まかに分類することができる。

### 4-2-1 最貧国・復興国：基礎的な経済運営の基盤が未整備である国

#### (1) 状況

経済の基盤である生産、労働、金融などの市場の制度、及び政府組織が十分機能していない、政府が国全体の経済をコントロールできていないことが多く、物々交換が行なわれている他、アメリカドルや近隣国の通貨等が自国貨幣とともに流通していることが多い。

また、財政支出の多くを開発援助が占めていることがあり、政府が国家の財政をコントロールしているとは言い難いことがある。

#### (2) 対応方向性

政府が国の経済状況を把握し、制度／組織整備を行い、市場を機能させるための政策提言及び人材育成を行なうこと、また経済ショックへの対応等が主な目的となる。政策支援にあたっては、政策のオプションを提示し、各オプションを採択した場合に予想される結果を示すことが必要。

なお、PRSP の枠組みや紛争後の体制整備の観点から、国際金融機関や他ドナーが国全体を対象とした協力プログラムを構築していることが多く、政策レベルの方向性は固まっていることが予想されるため、他ドナーとの関係を整理して協力を実施することが必要。

(例：ラオス、モンゴル、アフガニスタン、サブサハラ・アフリカ)

#### 4-2-2 中進国<sup>6</sup>

##### (1) 状況

ある程度、経済の基盤が整っており、徴税システムや、銀行等の金融機能もそれなりに機能している。また、政府は国全体の経済状況を把握しているため、課題は、短期資本自由化、為替レート安定化、産業構造変化などのより具体的な分野である。

##### (2) 対応方向性

各政府が具体的に対応すべき課題を提示することが可能であり、目標も税収向上や個別分野の産業政策の改善等、特定の分野に特化したものとなる。

ただし、金融・経済危機が発生した場合、あるいは経済連携の強化の過程で、それへの対応の一環として、マクロ経済政策への助言を行なう可能性もある。

協力実施に際しては、国際金融機関等との連携を考慮に入れるべきである。

(旧アセアン)

#### 4-2-3 市場経済移行国：社会主義経済から市場経済に移行している国

##### (1) 状況

金融と財政が分離されていない、生産を担っている公的機関が債務を抱えていることに加え、民営化に関連する課題が多い。

また、失業、福祉制度の崩壊及び不動産の私有化等、社会セクターへの影響が生じていることが多い。

経済状況は、市場経済化のスピード（急進的、漸進的）によって異なる。

##### (2) 対応方向性

市場経済化への移行へのロードマップ形成（シークエンスも含む）、金融と財政の分離への政策オプションの提示、民営化の方法、市場経済化に関連する政策の経済全体への影響を検討することが主な対応になる。

市場経済の移行プロセスがある程度終了した国に対しては、移行によって顕在化した個別の課題（不良債権、証券市場育成）等への個別の対応が有効である。

なお、経済が市場経済に移行過程にある場合でも、政治的移行（単独政党から複数政党への移行）が行われているケースと行われていないケースに分けられるため、政治体制に配慮したアプローチを取る必要がある。

(例：ベトナム、ラオス、東欧)

---

6 DAC（開発援助委員会）の国別分類では、2007年の一人当たりGNI（国民総所得）が935ドル以下の国・地域を低所得国、936ドル超3,705ドル以下の国・地域を低中所得国、3,706ドル超11,455ドル以下の国・地域を高中所得国と呼ぶ。DACリストは3年ごとに見直される。  
(2008年9月現在のDACリスト：<http://www.oecd.org/dataoecd/62/48/41655745.pdf>)

### 4-3 案件実施における留意点

経済政策分野の案件を担当する際に、課題部及び在外事務所の担当者が留意すべきこととして、次の点が挙げられる。

#### 4-3-1 プロジェクト開始前（事前評価調査時まで）

##### (1) プロジェクトの位置づけ

###### 1) 協力の意味

まず、政策判断の責任は相手国政府が担っていることを、両国関係者が相互に確認する。

これは、相手国政府のオーナーシップを高めることが主目的であるが、同時に a) 日本側関係者が、提言内容が相手国の政策に直接反映されるという過大な期待を抱かないようにすること（ただし、政策提言案の策定にあたっては、策定する提言が実際に政策に反映されるという意識で取り組むことが重要であり、経済理論に依拠した「理想的な政策」案を策定するのではなく、相手国の政治経済状況を勘案した「現実実施可能な政策」案を策定することが重要。）、また、b) 政策決定時に生じる政治的調整（国内及び相手国とドナーとの関係）に不必要に巻き込まれない様にも可能となる。

###### 2) 目標設定

関係者全体で協力内容について共通認識を有することが不可欠であり、それを明確化するために目標を設定する。

相手国経済を包括的に取り上げて改善を図る場合には、「政策提言案を策定する」ことが協力内容となるため、「何のために」政策提言案を策定するのか、明確化し、それをプロジェクト目標にする。

政策提言案を策定する目的が明確でない場合、協力対象分野及び提言の深度が無制限に拡大し、政策提言案を策定することが自己目的化し、案件全体のコントロールが不可能になる可能性がある。<sup>7</sup>

また、JICA プロジェクトでは、終了時に評価を行うため、正当に評価を行うことができる様にする観点からも、協力目標を明確にすることが必要である。

なお、マクロ経済は様々なことから影響を受ける（外部条件が多い）ため、「マクロ経済状況の向上」を協力目標に設定した場合、その達成が協力の成果によるものか把握することは困難である。したがって、「マクロ経済状況の向上」をプロジェクト目標とすることの是非については十分検討する必要がある。

---

7 「提言策定には、A の分野の調査が必要。また、提言内容を精緻化するためには、B の分野での情報収集が必要になる。そのためには国内委員の追加が必要。」等と、協力が拡大化することが多い。

例えば、「政策提言を国家開発計画に反映する」であるとか、「政策策定担当者の政策策定能力が向上する」といったプロジェクト目標を設定するのが適当である場合が多いと思われる。

ただし、「マクロ経済状況の向上」以外の目標を設定することによって、「政策提言案を策定する」という協力の目的が本末転倒にならない様、協力の本来の目的、プロジェクトの目標、協力内容を整理し、PDM等で確認することが望ましい。

なお、協力の結果として案件形成を念頭においている場合は、開始時からその旨を明確にすることが必要である。

### 3) 政府の政策との関係

協力成果に実効性（政策インパクト）を持たせるために、提言内容・アウトプットを相手国政府の政策において具体的に反映させる方法を事前に調整することが望ましい。

高い政策インパクトは、政策提言を相手国政府の国家開発計画や PRSP に反映することによって達成されるが、係る政府の中期的な計画は毎年策定されるものではなく、経済政策支援のプロジェクト終了時期とタイミングが合わない可能性がある。

特に、政府が既に中期／長期開発計画を有している場合、既存の政策と齟齬が発生するような内容を含むアウトプットが出された（あるいは出されそうな）場合の対処方針を相手国政府に確認しておくことが望ましい。基本的には、相手国政府が掲げる中長期の経済開発計画をよく理解し、その達成に寄与する経済政策支援を行っていくことが効果的な支援となろう。

### 4) 国別事業実施計画との関連

案件の内容と国別事業実施計画の関連を明確にする必要がある。

ところで、特に相手国の経済政策について提言を行うような案件を実施する際には、協力対象国の開発方向性を示し、相手国政府が重点的に取り組むべき分野を提言するため、かかる提言を JICA の国別事業実施計画の重点分野に反映させることが望ましい。この場合、経済政策支援が他案件の上流部分に位置づけられることになる。

## (2) 相手国のコミットメント／関係機関の選定

必要に応じ、政治的コミットメントを確保した上で、実務を行うカウンターパートを選定する。ソフト分野の協力であるため、特にカウンターパートの能力及び姿勢が案件の成否を大きく左右することに十分留意し、カウンターパートの選定・巻き込みを行う。

カウンターパート機関となりうる機関の選定にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 国家開発計画などに政策提言を反映するための発言力の有無
- ② 関係省庁と対等に協議を行える権限の有無
- ③ 現地調査を実施する際、関連省庁や地方政府等に便宜供与依頼する権限の有無
- ④ 政策策定のための現状分析能力（統計データの作成、人材を含む）
- ⑤ 実施機関の候補としては、次の機関が挙げられる。
  - ・ 国家開発計画／PRSP の策定を所掌している機関（大統領府／首相府、国家計画委員会等）
  - ・ 国家開発計画策定のための政策オプションを検討する機関（経済研究所等）
  - ・ 経済政策を所掌する機関（財務省、経済省、計画省等）

### （３） 協力内容の確定

案件が経済政策全般を網羅する場合においては、基本的に全ての分野を勘案することになるが、予め、相手国のマクロ経済に特に大きく影響を与えている事項を抽出し、重点的に対応する項目を設定することが効果的である。

項目を選定するにあたっては、学術的側面と実務のバランスに留意し、実施可能性のある政策提言を行う。また、政策研究、実務的アドバイス、パイロット・プロジェクトを柔軟に組み合わせ、政策提言とともに政策実施を行うことも可能である。

また、個別分野の協力においても、我が国のリソースを勘案し、具体的なアウトプットや成果を見据えながら、協力内容の絞込みを行う。

### （４） 人材育成、キャパシティ・ディベロップメント

経済政策の個別分野の協力においては、人材育成、キャパシティ・ディベロップメントは、その対象をどう設定するのか、どの水準まで育成・開発するのかという点につき検討する必要があるものの、原則実施するものである。一方、政策提言型の協力の場合、その策定のみを目標とするのか、策定の過程において人材育成（政策策定能力向上、調査能力向上）を行うのか、その両方とも行うのか、を決定する必要があり、人材育成を行う場合は、個別分野の協力と同様、事前にその対象者、目標を設定することになる。

## 4-3-2 実施体制の整備（事前評価調査から案件開始まで）

### （1）相手国内の体制

相手国側に案件の円滑な実施やアウトプットの確実な活用の担保のために、国内委員会やステアリング・コミッティを配置する場合、留意点は次のとおり。

- ・ **メンバー** : 関係省庁、アカデミックス等から人選する。  
担当省庁から委員を選出し、現状分析や現存政策との整合性確認等を行うことが効率的である。また、統計を所管する省庁を関与させ、統計情報の入手を容易にすることが望ましい。
- ・ **役割分担** : 実際に案件を実施する担当者とアウトプットの内容に責任を持つ人材の両方を含めることが必要。一般的に、委員となりうる人材は多忙なことが多いため、必要に応じて、例えば「国内委員会」と「国内委員会を補佐する実施部隊」に分け、機動力を確保することも検討する。

### （2）日本国内の体制

#### 1) 国内支援委員会の設置

原則、個々の案件には国内支援委員会を設置しないことになっている。しかしながら、特段の理由から、国内支援委員会を配置する場合、アカデミックス及び関係省庁等に協力を仰ぐが、その場合でも必要最低限の人員とする。

#### 2) 円借款との連携

現状分析の情報を共有するためにも、円借款との連携は重要である。また、案件のアウトプット（政策提言）を円借款の供与条件やモニタリング指標と関連付けることによってレバレッジ効果を出し、アウトプットの実現可能性を高めることも重要である。

### （3）実施環境

#### 1) 成果の公開・広報

成果品の公開・広報については、開始前に協議し、S/W や R/D 等で確認する。積極的に報道機関、学術研究機関等に公開・広報し、意見を求めることが望ましい。

#### 2) 現地事務局の設置

協力規模が大きくなった場合、案件を円滑に進めていくため、相手国関係者との協議、現地での情報収集、国内支援委員などの現地調査の補佐等を行うための現地事務局を設置し、同事務局で経費管理等を行うことが効率的である。必要に応じて、専門家、企画調査員、業務調整員等を派遣する。

### 4-3-3 実施（協力開始後）

#### （1）他案件との調整

既存案件のアウトプットの内容との整合性を確保するように留意が必要である。特に政策提言を行う時、他案件における提言の方向性が異なる場合、意見を整理・調整することが必要である。関連案件の関係者に積極的に関与してもらうことが望ましい。

#### （2）他ドナーとの調整

##### 1) 情報発信／情報共有／提言内容調整

どの段階から他ドナーに情報公開を行うかを相手国政府と事前に協議する。協力相手国によっては、政治的理由などから他ドナーへの情報公開を望まない可能性があるが、少なくとも、案件の目的や対象分野等の概要を伝え、情報共有及び提言内容の調整の可能性を早めに協議することが望ましい。

また、協力相手国の意向等により他ドナーとアウトプットの内容を調整できない場合でも、現状分析結果の情報を共有し、後々の議論の基盤を残すことが重要である。

また、国によっては、各ドナーに異なった情報を提供する場合もあるため、ドナー間の情報交換によって、情報の信憑性を確認することも可能となる。

##### 2) 調整の実施担当

案件実施の過程において重要な局面における調整は、基本的に、専門家やコンサルタントではなく JICA が中心となってこれを行うべきである。調整を行うにあたって必要な理論的サポートは前広に関係者へ依頼する。

##### 3) 具体的な調整の実施方法

協力相手国及び他ドナーに対しては、我が国の支援の特色を明確に説明することが効果的である。

- ・ セミナー : アウトプットの実現可能性を高めるため、セミナー等を実施して積極的に中間結果やアウトプットの内容の方向性を各ドナー（特に国際機関）に提供することが効果的である。特に、現状分析結果を共有し、アウトプットの内容を議論する際の前提条件を同じにしておくことは重要である。
- ・ アウトプットの内容の比較 : 一般的に相手国政府は、世界銀行や IMF からコンディショナリティが課せられていることが多く、JICA のアウトプットの内容よりもこれらの



国際金融機関の意見を尊重する可能性がある。事前に各ドナーとアウトプットの内容を調整し、その方向性が異なる場合には、(1) アウトプットの内容が異なる理由の分析、(2) それを政策執行した場合の結果の比較を行い、相手国政府に混乱を引き起こさないことが重要である。

#### 4-3-4 JICA の対応

##### (1) JICA の位置づけ

案件の実施機関は JICA であるため、主体性を持ってアウトプットの内容に関与しなくてはならない。専門家やコンサルタントが作成する提言内容をそのまま相手国に提出するのではなく、担当部署が国際協力専門員等の知見を積極的に活用し、アウトプットの内容の妥当性を判断することが重要である。

##### (2) 経験の蓄積

経済政策支援の活動を実施機関として記録し (Institution memory)、他案件にフィードバックする方法を事前に検討する。特に、案件関係者から JICA に案件運営等について提言された場合は、JICA の見解を示し、類似案件に反映することが必要である。

#### 4-4 援助動向

##### 4-4-1 国際機関・他ドナーの援助動向

経済政策支援には、大きく分けて世銀や IMF などの国際金融機関による多国間 (Multilateral) 援助と各国の援助機関による二国間 (Bilateral) 援助がある。ここではまず、多国間援助の動向について世銀と IMF を中心に把握し、その後、各国の援助機関の動向を記載する。

国際金融機関による経済政策支援には、主に以下の三つが含まれる。

- ① 融資を承諾/継続する条件 (Conditionality あるいは Performance Criteria) を設定し、融資対象国の経済社会指標の改善を求める融資 (Lending)
- ② 上記①に付随した技術協力 (Technical Assistance)
- ③ マクロ経済調査、及び、セクター調査 (金融、中小企業、国営企業など)

1980 年代の①のタイプの融資の中心は、世銀と IMF 主導の構造調整融資であった。代表的なものには、IMF の SAF や ESAF (現 PRGF)、世銀の構造調整融資 (Structural Adjustment Loan (SAL)) などがある。80 年代の構造調整融資は、1982 年にメキシコから始まった途上国の累積債務問題 (債務危機) に対処するためであり、主に、国際金融システム安定のため

めに途上国の国際収支の均衡をはかることが目的であった。中心の戦略は、1) 緊縮財政・金融政策によるマクロ経済の安定化と2) 経済の自由化・民営化による構造改革であった。

1990年代に入ると、それまで主流だった構造調整融資は、国内の所得分配の改善（貧困削減）に貢献していないとの批判を受けるようになった。実際、サブサハラ・アフリカを含めた多くの地域で、貧困の悪化や貧富の差の拡大が確認された。このような状況を受け、90年代後半には、被援助国の主導による、貧困削減に貢献する経済政策支援融資が行われるようになった。具体的には、PRSPを融資対象国が作成し、その計画を中心に世銀及びIMFがSALやPRGFなどの融資を行う。PRSPは、世銀とIMFによる重債務国救済を目的とした、HIPCイニシアティブにも組み込まれている。以前の構造調整融資が事前に融資を行う条件（Conditionality）をつけたのに対し、PRSPに基づいた融資では、実施された計画の成果に基づき、その後の融資額が決定される仕組みになっている。<sup>8</sup>

また、援助実施形態（モダリティ）においても、従来のプロジェクト型援助からセクター・プログラムなどのプログラム型援助の導入が図られるようになった。途上国の主導権（Ownership）の確保、援助関連業務の経費削減を目的として、コモン・バスケットファンド方式や直接財政支援といった財政支援型援助を採用するケースが増えている。

プログラム型援助が増えるに伴い、被援助国における援助資金の適切な使用を促す公共支出管理（Public Expenditure Management）が注目されるようになった。背景としては、ファンジビリティ（Fungibility）という概念が再認識され、援助効率向上のためには公共部門全体の資金管理が必要との認識が広まったことにある<sup>9</sup>。

経済政策支援に係る技術協力の目的は、融資対象国における効果的な経済政策策定であり、そのために必要な財政・金融政策、マクロ経済、統計に関する人材育成が基本的に無償で行われている。協力の種類は、専門家派遣、セミナー、ワークショップ、研修、調査報告など多岐にわたる。近年、分野としては債務軽減に関する技術協力に、地域としては、サブサハラ・アフリカに重点が置かれている。これらの技術協力は、世銀、IMF共同のFSAP（Financial Sector Assessment Program）とROSCs（Reports on Observance of Standards and Codes）の枠組みの中で行われている。留意しなければならないことは、世銀、IMFの技術協力は①の融資に付随したものであり、コンサルタントの雇用、専門家派遣等に必要な費用を提供するのみである。被援助国はコンサルタントの雇用などをすべて自分で行う必要がある。これに対し、後述のJICAの技術協力は、JICAが自分の資金でコンサルタントの雇用、専門家派遣などを行っている。

マクロ経済調査とセクター調査には、IMFの第4条協議<sup>10</sup>（Article IV Consultation）による政策監視（Surveillance）、及び世銀のEconomic & Social Work（ESW）、Core Diagnostic Study

8 世銀（IDA）のPerformance-Based Allocationなどがある。

9 詳しくは、3-4「ガバナンスと経済政策」を参照（Public Expenditure Review など）

10 IMF協定第4条の規定に基づき、IMFは加盟各国との協議を通常毎年行う。IMF代表団が協議相手国を訪問し、経済・金融情報を収集するとともに、その国の経済状況及び政策について政府当局者等と協議する。本部に戻った後、代表団のメンバーは報告書を作成し、この報告書が理事会における議論の土台となる。理事会における議論の後、IMF専務理事が議長として理事会の見解を総括し、これを各国政府に伝える。

の Country Economic Memorandum (CEM)、Public Expenditure Review (PER)、Country Financial Accountability Assessments (CFAA) などがある。これらはあくまで融資対象国への援助戦略（世銀の Country Assistance Strategy 等）形成に必要な経済基礎資料作成のためであり、単独の事業ではないが、これらの調査に基づき各国に対する政策助言が行われている。

一方、各国の援助機関による二国間援助では、かつてはマクロ経済政策への直接の支援（融資、技術協力等）が多数行われていたが、現在は、国際金融機関との協調の中での限定された分野への技術協力が中心になっている。特に米国政府は、70年代からマクロ経済関連の協力は世銀や IMF を通して行っている。アメリカ国際開発庁（USAID）は、国際金融機関との協調のもと、旧社会主義国、アジア、中南米、アフリカといった多様な地域で、市場主義的経済創設を目的とした経済政策支援を行っている。ロシアでは、Economic Experts Program（実施期間:2000年4月-2004年7月）を立ち上げ、著名な経済学者を招き、財政改革、年金改革、為替政策などの分野における政策提言を行っている。

ドイツ技術協力公社（GTZ）は、GTZ International Services (GTZ IS)<sup>11</sup>において、途上国の経済政策に対する助言や研修を行っている。GTZ の重点は、私企業の競争力強化と雇用促進による、貧困削減と経済開発である。

#### 4-4-2 我が国の援助動向

我が国の経済政策支援には、世銀や IMF などの国際金融機関への出資による多国間援助と、日本が独自に行う二国間援助がある。主に以下の三つが、日本の二国間経済政策支援である。

- ① 技術協力
- ② 有償資金協力（円借款）
- ③ 無償資金協力

経済政策に係る技術協力の一つには、マクロ経済状況を所与のものとして、特定の個別分野（セクターや課題）を対象を絞った協力がある。JICA や各省庁による研修員受け入れや専門家派遣などがこのタイプの協力にあたる。冷戦終結以来、中央アジア、インドシナ諸国、東欧諸国などの旧社会主義国は、市場経済化や制度の民主化を進めているが、これらの国々は、そのための技術や人材不足に悩まされている。我が国は、この問題に対応するため、「税制改革」、「証券市場整備」、「産業育成」といった分野において、日本の経験を紹介したり、助言を行っている。また、マクロ経済モデルを作成し経済政策策定のための分析ツールを提供する、インドネシアの「マクロ経済モデル開発のための調査」（1995年～1998年）やブラジルの「マクロ経済機能強化」（1999年～2002年）なども実施されてきた。

---

11 GTZ IS は GTZ の 1 部署であるが、GTZ 本体がドイツ政府から業務を受託しているのに対し、GTZ IS は国連機関、他国政府（含む途上国）、他国援助機関等から業務を受託し、会計的にも GTZ 本体とは完全に切り離されている。

従来の日本の経済政策支援に関する技術協力は、政策提言の領域に入るものは内政干渉にあたるとの理由から、上記で説明したような個別の技術的問題に対する助言に留まってきた。しかしながら、一国の経済を包括的に取り上げ、改善を図る技術協力も存在する。初期のこのタイプの協力には、「アルゼンチンの経済開発調査」（1985-1986）がある。元外務大臣の大来氏を団長に作られたマクロ経済政策「大来レポート」は、その後のアルゼンチンの経済政策に反映された<sup>12</sup>。

「インドネシア経済政策支援」では、我が国の学識者とインドネシア側主要閣僚が政策対話を行い、適宜、インドネシア側から政策支援の要請があった場合に、政府高官への政策提言を行った。

日本側の学識者と被援助国の政府関係者が共同研究を行い、その研究に基づき政策提言を行う共同研究型の技術協力も存在する。共同研究型の経済政策支援は、日本独自のものであり、代表的なものには、「日越共同プロジェクト（通称：石川プロジェクト）」（1995-2001）、「ラオス経済政策支援」（2000-2005）、「ミャンマー経済構造調整支援」（2000-2002）などがある。共同研究型の援助には、信頼関係の構築と現地政府スタッフの人材育成も目的として含まれている。

一方、有償資金援助（円借款）による経済政策支援は、2008年10月の新JICA発足前までは、旧国際協力銀行（JBIC）によって行われていた。円借款にはプロジェクト型とノン・プロジェクト型が存在するが、主に経済政策支援にかかわってくるのは、ノン・プロジェクト型の構造調整借款とセクタープログラム借款である。構造調整借款は、融資に条件をつけ、他国際機関との協調融資で行われる<sup>13</sup>。一方、プログラム借款は、商品借款から発生した見返り資金を、その国の重点セクターの開発支援に投資するものである。

従来、資金協力において経済政策の変更自体を目的とした借款は極めて稀であったが、対ベトナム「経済改革支援借款」（1999年9月締結）では、日本独自の融資条件を付し、円借款を行った。融資の条件は、民間セクター育成（プログラムの策定・公表）、大規模国営企業の改革、非関税障壁の関税化の三点であり、ベトナム側と合意した上で、200億円を拠出した。

アフリカ諸国を中心に PRSP やセクタープログラムの実施を支援する枠組みとして、セクター・コモン・ファンドや一般財政支援等が導入されており、ドナーはこれら当該国政府

---

12 アルゼンチンでは第2次経済開発調査（1994-1996）が実施され、大来レポートのマクロ経済政策におけるレビューに基づき、産業・貿易・投資といった個別セクターの振興策に対する開発調査結果を取り纏めた大来ファイナル・レポートが作成された。

13 貧困削減戦略ペーパー（PRSP）を作成している国において、PRSPに基づいた政策制度環境面の強化を図るため、集中的なコンサルテーションとドナー協調の下で実施される世銀のノン・プロジェクト借款が PRSC（Poverty Reduction Support Credit）であり、2001年に導入された。この世銀の PRSC に対しては各ドナーも資金供出（含む協調融資）を行っており、わが国円借款による世銀 PRSC に対する協調融資も PRSC と呼ぶ。また、世銀は構造調整アプローチの見直しを行い、2004年に同行の融資方針及び業務要領の改訂を行った結果、一切の構造調整融資（SAL、SECAL 等）を廃止し、全て開発政策借款（DPL: Development Policy Lending）に変更した。この世銀の DPL と協調して供与する円借款も DPL と呼ぶ。

の改革努力に対して協調した支援を実施している。我が国は、無償資金協力等や企画調査員の投入により、これら枠組みに参加している。例えばタンザニアにおいては債務救済無償資金協力を活用して、2001年および2002年度に一般財政支援（PRBS：Poverty Reduction Budget Support）に拠出した（債務救済無償本体資金50%を上限として累計で約10億円を拠出）。債務救済無償資金協力とは、ODA債務を弁済したかどうかを確認したうえで、原則として返済額と同等の無償資金を供与し、その供与資金は両政府で合意した品目リストに基づいた物資等の購入に充てられるスキームである。

その後、2003年の債務救済無償資金協力の廃止を受け、2004年3月には、我が国にとって世界で初めてのノンプロジェクト無償本体資金投入による財政支援の実施を決定した（約5億円）。コモン・ファンドへの協力事例としては、2003年度、タンザニアでの貧困モニタリング・ファンドに250万USD（ノンプロ見返り資金を活用、うち30万USDは農業サーベイにイヤーマーク）、農業セクタープログラムの事務局支援に15万USD（KR見返り資金を活用）が挙げられる。

有償資金協力実績としては、2007年3月に14のドナーが参加するタンザニア政府への一般財政支援の枠組みの中で、世界銀行の第4回目の貧困削減支援プログラムに協調融資する形で円借款供与（20億円）したものがあつた。（2007年9月にも同様の円借款を20億円供与した。）

また、タンザニアではこれらの資金協力と併せて、PRSP枠組み内でのJICAの協力も実施している。農業セクタープログラム、貧困モニタリング、財政モニタリングに企画調査員が配置されているとともに、貧困モニタリング・プログラムの枠組み内で「国家統計局データ提供能力強化支援」（技プロ）が実施されている。また、ドナーが投入した資金が貧困削減に向けて効果的に活用されるためには、公共財政管理能力向上が課題であり、これら能力強化に向けて実施に移されているタンザニア国「公共財政管理改革プログラム」に対しても、JICAによる支援「公共財政管理能力向上支援」（開発調査）を実施した。

---

---

## 補 論

---

---

### 補論 1 成長と貧困

#### 1-1 イントロダクション：なぜ今貧困と成長なのか？

成長と貧困に関し、援助実務の世界で大きな影響を与えているのは、1990年代末に世界銀行の政策ゴールが途上国の成長促進から貧困削減へシフトしたことである。そのゴールシフトにより、同見直し後の援助プログラムは、貧困削減に焦点を当てた重点開発課題及びその対策を包括的に述べた経済・社会開発計画である PRSP に基づき実施されることになった。従来、世銀の政策枠組みの領域として、「物質的経済的（所得・消費）意味における成長の促進」にあったものが、現在では「非物質的、非経済的側面を含む貧困の削減に重大な関心」が払われるという転換があった。

上記の転換の背景には、まず、過去 20 年間に貧困率は減少したものの、貧困者数は絶対的に増大していること、また、多発する国内及び地域の武力紛争の背景に貧困が絡んでいると認識されていることなどにより世界的に貧困問題への認識・関心が高まっていることが挙げられる。さらに、成長促進から貧困の削減を合わせた広義の貧困へのアイデアの転換を支援する強力な理論的貢献があったことも重要であった。

しかし、他方で 1-2 で紹介するように統計を用いた横断的計量分析の結果を持って、「貧困削減のためには成長への配慮は不要」という急激な方向転換に警鐘を鳴らすものや、世銀自身がそうであるように、成長と貧困双方への働きかけは補完的な位置づけにあるという主張もでてきている。PRSP においては、「非経済的政策措置」が政策枠組みの中に組み込まれ、「機会の増大」、「権利の増大」、「安全の確保」が三つの柱とされている。

ただし、現時点では新たに提示された非経済的政策措置が PRSP 自体の課題として政策方向を示すのみで十分具体化されていないため、アクションレベルの提案としては不十分であることなどから、二者択一ではなく、Pro-poor target への支出<sup>14</sup> と broad-based growth 双方への適切な組み合わせを求める動きもあり、DAC 下部機構改革の結果 POVNET のなかで「経済成長」の 이슈が中心的に扱われることにもなっている。

以下では、上記の背景をよりよく理解するために次の 3 点を中心に説明したい。

- ・ 成長は貧困に良い影響をもたらす（1-2 で計量分析結果から説明）
- ・ ただし、成長の貧困緩和に対する効果には国毎に大きなばらつきがある。
- ・ こうしたばらつきは、まず、成長前の所得や資産の不平等の度合の影響である可能性がある。また、経済成長に伴って所得分配が必ずしも改善の方向に向かうことはないこともばらつきを生じさせる要因である。これは、所得分配の変化には、政策や成長をもたらす部門・構造の違いなど国固有の事情が影響しているためである。

---

14 社会開発・生計維持のための施策。具体的政策としては、教育や保健衛生分野の充実、セーフティネット整備などが想定される。

## 1-2 成長と貧困はどのような関係にあるのか。～成長と貧困削減は正の関係

成長と貧困の関係については、各国の成長率と貧困指標を計量分析する手法がとられてきた。

1970年代は、開発は貧困層の所得の絶対・相対的な減少をもたらすなど経済成長は貧困削減に十分ではないという議論が主流であった。しかし、1990年代にはいり、各国の成長率と貧困に関するデータ蓄積が増え、また、手法が洗練されてきており、成長は貧困の削減につながるとする研究結果が多く発表されてきている。

### BOX-A 1-1 貧困をどのように表現するか

経済的な手法を用いた貧困と成長に関する実証分析の世界では、一人当たり平均所得と予め設定した貧困ラインを用いて算出した、いわゆる **Income poverty** を表現する以下の三種が用いられている。(定義については用語集参照)

これらの指標のどれを採用し、どれが入手可能なのかという問題のほかに、異なる事情を抱えた国々の間での比較を行う場合は「貧困」ラインをどこに設定するか、どの貧困ラインを採用するのかという問題もある。

貧困率 (head count ratio)

貧困ギャップ (poverty gap)

貧困の深度 (poverty gap squared)

1990年代末にはグローバリゼーションの進展により貧困が悪化しているという主張などにより世界的に貧困問題への認識・関心が高まり、「貧困削減のためには成長はいらない」という極端な議論もでるようになった。また、世銀の政策ゴールのシフトに伴い、ドナーコミュニティの関心が貧困層に直接働きかける援助に集中する傾向が強くなった。こうした動きは、成長と貧困の関係を探る研究への新たな刺激となっている。

最近の研究<sup>15</sup>は、人口の最低所得者層（全人口の5分の1と定義）の平均所得は、経済全体の平均所得と同じ割合で上昇するとしている。このため、経済が成長すれば必ず貧困ライン以下の人口は減少するということになる。データが一層網羅的になった直近の研究（BOX-A 1-2 参照）でも、経済成長は貧困の削減に正の影響があるとしており、1990年代以降の研究結果を支持している。

では、成長やグローバリゼーションの進展が不平等を拡大し、貧困緩和を阻害しているという観察・主張はどのように説明がつくのであろうか。

前述の研究の結果は、富裕層の所得も貧困層の所得と同じペースで成長するため、結局富裕層の取り分（絶対量）は貧困層の取り分より大きくなることを示している。つまり、成長によって配分のされ方に変化がないとすれば、富裕層の所得増分は明らかに貧困層のそれよりも多い、つまり、平均すれば、国民所得の増分のうち富裕層の取り分のほうが大きいということである。さらに、同研究結果では、1%の成長があった場合に平均で2%程度の貧困率の減少が見込まれると予想しており、これは所得貧困の改善に対する成長の役割を明確に物語っている。しかし、同じ研究結果は、同時に1%の成長に対し、貧困率の減少が0.6%程度にとどまる国もあれば、3.5%にもものぼる国もあるというばらつきをも示しているのである。

15 Dollar, David and Art Kraay. 2001. "Growth is Good for the Poor." World Bank Policy Research Working Paper #2587, Washington, DC: World Bank, August.

つまり、各国横断的な平均では成長は貧困に資するという研究結果の指摘と、反対に貧困層が成長に便益を受けない事態も多数観察できる事とは矛盾しない。平均値のみの議論では必ずしも貧困の問題の全体を捉えることにはならないという重要な点を指摘しているともいえる。また、長期的な視点からは、教育や保健状況も富裕国ほど水準が高く、「経済発展」が貧困に対して中心的な役割を果たしていることがわかる。こうした各国の格差は長期にわたる成長率の差を反映したものである。

#### BOX-A 1-2 経済成長の貧困への効果はどの程度のものなのか？

Adams<sup>16</sup>の研究結果からは以下が得られている。

- ① 家計調査平均所得を採用した場合、1%の成長に伴い、貧困ライン（本研究では1985年の購買力平価で1日あたり1ドルを採用）以下の生活を送る人口が2.59%減少するというが推定されている。（対象時期に著しくパフォーマンスの悪かった東欧・中央アジアのデータを除いた数値）
- ② また、家計調査平均所得で試算した場合、経済成長は前述した3つの貧困指標のなかでも、貧困の深度（poverty gap squared; severity of poverty）に最も影響をあたえる。1%の成長に伴い、貧困率が2.59%削減されるのに対し、貧困ギャップは3.04%、貧困の深度は3.39%減少することが推定された。

#### 1-3 経済成長はどうすれば起こせるのか

では、経済成長はどのようにもたらされるのであろうか。経済学の理論では、資本や労働力、人的資源（教育水準や平均余命などで測定）などの生産要素が理論の基本を構成するほか、知識生産や熟練、技術革新や部門間の相乗効果をもって長期的な経済成長の要因を探ろうとしている。（詳細は補論参照）

他方、理論ではなく実際の政策・制度の観点からは、国際貿易への開放度、金融・財政政策の健全性、司法や制度で不正行為を防ぎ、企業や家計が公正な環境で経済活動ができること等が重要である。戦争、内乱、災害や外的経済ショックなどは逆風をもたらすが、政治・民族間の亀裂が深い場合、あるいはそれらに所因する衝突の調整を行う国内の調整機能（往々にして制度がこれを担う）が強固でない場合等はショックからの回復が遅れ、影響からの立ち直りが遅くなる。

また、経済成長は、貿易の観点から遠隔地や内陸などの立地条件や資源の有無、土地の質など全くの外因性の要素により影響を及ぼされることもあれば、人口動態にも影響される。

#### 1-4 成長と不平等の議論 - 貧困の削減にばらつきがあるのはなぜか

貧困の削減率には大きなばらつきがあるという研究結果が1-2で紹介されたが、同じ成長率のもとでも国により貧困削減率に差がでるのはなぜだろうか。

残念ながら、経済成長が貧困に与えるメカニズムについて十分に説明し、かつコンセンサスを得ている理論はない。このため、成長と貧困の関係については、データ<sup>17</sup>を使ってその相関（因果ではない）関係を探る研究がなされているというのが実態である。この理由について考えてみよう。

成長率が一定である場合、貧困削減の程度は以下の点に影響を受けると考えられる。

16 Richard H. Adams, Jr. 2003, "Economic Growth, Inequality and Poverty: Findings from a New Data Set", World Bank Policy Research Working Paper # 2972, Washington, DC: World Bank, February.

17 一国の中での「不平等」の表現としては、ジニ係数や全人口を5つの所得階層に分けて階層別の平均所得の推移や伸び率を比較するなどの方法がとられている。



- ① 成長に伴う所得分配の変化（貧困層が発展において共有できる機会が不平等であれば、格差が拡大、など）
- ② 初期段階での所得や資産の不平等

これまでの議論は、貧困率を中心にした議論であり、前述のとおり、一日あたり 1 ドルといったような一定のラインを前提に議論を進めてきた（絶対貧困）。こうした人間として適切な生活をおくるために十分な消費カロリーをもとに算定された貧困こそが緩和・削減の中心命題であることにはかわりがない。本節で初出の所得分配や不平等の議論は一国のなかで所得や資産がどう分配されているかという国のなかの問題である（相対貧困）。以下の説明は、絶対貧困の解消のためには、相対貧困の程度及び改善の度合が影響を与える要素となりうる、ということを念頭において読み進めてほしい。

#### 1-4-1 所得分配は変化しているのか。そしてそれは成長によるものか

まず、前述の①のチャンネルに関し、成長によってもたらされる追加所得がどのように国内に分配されるかは貧困を削減する上で非常に重要である。例えば、成長すれば必ずその所得増分のうちの貧困層の取り分が増えていく（貧困層の所得の上昇率が平均所得のそれより高い）のであれば、貧困率の減少のスピードは速くなり、長期的には国内の所得・資産の不平等が緩和される。他方、所得分配の構造が変わらない場合は、GDP が二倍になれば貧困層の所得もそのまま二倍になるはずであるが、当然ながら先に述べたケースよりは改善のスピードは鈍る。

では、実際所得分配は変化しているのだろうか。かつては、成長と所得分配の不平等が逆 U 字型の関係（クズネツ曲線）になっており、つまり経済発展の初期段階においては、所得分配は一時的に悪化するという研究結果・主張が支配的であったが、1990 年代に入り、時系列データの入手が可能となり、つぎつぎとクズネツ仮説をサポートしない実証研究結果が発表されてきた。

それらの研究結果からは、所得不平等の指標であるジニ係数の変化があった場合には、貧困率の削減にかなりの影響を持つことが示された<sup>18</sup>が、過去のデータには所得分配の一定のトレンドは観察されず、成長自体は所得分配にはあまり影響を及ぼさないと見なされている。また、一人あたり GDP は 1985～1995 年の間途上国で 26%成長したが、ジニ係数は年 0.28%しか変化していないとする結果もある<sup>19</sup>。さらに、各国横断的データを用いた分析では、成長すれば必ず所得不平等（ジニ係数）が改善されるというシステムティックな関係は見いだされていない。体系的な関係が見いだされない理由については以下が考えられる。

- ・各国で成長をもたらした政策や制度の組み合わせが異なる。ちなみに金融政策の安定、貿易自由化などのマクロ安定政策は所得分配には体系的に悪影響を与えることはないという関係が見いだされている（Dollar and Kraay）。
- ・国によって地域やセクターの成長構造が異なる。成長のリーディングセクター・地域の成長を貧困層が享受できない構造・機会の不平等があれば、格差は拡大しうる。

---

18 Bruno, Michael, Martin Ravallion and Lyn Squire. 1998. "Equity and Growth in Developing Countries: Old and New Perspectives on the Policy Issues." In Vito Tanzi and Ke-Young Chu (eds), *Income Distribution and High Growth* Cambridge, MA: MIT Press.

19 Deininger, Klaus and Lyn Squire. 1996. "A New Data Set Measuring Income Inequality." *World Bank Economic Review*, Vol. 10, No. 3: 565-591.

上記に示された点はその国・地域毎の状況調査をしないと必ずしも明らかにならない。これは同時に、このルートについての一般化（つまり、理論化）は難しいということになる。

#### 1-4-2 初期時点の不平等は成長自体にはどう影響するのか

次に②の初期不平等が成長に及ぼす影響については、古典的な理論のひとつに、工業化とその過程における農業の役割に焦点を当てた議論がある。同理論では、途上国においては、資本が不足し農業部門に余剰労働があるという状態と仮定されており、経済発展のためにはGDPに対する貯蓄の比率が上昇することが必要であり、こうした事態が生じるためには資本家層（富裕層）に有利になるように所得分配が変化することが必要であると論じている。つまり、生存を維持するのに必要最低限のレベルの所得しか得られていない層（農業部門・貧困層）の貯蓄はとるにたる量ではないため、成長の恩恵をこうした貧困層にではなく富裕層に分配して再投資させることで、資本主義部門（工業部門）が拡大し成長が可能となるということが示唆されている。

しかし、近年はもともとの不平等が小さいことによって、様々なルートを通じて成長が促進されるという関係が見いだされている。不平等な社会は共同活動が困難で、制度の機能不全、政治的不安定、恣意的政策などをもたらやすく、これらはいずれも成長には逆風である。また、実証研究で成長への効果が検証されているものとしては、資産、ジェンダー、土地所有の初期平等の度合などであるが、所得の不平等については肯定・否定双方の効果が検出されている。

#### 1-5 援助と成長と貧困

では、我々の関与する援助はこの文脈においてどのような役割を果たしているのだろうか。

##### 1-5-1 援助の成長に対する効果

援助の成長における効果に関する議論、いわゆる Aid Effectiveness の議論は1990年代半ばの広範な悲観的ムードのなかでスタートした。多額の金額が投入されたにもかかわらず貧困問題が悪化している国が見られること、いわゆる「援助疲れ」による援助総額の停滞、ファンジビリティなどがイシューになったことに加え、Boone (1995)<sup>20</sup>の実証研究が「援助の成長に対する効果はない（援助には直接草の根レベルに介入するものもあるが、同研究では資本の移転あるいは貸付と捉え、成長に必要な「足りない資本を補完し、成長を促進する」という役割と位置づけている。）」と結論づけたことによる。援助と成長の連関に疑義をもたらすこの研究成果は、援助は有効な援助プロジェクトに投資されているように見えるにもかかわらず、実際にはそうではないのではないかという懸念をもたらした。また、途上国における資本自由化の進展といわゆる新興市場の発展により、民間資金の流入が飛躍的に増大したことも、相対的に公的資金の役割についてどの程度意味があるのかという疑問を持つことにもつながった。結果、ドナー国の国民やこれまで開発援助を支援していた市民社会グループが公的に援助を行う意味について再考し、納税者として効率や説明責任などを政府に求める契機となった。

Booneの研究は多くの議論を喚起した。世界銀行の Assessing Aid (1998)<sup>21</sup> は、同テーマ

20 Boone, P.(1995), 'Politics and the Effectiveness of Foreign Aid', *NBER Working Paper W5308*, National Bureau of Economic Research

21 World Bank. 1998. "Assessing Aid-What Works, What Doesn't and Why", Washington, DC.

についての世銀を中心とした研究成果を統合したレポートであり、その研究成果は大きく以下の7点にまとめられた。

### BOX-A 1 - 3 Assessing Aid のメッセージ

- (1) 援助は良い政策環境のもとで効果を発揮する。良好な経済政策運営のもとでは、資金援助は高い成長、貧困や社会指標の進歩をもたらす。
- (2) 経済をつかさどる制度や政策の進歩が貧困緩和の鍵である。社会自体が改革を望む際にタイミングよく援助が供給されることが重要であり、そうでない場合は期待された効果が得られないことが多い。
- (3) 効果的な援助は民間投資と相互に補完的な役割を果たす。改革を支援するために拠出された援助は、投資意欲を喚起して民間投資を促進し〔援助1ドルに対し2ドル〕公共投資と相乗的な効果をもたらす。一方、政策環境の良くない場合には、援助は民間投資をクラウドアウトする傾向にある。
- (4) 開発プロジェクトのもたらす価値はサービスが効果的に行き渡るよう制度や政策を強化することにある。援助プロジェクトへの資金拠出は詳しく検証すると必ずしもその援助の対象とする分野に対する投資を増やす結果とはなっていない。つまり、公共部門全体を支援し、その用途を有効なものとするよう制度や政策の質を向上する方が援助のリターンをあげることになる。
- (5) 活発な市民社会活動は公共サービスの効果をあげる。
- (6) 援助は良い政策環境下でない場合でも改革の素地を作り上げることができる。いわゆる最貧国には政府が効果的な政策やサービスを提供せず、このためトランスファーが効果をもたらさない結果となっているところがある。一方でこれらを援助が効果的に支援しているケースがあり、こうした協力は資金的には小額であっても多くのスタッフを必要とする。また、教育や訓練の機会を増大することによって、援助が改革への社会的コンセンサスの形成やアイデアの醸成に貢献することがありうる。

これらの研究の今後の援助に対するインプリケーションとしては、まず、資金援助は良好な経済政策を運営する低所得国により効果的に振り向けられるべきであり、また、政策ベースの援助は国民の信任の厚い政府の行おうとする改革に拠出されるべきであるということである。また、援助のタイプは国やセクターの状況に応じて選択、組み合わせられるべきであり、各開発プロジェクトは、知識の創造とキャパシティの移転を主眼に据えるべきであることを謳っている。さらに、援助機関は政策運営に問題を抱える国への援助形態を再考する必要があるということである。

Assessing Aid にとりあげられた以外の1990年代後半の研究も、条件つきながら開発援助は被援助国の経済成長にポジティブな影響があったと結論づけているものがほとんどである。しかし、Assessing Aid は Aid effectiveness の議論にさらなるたたき台を提供した格好となっており、特に、良好な経済政策運営が援助の効果発現の鍵であるという点については批判も受けており、政策は当然ながら援助の効果に重大な影響も持つが、どういった政策が効果の発現にポジティブであるかは、国や時期により一定ではないと指摘する研究結果もでていいる。また、Assessing Aid の結論によれば、貧困ではあるが良い政策を運営していない国には資金的援助をつぎ込むことを再考すべきであるということになるが、良い政策自体を運営することも一定の資源とキャパシティを要することであり、この部分を確保することについて援助ができることは大きいのではないかとの疑問が投げかけられうる。

## 1-5-2 成長への対策は講じるべき？貧困への対策は講じるべき？

### ～ATTACKING POVERTY の回答～

1-5-1 で述べたように、援助は成長に対し一定の効果をもたらすとした場合でも、より大きな効果をもたらすためには、どこに援助を振り向けるべきなのかという整理が必要となる。

2000/2001 年に発行された世界銀行の World Development Report では、「物質的欠乏、低教育・保健水準、発言力なき状態におかれ、かつリスクに対して脆弱な状態」という貧困観のもと、過去 10 年においては全世界の成長の利益が国と国との間または、国民の間で不平等に享受された結果、所得格差は拡大した一方、教育や保健などの非所得貧困の面では大きな進歩があったとしている。また、政策の観点から 1990 年代の経験から以下の教訓を導き出している。

- ・ 成長は貧困緩和には欠かせないが、コントロール困難という難点がある上、成長すれば増分の分配やもとの不平等が改善されるというシステムティックな関係はない。
- ・ 市場改革は成長につながってはいるようだが、その過程で勝者と敗者をもたらす。貧困層には逆風をもたらすこともある。
- ・ 社会セクターへの重点のシフトで物事が解決するというのはやや楽観すぎる。

こうした現状認識に基づき、経済成長を促し、所得格差を縮小する行動が必要であるとした上で、以下の 3 本柱からなる戦略を提示し、総合的な取り組みの必要性を謳った。

- ① 機会の拡大
- ② エンパワメント
- ③ 安全保障の強化

上記戦略の柱を考える上で、貧困の要因は何かということに対し、同報告は極めて「経済学的な」ものの考え方をしている。まず、貧困層が貧困たる所以は、諸資産を持たない、少ない、あるいは持っているもその資産に対するリターンが少ない状況を想定している。さらに、資産に対するリターンは市場にどれだけアクセスできるかということや市場を支える制度のパフォーマンスにも依拠し、この意味で貧困は経済・社会・政治的設定の産物であるとの認識を示している。

人的資産	基礎的な労働能力、技能、保健など
天然資産	土地など
物理的資産	インフラへのアクセスなど
金融資産	貯蓄や融資へのアクセスなど
社会資産	互助ネットワークや 政治的影響力など

従って、この考え方によれば、貧困の緩和にあたっては、貧困層の資産へのアクセスと蓄積をどう確保するか、彼らが既に持っているあるいは蓄積しやすい資産のリターンをどう高めるかということがひとつの課題であり、経済成長により貧困層が資産を蓄積する経済的機会自体を拡大することが重要とされる（①機会の拡大）。さらに単に経済成長や自由主義的改革が行われ、各主体が参加できる機会が多くなったとしても、その機会自体を貧困層が活用するためには制度面での公的介入の役割が大きいとされる（②エンパワメント）。

たとえば、素晴らしいビジネスチャンスがあったとしても、教育を受けておらず必要な文書を作成する能力がない、あるいは投資をするにも銀行へのアクセスがない場合、その機会を生かすことはできない。また、発言権や政治への参加が制限されていればその状況を変えることを訴えることもできないのである。

また、「生活の安定」は平たく考えれば、毎日あるいは毎月ほぼ同じ量・レベルの消費水準を保つことができるということであるが、資産を持っていたとしても、量が少なかったり、時によってリターン幅 (volatility) が大きかったりすれば (例えば、労働能力という資産に対する賃金の増減が激しいなど)、急激な収入の減少をまねくこともありうる。将来所得を得られる見込みや、担保となる資産がある場合には、借入を行って消費水準を維持することも可能だが、貧困層は担保となるべき資産がなく、またアクセスできる場所に金融機関がないことも多いため、ショックに際し消費水準を保つことはできなくなる可能性が高い。こうしたリスクに対する脆弱性に対し、収入源の多様化や保険、コミュニティ全体にショックが及ぶ場合にどうするかという対応策を備えておくこと (③安全保障の強化) が必要とされているのである。

こうした意味において、成長への手段を講じることと、貧困者のリスク軽減と資産蓄積を支援する公的介入の双方が必要とされているのである。

### 1-5-3 Pro-poor targets への支出と Broad-based growth への支出アプローチのバランス

上記 1-5-2 の内容を、途上国の公共支出をどうしていくべきかというコンテキストで考えれば、成長促進か貧困削減かの二者択一の形となることは現実的ではなく、Pro-poor targets への支出と broad-based growth の支出への適切な組み合わせが求められることになる。

Pro-poor targets への支出については、個々の貧困発生メカニズムを明らかにする必要がある。解明されるべきメカニズムの例としては、低水準の栄養が仕事能力の低下につながり貧困に陥るといった悪循環がある上、貧困層にとっての収入源である共有地・共有資源が経済成長とともに生じる共同体の取り決めの消失によって、経済的ショックに脆弱になっていく、などである。

さらに、broad-based growth がどのように貧困削減に資するか経路も国毎に明らかにされる必要がある。よって、一定のリソースが与えられた際に、二者への支出バランスを決定するためには、GDP の拡大を通じた貯蓄の増加が様々な経路をへて最終的に貧困削減につながるようになるが、このチャンネルからの貧困削減のスケールと直接的な Pro-poor targets への支出の効果が客観的・科学的に比較される必要がある。

## 参考 1 (成長論～経済成長の要素は何か?)

### 1-1 何かしなければ成長は得られないのか?

簡単な例を考えてみよう。一国の基幹産業が農業だという極端な場合を想定すると、農業生産量を増加させていくためには、まず、農地をどんどん拡大していくことが考えられる(労働力はそのボトルネックとならず、また農業技術は進歩しない状態と仮定)。しかし、農地が国土の耕作可能な面積一杯に広がった状態では、いくら追加で労働力を投入しても一定の農地から得られる生産高は伸びなくなることが経験的に知られている。つまり、何もしなければ成長が停滞した状態に陥るのである。さらに、成長率が人口増加率を下回る状況が続けば、国民ひとりひとりのパイはだんだん減っていくという状況に陥りかねないのである。

経済成長論では、こうした停滞状況が解消され、継続的に生産量を増加させていくメカニズムは何かということを探ることが重要な動機となっている。

### 1-2 経済成長論

#### (1) 資本・労働

では、経済成長はどのようにすればおこせるのか。まず、単純に考えられるのは、なんらかの形で追加の土地を確保すること(たとえば資本を投じて山間地を切り崩す)や投資を行った工場の設備を拡大することなどである(資本蓄積)。こうした一定の技術のもとでの資本の追加で成長を説明する議論は成長論の基本である。(開発経済学の古典→ハロッド・ドーマーモデル、近年の諸成長論の元となる理論→ソローモデル)

#### (2) 人的資源～成長論における教育の重要性

なんらかの形で追加の土地を確保できたとしても、また、そのうちそれ以上の確保ができない事態に陥ることは容易に考えられる。生産量の拡大を図るためには、土地や労働が一定のもとでの、労働自体の「生産性」の改善が必要になる。これは、実証研究の結果から、資本や労働の一定の蓄積では、成長のすべてを説明できないことが明らかになったことにも裏付けられる。こうした文脈において、労働力の「質的改善」という観点から、教育や保健サービスの拡充を通じた人的資源の蓄積がひとりひとりの生産性の向上をもたらすとして、経済成長への労働の「質」の貢献度を感知可能とする理論が形成された(人的資本ソローモデル)。実証的には、「人的資本の蓄積」に平均教育年数のデータを用いているケースが多く、教育が労働力の質を向上させることで成長へ貢献するという意義が重視されることとなった。

#### (3) 生産要素の蓄積による理論と実際

人的資本ソローモデルによれば、経済成長は生産要素の蓄積により説明されるため、例えば、生産要素の貯蓄レベルによって、国による所得レベルが異なることが予測される。また、貯蓄率が同じで、所得レベルに差異がある場合は、所得の低い方の国では生産要素、例えば資本の蓄積1ユニットに対するリターンは高いはずであるから、高所得国よりも成長率が高くなり、いずれ同じ生産レベルに収束するというのが理論の予測す

るところである。しかし、実際の観察やデータから導きだされる各国の経済成長の経験は、必ずしもこの理論の予測するところにそぐわず、むしろ以下の結果が得られている。

- ・ 生産要素の蓄積は、国別の資本あたりの GDP レベル、あるいは成長率格差のほとんどの部分を説明できない。他の何か—全要素生産性とよぶ—がそれを説明する。従って長期の経済成長の源泉を探る際には、要素蓄積ではなく、全要素生産性が何であるのかが関心事となる。
- ・ 一人あたり GDP 成長率には、国別に大きな、しかも拡大しつつある差異がある。成長率は収束ではなく、むしろ発散している。
- ・ 成長率は一定ではない。「離陸」する国もあれば、安定成長する国もあり、またほとんど成長しない国もある。これに対し、資本蓄積は一様に安定的に伸びている。

#### (4) 生産要素以外の議論

こうした状況を反映し、生産要素の蓄積量の増加以外のチャンネルに対する研究も進んでいる。技術の進歩や、これらの理論においては成長過程の波及効果があるかないかによって国による生産性の違いがもたらされる。

##### 1) 波及効果・外部効果と調整

たとえば、一国経済内の各部門は一部のみでの工業化では市場が狭すぎて採算が合わない場合でも、十分な数の部門が同時に工業化戦略を採用した場合には互いの製品の消費者となることで市場のパイの拡大をとまなうため、工業化するという可能性を指摘した。つまり、あるひとつの部門は、他の部門が工業化しないと思われる場合には自分も工業化しないが（非工業化均衡）、反対に、皆が工業化すると考えられる場合にはそれに従うという（工業化均衡）二つの帰結が考えられるということである。こうした状況下では、工業化に向けての全体調整が機能する国は成長するし、それが何らかの理由で阻害されている場合には低成長に甘んじると説明がなされる（ビッグ・プッシュ）。

##### 2) 知識の生産・蓄積

一旦生み出された知識は、一時的あるいは部分的にしか個人の所有とすることができないとし、財・サービスの生産は一国の知識の総蓄積量に依存するとした議論もある。こうした知識の共有による外部効果は、放置しておくとして知識の生産に対する報酬を必然的に低め（特許等がなければ、知識は勝手につかえるので誰も発案者にお金を払わず、開発・発明しても個人的利益に結びつかないということ）、社会的に望ましいレベルより知識生産への投資を低くする。このため、知識生産（たとえば研究開発など）への投資に財政的支援（税・補助金）を行い十分な報酬を与え、社会的に望ましいレベルまで投資を引き上げることで必要な知識の蓄積を確保できた国は、高い成長率を得ることができるようになる（Endogenous growth theory）。

##### 3) 人口～理論と実際

経済成長の源泉を、人口で説明する理論もある。

まず、分業による専門化により、ある生産活動に精通することで作業の効率化と工夫が生まれ生産性が向上する（learning by doing）とすると、人数が多いほど分業により効率化と工夫の機会が増大するので、人口規模は生産性向上にポジティブに作用するという考え方がある。

また、技術進歩を応用し有効に利用するメリットは、人口規模が大きく数多くの産業が展開できる余地のある経済のほうが大きいという主張もされている。

さらに、人口規模は、アクセスできる知識の量を増やすとともに次なる知識生成にかかるコストを減少させるという形で技術開発と人口の関係を捉える説もある。

また、人口密度の高さは大量生産を可能にし、交通システムの発展を促進し、取引コストの削減、あるいは都市化を支持することによって分業と特化を可能にするという見解もある。

理論上は人口規模拡大のメリットを謳ったものが多いが、実際の人口と成長、貧困削減の関係はかなり複雑である。例えば、人口増加率が成長率を常に上回るようであれば、いつまでたっても一人あたりの GDP は大きくならない。他方、経済発展の過程で、教育水準の上昇や避妊具の使用により出生率の低下が生じ、生産活動を行わない若年・老年層に対し、労働力となる年齢層の割合が増える時期が訪れる。こうした人口動学的なチャンスを活かすことができた国は一人あたり GDP 成長の確保に成功している。また、こうしたチャンスを生かすことができなかった国は、チャンスの後に訪れる老年層の増加に備えることができず一層貧困状態の改善に苦慮することになるのである。

#### 4) 経済開放度（貿易）

経済の開放度と経済成長の関係については、正の関係を検出した実証研究とそれに対する反論があり、学術的にはいまだ確証のない状況である。

Frankel & Romer は、貿易の活発さは、地理的条件により規定されるという仮定を立て、開放度と経済成長の関係を探った。結論としては貿易の所得レベルに対するインパクトは大きく、貿易の対 GDP シェアが 1% 上昇すると一人あたり所得を 1.5% から 2% 上昇させるとの結果であった。

これらの分析に共通する技術的な問題点を指摘する研究結果もあり、たとえば、地理的条件で貿易を代替するには、1) 地理的条件は公衆衛生に影響を持ちうるため、人的資源が均質ではないという問題をもたらすおそれがある、2) 地理的条件は制度の性質にバイアスをかけるおそれがある（植民地化、移民、戦争などの歴史的影響により）、3) 地理的条件は資源賦存、およびその質に関係が深いと考えられるため、貿易の成長に対する効果が実際より大きく表現されてしまう可能性がある、などと指摘している。

また、政策策定への含意としてはこうしたクロスカントリー分析の結果を安易に解釈応用することから自由化、開放政策への過剰な期待が生じる危険について警告している。また貿易開放政策にばかり焦点をあてることは同様に重要な他の制度改革を締め出す危険性がある、としている。

#### 5) Institutions

また、近年の援助をめぐる議論において欠かすことのできない「制度」や「ガバナンス」も、成長との関連をさぐる実証研究の対象ともなっている。



## 補論 2 経済自由化の有効性と問題について

### 2-1 経済自由化とは何か？

経済自由化は人々の生活にどのような影響を与えるのだろうか？インドの2001年の家計支出調査のデータを見ると、貧しい家庭ではその所得の50%近くを穀物と豆の購入だけにあてているのが分かる。豊かな家庭ではその比率は1割以下である（エンゲル係数）。それ以外の食用油やスパイスなどの食糧全体でみると、その比率は70%にまでなる。ちなみに、貧しい家では価格の高いミルクや肉、砂糖に対する支出はほとんどなく、なかなか口に入らない様子が伺われる。こうした途上国の状況を考えると自由化により食品などの生活必需品の価格が上昇した場合、人々の生活は苦しいものになることが予想される。

経済自由化が近年になって注目を浴びるようになったのは80年代に米国、英国、カナダおよび旧西ドイツにおいて保守系政府が優勢であった時期であり、新古典派に基づくその政策はレーガノミクスあるいはサッチャリズムなどと呼ばれた。その政策は「国営企業の民営化」や「政府による経済活動への規制の緩和あるいは排除」などを支持した。

同じ時期に経済自由化は国際機関の中でも世界銀行およびIMFの中心政策ともなった。70年代までは介入主義的である構造主義に基づく分析あるいはBHN（Basic Human Needs）といった考え方が主流であった。特に構造主義はケインズ的なアプローチを取る「右派」、マルクス経済学的な従属理論に立脚した「左派」とともにILO・UNDP・UNCTADを思想的に支え新国際経済秩序（NIEO）やOPECの理論的根拠ともなった。しかし、80年代に入るとこれらの機関は影響力を失いはじめ、経済自由化を推し進めようとする世界銀行とIMFがそれにかわった。これは、70年代の2度の石油危機によって多くの非産油途上国は国際収支赤字に陥り、同時に累積債務危機が表面化したためである。こうした背景には80年代前半の一次産品価格下落（交易条件の悪化）や、先進国からの一次産品に対する需要の落ち込みなどがあった。こうした80年代当初の問題の原因が、それまで考えられていたような短期的な資金不足（流動性）の問題ではなく構造的なもの、特に（非効率な）政府による経済活動への介入によって引き起こされていると考えられたことがこうした転換をもたらしたのである。

同時に、倫理的ではあっても理論的な背景をもたなかったBHNは累積債務という問題の前に有効な解決法を導きだせないままいつしか自由主義に取ってかわられた。また従属論も当時急速に発展しつつあったNIESの成功をその枠組みではうまく捉えられず（当時の従属論の立場からはNIESは世界システムの周辺部として低開発段階にとどまるはずであった）、その有効性を失った（なお、90年代に入りこれに対しあらたな理論展開もされている）。

従属論が先進国による搾取を低開発の原因としたのに対し、新古典派は低開発の理由を途上国の国内要因（例えば汚職や政府の非効率性）に原因を求めた点が大きく異なる。新古典派が経済自由化を必要としたのは、政府の介入によって市場価格に歪みが生じておりこれによって資源配分が適正に行われていないことが低開発の原因であるとの分析にもとづくものである。

新古典派の特徴は、自由で競争的な市場機構の資源配分機能に全幅の信頼を置いていることであり、市場の失敗よりもむしろ政府の失敗を強調することであるといえる。両者の基本的認識の違いは途上国において市場が先進国と同様に機能するか否かにあり、構造主義の立場をとる経済学者（例えばランス・テーラーなど）は途上国において、市場は先進国と異なり2重構造（闇市場の存在）になっていたり、強力な労働組合の存在により賃金が下がりにくいなど、価格メカニズムがうまく働かない構造になっていると議論している。これに対し新古典派は途上国でも先進国と同様「市場は機能する」と考えている。

世銀はこうした価格の歪みが著しい国においては成長率が途上国平均より約 2%低かったと推定している。また、ニコラス・スターンは途上国における政府介入の問題点を次のとおり挙げている<sup>22</sup>。

- (1) 政府よりも個人のほうが自分の嗜好や環境についてよく知っている。
- (2) 政府の計画策定は全員を同じ方向へと振り向けることになりリスクをさらに大きくする。つまり政府は市場以上に大きな間違いを犯す。
- (3) 政府による計画策定は、政府の複雑な政策決定機構が関与するため、民間の意思決定よりも硬直的で柔軟性に欠ける。
- (4) 政府は詳細な計画の管理能力に欠けることがある。
- (5) 官僚主義的な障害が多い場合、政府による統制は民間部門の個々の進取の気性を阻害する。
- (6) 機能を果たし革新を進め、費用を管理し、効率的配分を行うには組織にも個人にもインセンティブが必要であり、公的な企業や組織内部では、市場の原理や報酬を簡単に模倣することはできない。国営企業は非効率的で浪費的であることが多い。
- (7) 政府の各層、各部署には、市場から出される均衡を促すシグナルがないために十分な調整がとれない。とくに利害の異なる地域や集団が関与する場合にはそれが顕著である。
- (8) 市場が政府のなしうることに制限を課す。たとえば闇市場での商品再販売やインフォーマルセクターの活動は配給制やその他の非線形価格付けや課税制度を崩壊させる。これは「インセンティブの両立性」という一般的な問題である。
- (9) 統制があるために、ロビー活動か汚職を通じてこれらの統制に影響を及ぼそうとする資源利用活動が生じる。これらはしばしば、レントシーキングとか、非生産的活動と呼ばれる。
- (10) 自分の利益を求めの特権をもった権力のある集団が、計画の策定を操作することがある。計画の策定はそれに既得権をもつ集団、たとえば計画によって保護される地位を手に入れる官僚や企業家を生み出す。
- (11) 政府は自己の福利厚生を追及する偏った一部の利害集団に支配され、ときには大多数の国民に積極的に敵対することもありえる。計画の策定によってその集団の力は強化されうる。

この「歪み」を取り除くために、①競争を促進すること、②国営企業の民営化、③貿易自由化、④規制緩和による先進国からの投資促進、⑤金融市場、生産市場の自由化、などが必要とされている。こうした自由化政策によって経済効率および経済成長がともに促進されると論じている。では、経済自由化の考え方のもとにおいて政府はどのような役割を果たすべきと考えられているのだろうか？それは、市場が機能的かつ効率的に動く環境を整えることだとされている。具体的にはインフラ整備、投資環境の整備などである。

しかし、政府の失敗が自動的に民間市場を正当化することにはならない。トダロ (1997) はこうした例として韓国の浦項製鉄会社とインド鉄鋼会社という政府保有の国営を比較し、前者は効率的であるが、後者は非効率である、したがって、個別具体的にその国の状況を背景にして考えなければ民間あるいは市場が政府と比較して効率的であるとは単純には判断できないとしている。特に途上国には先進国と異なり市場が機能するために必要な社会

---

22 Nicolas Stern, "The economics of development: A survey", *Economic Journal* 99 (September 1989), tab. 4 (M. トダロ「開発経済学」(1997)、国際協力出版会、p721より引用)

的條件が整っていないことも多い。

ネイザン・ケイフィッツとロバート・ドーフマンはこうした条件として「法と秩序」「共同社会の利他主義」など14項目あげている<sup>23</sup>。さらに、そうした条件を満たすため11項目にわたる様々な振興策を取ることが提唱されている。それは、例えば「財産所有権の確立とその譲渡のための手続き」「安定した銀行システムの存在」などである。したがって、経済自由化にあたっては単純に民営化を押し進め、規制緩和をするだけでは不十分であり、こうした条件を整備していくことが必要であることが求められている。

## 2-2 具体的な政策とは？

経済自由化の具体的な政策には次のようなものが存在する。国営企業の民営化、貿易の自由化、直接投資の自由化、資本・金融投資の自由化、財政改革などである。これらの政策には実施することによる利点と問題点が存在する。

たとえば、国営企業の民営化では民営化により効率的な運営が実施される、あるいは政府の財政負担が軽減されることになるなどの効果が期待される。しかし一方で、そもそも国営企業が実施している事業は民間企業ベースでは採算が取れないが、社会的な意義が高いという性質を持つため、結果的に本来意図している社会的な目標を達成できなくなる可能性もある。

たとえば、インドにおいては公的配給制度（PDS）という制度が貧困対策として作られてきており、この制度の民営化をめぐる激しい議論がなされてきている。民営化されれば巨額な赤字が軽減され、効率的に運営されることが期待される。しかし、そもそも貧困層に食料を安く供給するという事業自身が営利ベースに乗りにくい事業である。これは高く農民から調達し、市場価格より安く売るといった事業の性質のため当然であり、また、より貧困な地域に食料を運ぶためそのためのコストが必要となるからである。

貿易・投資の自由化の場合であれば主な利点としてあげられるのは「競争圧力による効率の改善」「商品価格の低下」「技術および技能の移転」などである。貿易が自由化されれば国際競争の圧力で国内の資源（労働や資本など）を生産性の低い用途から高い用途へ移さざるを得なくなり効率化が進み、効率が改善されることで長期的には生産量が増え、経済成長が促進されると考えられている。

一方、予想される問題点としては競争が激しくなることによる競争力のない企業の倒産、幼稚産業が育成できないなどといった点から、失業者の増加、物価の下落による売上げの減少までさまざまな問題点が指摘されている。また、途上国では税収として所得税などより関税収入に頼る比率が先進国に比して大きく、このため貿易自由化は税収の大幅な減少をもたらすことがありえる。

## 2-3 JICA にとってのインプリケーション

経済自由化の影響とは上で見たように様々であり多岐にわたっている。しかし、その国民生活に与える影響は大きく、JICA 事業実施上においても対象国が経済自由化に取り組んでいる場合にはそうした点についても留意していく必要がある。具体的に考えられるようなことは次のような点である。

第一に、経済自由化は上で見たように貧困層に、少なくとも短期的には、負担を強いる側面がある。そうした負担を軽減するようなプログラム形成は重要である。

第二に、援助対象セクター・事業関連において国営の民営化、補助金の削減などが対象

---

23 Nathan Keyfitz and Robert, A. Dorfman (1991), The Market Economy is the Best but Not the easiest, Mimeograph, pp7-13.

になる場合が考えられる。農業セクターの普及型の案件などの場合、農民に対する補助金も削減になるなどの影響が出ることが考えられるため動向を十分に注意して把握していくことが必要であり、必要に応じて先方に申し入れをすることが必要になる。

第三に、これまで価格動向（特に一次産品）はプロジェクトの外部条件と見なされることが多かった。しかし、貿易自由化は輸入品の価格を大幅に下げることが予想され、また、国内の補助金削減は国内産品の価格を押し上げることが予想される。こうした予見される価格変化を十分に考慮に入れた上でプロジェクト形成あるいは監理していく必要がある。なぜなら、相対価格の上昇がプロジェクト対象産品に対する需要を下げた場合、プロジェクト効果そのものに影響が出る場合があるからである（例えば、農業関連のプロジェクトの場合、貿易自由化により安い外国産品が入ってくれば、その国の中で同じ製品を作り続けることの比較優位が失われプロジェクト存続そのものを検討する必要性が出てくる可能性も考えられる）。

これら主要なもの以外にもプロジェクト活動に影響が出る可能性があるため担当プロジェクトの政府がどのような経済政策を取っているか注意しておく必要がある。

## 補論3 ガバナンスと経済政策（財政改革支援を中心に）

### 3-1 援助におけるガバナンス

#### 3-1-1 ガバナンスとは何か

「ガバナンス」という用語は、近年援助関係者の中で広く使われるキーワードになっている。その用語自体の意味は「統治、管理、支配」というものだが、援助における定義は一様ではなく、使われる文脈や対象分野、問題の切り口に応じ、異った用いられ方をしている。また、国際機関や主要ドナーの「ガバナンス」の使い方も一様では無い。これはそれぞれの機関の援助理念や開発目的の違いに応じて、異なる意味付けをしていることに起因すると考えられる。

一般的にガバナンスの定義としてよく用いられるのが、1992年に発表された世銀の定義である<sup>24</sup>。そこでは、「ガバナンス」を、貧困削減及び持続的経済発展を遂げるための前提条件としての「国家の経済的・社会的資源の管理における権力行使のあり方」とし、その重要な4つの側面として、公共部門改革、説明責任、法的枠組み、情報公開と透明性を挙げている。OECDのDACでは、上記の世銀の定義も含む形で、ガバナンスの重要な3つの側面として、(1)政治体制（複数政党制、三権分立など）(2)国家における経済的・社会的資源の管理に関する権力の行使のあり方(3)政策の立案・実施や行政運営能力の3つを挙げており、法の支配、公共部門管理、汚職・腐敗の抑制、過度な軍事支出の削減などを重要な要素として指摘している<sup>25</sup>。これに対して、USAIDのように、「ガバナンス」の概念を欧米流の政治的民主化と同義的に用いているドナーがある一方、英国DFIDのように、貧困削減のための市民参加も含めたより広い意味で捉えているドナーも存在する<sup>26</sup>。

このように、援助の文脈において使われる「ガバナンス」とは、援助の効果を達成するための前提条件として、或いは援助の目的そのものとして、援助受け入れ国が整備すべき「民主的」政治体制、諸制度・組織、また関係機関（特に市民社会）とのネットワーク構築などが含まれた、包括的な概念であると言えよう。

24 World Bank (1992) p3 参照。

25 桑島 (2002) p70 参照。

26 近藤 (2003) 参照。

それでは、「良いガバナンス」とは何を指すのであろうか。そこで見いだされている価値観は、「ガバナンス」の諸側面に応じて、複数のものが関わっている。また、前述の通り、援助を行う国際機関や主要ドナーの援助理念や開発目的に応じて、その価値観は異なってくる。国際協力機構（2004）では、共通して見られる価値観ないしはキーワードとして、以下の8つを挙げている。

- (1) 参加 (2) 法の支配・社会的公正 (3) 効率性・効果性 (4) 権力の抑制
- (5) 透明性・説明責任・即応性 (6) 秩序と自由・自己責任 (7) 予測可能性
- (8) 競争

「ガバナンス」を巡る切り口としては、冒頭で説明した定義及び分類の他、政治的側面と経済的側面で分ける方法がある。前者には、政治的民主化の主要素、すなわち三権分立、投票の自由、法支配の徹底、人権尊重などが含まれる。他方、後者には経済発展や貧困削減を効果的に促す「国家財政管理」が含まれる。一国の財政状態を改善するのが財政改革であり、具体的には、税制・徴税制度改革、公共支出管理、地方分権化などがある。

このような背景のもと、政府のグッド・ガバナンス構築を目指し、政府の役割を再確認するとともに、成果重視の視点での公共部門改革 (Public Sector Reform) が進められている。

本稿では、ガバナンスの経済的側面、すなわち「国家財政管理」を中心に説明を行う。

### 3-1-2 「国家財政管理改革」の議論の背景<sup>27</sup>

「開発と政府ガバナンス」の関係が注目され始め、現在途上国においては、公共部門改革が進められている。本節では特に、ガバナンス改革の一環として行われている「国家財政管理改革」の背景およびその重要性について簡潔に述べる。

#### (1) 「構造調整プログラム」の成果への反省

政府の財政管理能力は国家経済運営の根幹であることから、その重要性については従来から十分認識されていたものの、国家財政分野への支援は内政干渉に当たるとの考えから、従来までは直接的な支援はあまり行われてこなかった。

しかしながら、1980年代以降、IMF・世銀の構造調整プログラムが特にアフリカにおいて成果を挙げていないことが顕著になったことから、次第に状況が変わり始める。すなわち同プログラムが有効に機能するためには、「コンディショナリティ」として援助受入国に課される「良い政策目標」の設定だけでは不十分であり、政治的・法的な諸制度の整備、意思決定プロセスの透明性、行政運営能力などの「良い制度」が不可欠である、との認識が広がり、財政管理能力の強化に対しても協力対象分野として援助関係者に認識されるに至った<sup>28</sup>。こうした背景のもと、近年特にアフリカにおいて、PRSP（下記参照）導入により、ドナーによる財政管理分野、特に国家予算プロセスへの関与が更に強くなっている。

#### (2) 欧米ドナー諸国における「援助疲れ」、援助の効率化、ファンジビリティ

1980年代後半の冷戦終結により、主要ドナー諸国は、従来のように安全保障上の理由から援助を正当化することが困難となり、また援助国における援助資金が伸び悩み、所謂「援助疲れ」の状況が生じた。

27 より詳細な議論については、桑島（2002）、近藤（2003）、国際協力事業団（2003a）第3章などを参照。

28 最も著名な研究として、世銀（2000）が挙げられる。

この先進国の「援助疲れ」に加え、効率的な行政サービスの提供を目指して1980年代に先進諸国において導入されたニュー・パブリック・マネジメント（NPM）理論の手法が途上国に導入されたことも背景に、開発資金の効率的な利用が大きな関心事項となった。特にファンジビリティ（BOX A 3-1 参照）への対応に迫られたことから、途上国の財政管理能力向上が課題として認識され始めた。

### （3） HIPCイニシアティブ、財政支援との関連

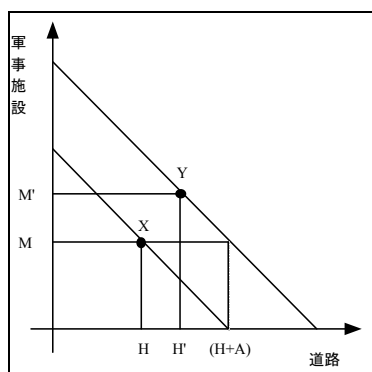
その他、アフリカにおいて公共財政管理に注目が集まる背景としては、HIPCイニシアティブとの関連が挙げられる。上記ファンジビリティの観点から、右イニシアティブにおいて放棄された債権の見返り資金や、ドナーによる財政支援が、PRSPに沿って予算化され、効果的に執行される必要が生じ、さらには政府予算全体を視野に入れた包括的な財政管理が求められるようになった。

このような背景から、現在ではDACなどの国際場裏で、国家財政管理能力向上への直接的な支援に注目が集まっている。

### BOXA 3-1 ファンジビリティとは？

ファンジビリティとは、援助資金の投入により被援助国の予算制約が変化し、援助の目的以外の公共支出が増加する現象を意味する。すなわち、援助資金が援助側より特定セクターに供与された場合、被援助国が当初自己資金にて当該セクターへの投資を行うことを検討していたとすれば、援助資金の当該セクター或いは他セクターへの配分により、全体として投入資金量が増加しうるのである。

例えば、政府は2つの財、道路と軍事施設にだけ支出し、予算の中でHを道路に、Mを軍事施設に支出すると決めたと仮定する（予算線上のX点）。さて、ドナーが道路建設用にAの資金提供を決定したとする。もしも援助資金がまったく「ファンジブル」でないとしたら、このお金は全額道路に支出され、政府は(H+A)を道路に支出し、軍事施設へは以前と同じMを支出することになる。しかし、もし援助資金が完全に「ファンジブル」なら、政府の新しい予算は事実上その資金をもらう前の予算総額プラスAであり、また、例えドナーがAの用途を道路建設用に限定したとしても、政府はもともと道路建設のために確保していた予算を一部軍事施設建設に振り替えることにより、結果として軍事施設建設への予算が増加することが可能となる。この図の例では、H'（資金提供を受ける前のHより多く、H+Aより少ない）を道路に、M'を軍事施設建設に支出している。



根本的には、ファンジビリティはドナーにとって援助受入国の予算制約を完全に把握することが困難であることに起因する。この図の例は極端なケースではあるが、外国援助が途上国政府の資源を開発関連部門から非開発部門に移転させる役割を果たす可能性があり、そのため公共資金全体を見渡す必要性及び財政改革支援の必要性が認識されるようになった。

出所：国際協力事業団（2003b）、林（2000）

### 3-1-3 財政問題

以上の背景の下で重要視されるようになった財政管理改革支援であるが、前述のとおり財政問題自体は以前から途上国の発展を妨げる要因として認識されていた。ここでは、途上国の財政問題を歳入面と歳出面に分けて見て行く。

まず、歳入面に関しては、税制及び徴税体制に関する2つの大きな問題が上げられる。1つの問題は、複雑な税法と脆弱な徴税体制のために、税制・徴税制度が機能していないことである。途上国においては、公共部門の諸機関の能力が低いため、たとえ公平性や効率性を促進する税制であったとしても、高度かつ複雑な税制は混乱を招くケースが多い。例えば、税率が所得レベルなどに応じて複数ある場合には、徴税担当者は課税対象物を分類

しなければならぬため、結局対応しきれなかったり、或いは恣意的な対応を行う余地が生じてしまう。また、課税率が高い場合には、脱税や賄賂により課税免除を狙うインセンティブが生まれやすくなる。

歳入をめぐるいま一つの問題は、計画上の歳出を満たすだけの歳入が得られず、慢性的な財政赤字を抱えている国が多いことである。これは上の原因の他、脆弱な課税ベース、或いは近年進展しつつある地方分権化の流れの中での急激な課税ベースの中央から地方への移転、などが考えられる。

この他、仮に税制・徴税制度が整っていたとしても、慢性的な汚職、恣意的な課税制度、免税措置の氾濫、政府の説明責任の欠如などがはびこっている場合、また、脱税やその他の法令違反が厳しく取り締まられず、経済的社会的制裁を受けない場合などには、誰も法律やルールを遵守するインセンティブは持たない。その結果、脱税や非公式経済が広がり、経済的不安定性の原因となる。よって制度や政策のみならず、その規範や運営状況を監視するシステムの整備も重要である<sup>29</sup>。

一方、歳出面に関する問題としては、適切な予算計画策定・執行管理が出来ない事が挙げられる。また、途上国においては、一般に予算データが不足或いは不正確であり、また、予算計画策定・執行管理に関与する人材の知識・技術・経験レベルとも脆弱なため、予算計画や予算執行額が正確なもので無いケースが多く、その結果として、実際に国会で承認された予算額以上の執行が行われ、報告されている以上の多額の赤字が隠されているケースも多い。その結果、上述した財政赤字の問題が生じている。また、同様の原因から、国家の開発戦略推進のための適時かつ過不足の無い予算配分や執行が行われなかったり、或いは公共サービスが提供されないなどの問題が生じている。

こうした状況を改善すべく、国際機関や主要ドナーによって、公共部門改革の一環としての財政改革支援が多く途上国で実施されるようになったのである。

#### 3-1-4 財政管理改革

以下に、財政管理改革について、1) 徴税改革 2) 公共支出管理 3) 地方分権化を概観して行く。

#### 3-2 徴税改革

徴税の目的は、課税の平等性を確保しつつ資源分配の効率性を高め、公共サービスの提供に必要な政府の財源を確保することである。しかしながら、途上国では徴税制度そのものが上手く機能していないことが多い。2000年の世銀の統計<sup>30</sup>によると、徴税総額の対GDP比(Tax-GDP ratio)は、先進国の平均が28.4%であったのに対し、途上国の平均は17.1%であった。しかし、政府支出の対GDP比(Expenditure-GDP ratio)においては、先進国と途上国の間でこれほどの差は見られなかった。このように一般的に途上国の徴税能力は低く、多くの国が財政赤字、債務超過、基本的社会サービスの不足などの問題を抱えている。徴税総額の対GDP比は、一人当たりGDPの増加と共に自動的に増えるという説もあるが、低所得国のサブサハラ・アフリカと中所得国の中南米諸国が似通った徴税総額対GDP比をもっているなど、GDPの増加が自動的に徴税総額の比率を上げるという保障はない。

徴税に関する途上国の問題は、低い徴税・管理能力だけでなく、主財源とする税の種類にもある。税には、個人や企業が払う直接税と、財やサービスの取引にかかる間接税がある。直接税には、個人や企業に対する所得税、社会保障税、固定資産税などが含まれ、間

29 World Bank (2000) p10 参照。

30 Developing countries –Public sector reform and governance 2001



接税には、消費税、物品税、輸入税（関税）、輸出税などが含まれる。一般的に、先進国が個人の所得税や社会保障税などの直接税に頼っているのに対し、途上国は、輸入税、輸出税、消費税などの間接税に頼っている。先進国の税収は、約 69%が直接税で、31%が間接税によるものであるが、途上国では、約 39%が直接税で、61%が間接税によるものである<sup>31</sup>。

途上国が間接税に頼っているのは、直接税を集めるのが先進国にくらべて困難だからである。一つの原因は、途上国では、農業やインフォーマルセクターで働く人が多く、所得税等の徴収が困難、または、徴収コストが非常に高くなるからである。実際に所得税を支払っている人々の大半は、国営や、外国資本の大企業の職員である。このような事情から、途上国では比較的徴税が容易な企業の所得税の方が個人の所得税よりも重要な財源になっており、企業の進出などを阻む原因ともなっている。

慢性的な財政赤字を是正するため、近年途上国において税制・徴税改革が行われているが、その柱は、税制の簡素化と徴税・管理能力の向上により課税基盤を拡大（Broadening the Tax Base）し税収を向上させることである<sup>32</sup>。公共機関の能力が低い場合、複雑な税制は徴税費用を増大させるため、税制（所得による課税グループの数など）<sup>33</sup>を簡素化することが必要である。また、高い税率は脱税や取引のインセンティブを生じさせるので、低い税率でより広い課税対象から徴税することが歳入の安定に重要であるという意見もある。徴税・管理能力の強化には時間がかかるため、現在の管理能力で税管理が出来るように税制を簡素化して税担当者の負担を軽減した上で、人材育成等に取り組んで行く必要がある。

### 3-3 公共支出管理（Public Expenditure Management）

公共支出管理は、公共資源の分配と利用に明確な管理方法、および制度を導入し、その効率化を図るものである<sup>34</sup>。80年代から始まった先進国の行政改革（New Public Management）の影響、途上国に対する財政支援などのプログラム型援助の出現、ファンジビリティの再認識などにより、90年代以降、政府や援助機関の間で公共支出管理への関心が高まっている。近年の途上国における公共支出管理の目的は、援助資金を含めた国家予算、地方政府予算を効果的に管理し、より良い資源の分配、利用を促進することである<sup>35</sup>。公共支出管理体制は各国により異なり、これといったモデルは存在しないが、以下の3つの面をカバーするような、公共部門制度と財政管理体制が経済発展や貧困削減に必要であると考えられている<sup>36</sup>。

- 1) 財政規律（歳入と歳出の中期的均衡）
- 2) 政策の戦略的優先度に応じた資源分配
- 3) 上記2)の政策実行における資源の効果的・効率的な利用

つまり、中期的に政府の歳入と歳出は均衡し、政府支出は政策の優先度に応じ分配され、最低の費用で政策の意図した結果が実現されなければならないのである。

しかしながら、多くの途上国において、国家予算と政策の繋がり希薄である。不安定な歳入と、歳入拡大の能力の低さから、実際の歳入範囲以上の予算をたててしまう傾向に

31 Lessons of Tax Reform p.16

32 Lessons of Tax Reform p.29

33 国の状況によるが、世銀の研究によると10以上のグループは多く、5以下が比較的に管理が楽とされている。

34 援助の潮流 p.112、開発途上国と公共支出管理 p.25

35 Public Expenditure Management Handbook p.2

36 Public Expenditure Management Handbook p.2

ある。財政規律を確立する上で重要なのは、総支出の上限を設定し、予算と実際の支出を近づけることである。支出の上限設定には、憲法（インドネシア）、法律（ニュージーランド、オーストラリア）、公約によるものなど様々な方法が存在するが、重要なことは支出の上限を設定し、中期的に歳入と歳出が均衡する財政規律を確立することである。中期的に均衡する予算策定には、一貫したマクロ経済プログラム、支出のモニタリング、情報公開による透明性の確保も重要である<sup>37</sup>。また、PRSP が導入されている国、特にアフリカでは、PRSP を単なる戦略文書に終わらせず、現実に政策として実施する観点から、国家予算と PRSP のリンク強化に向けて取り組みが進んでいる。さらに、国家資源配分を歪ませない観点から、ドナーからの支援も政府予算に載せていくことが求められつつある。上記2) の政策の戦略的優先度に応じた資源配分とは、有権者の意見に基づいて政策に優先度をつけ、限りある資源をその政策の実行に有効的に使うことである。政治家による資源分配における優先度の設定は、基本的に政治的なものである。従って、戦略的な資源配分を行うインセンティブの付与、資源配分に必要な情報（政策変更に関する費用、各政策の総費用など）の信頼性を高めるような制度構築が必要である。また、単年度予算でなく、予算の決定を3-5年の中期的枠組みに延長し、事前に設定された財政制約の範囲内で再配分を行うことも予算配分の変更を容易にする。さらにこれら中期支出枠組みによって、中長期的な視点で開発を考えることができる利点もある。

また、資源の効率的・効果的な利用に重要な要素は、執行省庁のマネジメントの自立とメリットベースの人事体系の確立である<sup>38</sup>。すなわち、予算策定時での明確な結果 (Outcome) と成果品 (Outputs) の設定や政策執行者への権限の委譲と透明性の確保などが重要である。

ドナーは、様々な形で途上国の公共支出管理能力向上のための援助を行っている。以下主要な支援について簡単に説明を行う。

### (1) 公共支出レビュー (Public Expenditure Review ; PER)

公共支出レビュー (Public Expenditure Review) は、途上国の公共支出管理能力の評価と弱点の把握のために、世銀が実施している調査である。このレビューは、被援助国との政策対話や更なる援助の検討のための重要なツールとなっている<sup>39</sup>。

なお、タンザニア等のように、この PER プロセスが、政府と世銀間の政策対話ツールから、政府とドナー間のツールへと役割を変えている国もある。政府とドナーが一体となり、前年度の予算管理・執行状況をレビューすることによって、当該国の財政管理に係る課題を抽出するとともに、翌年度の予算策定過程へフィードバックを行い、財政管理能力強化に向けて取り組んでいる。

### (2) 包括的な財政管理改革プログラム

多くの国では、構造調整融資時代から個別に行われてきた財務省などへの支援を見直し、包括的にとりまとめなおした財政管理部門改革プログラムが策定されつつある。

また、世銀はこれら改革に対する借款を行っており、公共支出レビュー等によって把握された弱点を改善・強化することを目的に支援を行っている。これは被援助国の中長期的努力の支援、政策決定プロセスの改善、公共部門に対する包括的な視点の確保が目的である。この借款は他の借款のように「政策の実行」ではなく、「財政システムの改善」をコンディショナリティとして付与している。

37 Public Expenditure Management Handbook p.28

38 開発途上国と公共支出管理 p. 33

39 例えば、公共部門改革借款 (Public Sector Reform Loan) の検討材料として使用されている。

### (3) 技術協力

公共支出管理に関わる技術協力は、世銀やアジア開発銀行によって積極的に行われている。世銀の技術協力は、公共部門改革借款と一体になっており、確認された公共支出管理の弱点を借款で扱うことが難しいものであった場合に行われる。主なものは予算策定等にかかる制度・法律の整備、人材育成等である。一方、アジア開発銀行は、国別援助計画（Country Assistance Plan）の一環で助言的技術協力を行っている<sup>40</sup>。

#### 3-4 地方分権化

地方分権化は、地方政府に財・サービスの生産と調達の権限を与え、その地域のニーズに合致した開発を推進しようとするものである。前提となっているのは、中央政府に比べて地方政府は、地域社会のニーズ、情報、および活用できる資源を的確に把握でき、適切な公共サービスを効率的に提供できるということである<sup>41</sup>。同時に、分権化は、人々の参加機会を拡大し、多くの関係者による政策決定・実施のモニタリングを可能にし、結果的に資源利用の効率とサービスの質が向上すると期待されている。

良いガバナンスを促す財政管理改革において、分権化は、多様な人々の開発への参加を促し、権力の集中を排し、住民に対するアカウンタビリティの高い政治機構を作るための装置として位置づけられている<sup>42</sup>。また、効率的な経済開発の推進と行政の合理化という観点からも重要であると考えられている。

しかしながら、地方分権化の実行にはいくつかの問題も存在する。地方政府は一般的に能力が低く、地方間の格差も大きいいため、分権化によって財政管理が不十分な地方政府の債務超過をまねき、税収の多い地方とそうでない地方とでのサービス格差を生む可能性がある。また、地方政府が地元の有権者によって支配されている場合は、人の参加は阻害され、汚職が起りやすくなる。経営の観点からは、調整や会計監査、徴税コストの増大などの可能性があげられる。

地方分権化を促進するには、各政府の能力と体制に応じて段階的に分権化を進めることが重要である。地方分権化が機能するためには中央政府と地方政府間の垂直的な関係、及び地方政府と市民社会の水平関係の双方を上手く構築しなければならない。地方分権化に関する援助としては、地方行政の行政能力強化を支援するもの（徴税能力強化、会計、予算管理制度改善など）や内務省や財務省などの政策中枢部門への支援に係る専門家派遣などがある。

多くの途上国では、上記部門を中心に財政管理改革が進展している。財政管理部門の改革は、一国の財政にかかる巨大な部門の改革であることから、当該国政府の自助努力のみやバイの協力関係のみでは目標を達成することが困難である。これらの包括的な改革に対応するためには、政府・ドナーが共同で改革に取り組む必要があり、改革プロセスに参画することそのものをプロセス支援として捉えることが重要である。

40 対象国はスリランカ、インドネシア、モンゴル等。

41 援助の潮流が分かる本 p. 109

42 「地域の発展と政府の役割」 p. 48

### BOX A 3-2 公共財政改革と財政支援について

財政支援とは、援助を相手国の政府予算に投入し、その国自身の予算配分、調達システム、会計システムを通じて支援する方法である。現在、アフリカ諸国を中心に、政府がガバナンス強化や公共財政改革へ積極的に取り組んでいる国に対してはこれらの支援が行われている。これら財政支援については、投入資金のアカウンタビリティ、現地体制の整備等の課題もあるが、マクロレベルでの開発効果の発現や、PRSPの効果的・包括的実施の観点からも、今後も、特にアフリカにおいては、ドナーによる財政支援は続いていくものと考えられる。

わが国においても、タンザニア・ウガンダにおいて債務救済無償を活用して参加している（注：2003年より債務救済制度は廃止）。タンザニアでは2004年3月にノン・プロジェクト無償資金協力本体を利用して、一般財政支援に参加した。以下は、財政支援に係る各ドナーの支援状況である。

#### <財政支援に係る他ドナーの動向>

##### ・イギリス

財政支援に積極的であり、単独のプロジェクトを減らし、包括的な改革を支援する財政支援援助へと重点を移している。方式としては、コモン・バスケットよりもイギリス単独での財政支援に力を入れている。

##### ・オランダ

被援助国のオーナーシップを重視するため、プロジェクト型援助からプログラム型援助へと基本方針を転換した。現在、約50%がセクターアプローチの形式を取っており、将来的には運営能力が極端に低い国を除きプログラム型に移行して行く予定である。

##### ・デンマーク

二国間援助を全面的にプログラム型援助に移している。プロジェクト型援助は、“Value for Money”の観点からコストが高いため減少している。

##### ・ドイツ

援助資金の用途の明確さ（アカウンタビリティ）を重視することやファンジビリティの抑止が困難であることから基本的に財政支援を行わず、援助の大半を従来のプロジェクト型で行っていたが、近年財政支援に取り組み始めている。コモン・バスケット方式をとるセクター・ワイド・アプローチや世銀のPRSCの協調融資など、他ドナーとの協調を通じて財政支援に参加している。

##### ・アメリカ

二国間援助は大部分がプロジェクト型であり、財政支援の数は限られている。しかしながら、アメリカの援助方針は、経済開発を目的とした援助と戦略的な援助で異なってくることに留意しなければならない。途上国の経済開発が目的の場合はアカウンタビリティが強く求められるため、財政支援に対する議会の承認が得られにくい、政治的な理由で供与される援助に関しては制約が緩くなり、比較的容易に議会の承認が得られる。これまで、イスラエル、エジプト、トルコ、ミクロネシアなどに財政支援が行われた。

##### ・世銀

90年代より、個々のプロジェクトよりもセクターや国全体を含む包括的なアプローチに重点を置いてきている。従って、財政支援の重要性は今後増してゆくと考えられる。今まで、SIL(Specific Investment Loans), SIM(Sector Investment and Maintenance Loans), APL(Adaptable Program Loans)などを利用したセクタープログラムを行ってきたが、コモン・ファンドへの参加は資金使途の受託責任の問題によりほとんど参加していない。なお、2001年5月、世銀は途上国のオーナーシップを重視した構造調整型プログラムローンである貧困削減支援借款（PRSC）を導入した。

（出所）三和総合研究所、「財政支援に対する主要ドナー国の動向に関する調査」（2002、3月）を基に作成。

### BOX A 3 – 3 公共財政改革支援への技術協力

現在、公共財政管理改革を進めている国に対し、アフリカ諸国を中心に財政支援が行われている。この財政支援が本来の効果を発揮するには、被援助国の財政管理能力の向上が前提となり、財政支援を積極的に推進している英・蘭等のドナーも、財政管理にかかる技術的支援も財政支援と併せて行うことの必要性について認識している。従来から各ドナーが個別の協力として、財務省への支援を部分的に行ってきたが、現在多くの国では、財政管理面にかかる包括的な財政改革プログラムを策定する動きが高まっている。今後はこうした大きな枠組み内で、政府が改革を進め、ドナーは共同して政府の改革努力を支援することがさらに求められるようになる。

公共財政改革の意味するところはとても広範であるが、狭義の「公共財政管理改革」に対する技術協力としては、次の二点が主要な切り口になるのではないだろうか。

#### ① 政府の財政管理能力強化

- ・ 財政管理全般（政策策定、歳出、歳入、税制度、予算策定・管理・執行、地方財政管理、債務管理、監査、財務技術等）に関する調査、改革支援、技術支援、政策助言
- ・ 統合予算管理システム（IFMS）の普及支援と技術指導
- ・ 関連 IT 機器の供与、技術指導

#### ② モニタリングシステムへの貢献

- ・ マクロ経済もしくは財政管理専門家によるドナー会合出席、および PER、政府予算案等に対するマクロ経済レベルでの知的貢献
- ・ セクターPER 等モニタリングプロセスへの積極的な参画（タンザニアにおいては、水セクターPER 作業にコンサルタントを庸上して貢献）
- ・ 統計整備等への技術協力

いずれにせよ、当該国の改革の枠組み、我が国の関心・重点分野、国内リソースの有無を鑑みつつ、各国において日本の支援内容を検討することが求められている。

なお、わが国はタンザニアに対して、公共財政改革への協力を積極的に行ってきた。2001年度、2002年度には、「債務救済無償」のスキームを用い、2003年度にはノンプロジェクト無償本体資金により、貧困削減財政支援基金（PRBS）に参加している。併せて、タンザニアにおいては、タ国財務省を中心として、政府財政管理全般にわたる改革を目的に公共財政管理プログラムが立ち上げられており、政府・ドナー共同でプログラムを進めている。このプログラム支援のモダリティは、バスケットファンドとプロジェクト型技術支援の組みあわせで実施され、JICA は平成 16 年度在外プロジェクト形成調査によりわが国の技術協力の可能性について検討を行い、平成 17 年に開発調査「公共財政管理能力向上支援」を実施した。

## 参考2 主な協力事例

### 技術協力

No.	対象国及びプロジェクト名	実施期間	スキーム	概要
1	インドネシア 長期開発計画推進のための経済モデル開発調査	1995年8月 ～1998年8月	開発調査 プロジェクト	第2次25ヶ年計画（1994～2018年）におけるロールグ体制の確立に資するため、同計画が掲げる広範囲な課題を包括的かつ長期的に取り扱う定量的な分析の枠組み（長期プログラミングモデル、Input Output Multi-Period Planning Model: IOPM）の開発を実施。
2	インドネシア 経済政策支援	2002年3月 ～2004年10月	開発調査 プロジェクト	大学教授をメンバーとした日本人有識者6名とインドネシア側主要閣僚との政策対話を通じ、大統領への政策助言を行う「経済政策支援」を実施。
3	ベトナム 市場経済化支援開発政策調査（フェーズ1及びフェーズ2）	1995年12月 ～1997年9月	開発調査 プロジェクト	社会主義計画経済から市場経済への転換を志向するベトナムに対して、経済体制の移行に伴う諸問題への対応とそれに続く経済開発計画策定にかかる提言を実施。
4	ラオス 経済政策支援（フェーズ1及びフェーズ2）	2000年4月 ～2002年3月 及び 2003年4月 ～2006年5月	専門家派遣 （フェーズ1） 技術協力プロジェクト （フェーズ2）	日本、ラオス両国に委員会を設置し、ラオス国の経済状況の分析及び経済政策策定のための提言を諮問委員会に対して行い、同国の経済政策に反映させる。また、ラオスの経済分析手法、経済政策策定能力を向上させることにより、協力終了後もラオス側が独自で経済分析並びに経済政策策定を実施できる能力をつけることを目的とする。フェーズ1では、ラオス経済の現状と問題点を抽出し、フェーズ2においては、より具体的な産業育成策、金融市場育成策等について提言を実施。
5	ミャンマー 経済構造調整政策支援調査	2001年7月 ～2003年3月	開発調査 プロジェクト	ミャンマーの社会経済改革に資するため、農業・農村開発、産業・貿易、財政・金融、ICT各部会、さらに、それらを取りまとめる総論部会に分かれ、日本とミャンマー側の実務者、学識経験者がタスクフォースを組織し、調査・研究を実施。
6	ミャンマー 企画調整員 （経済構造調整政策支援）	2001年6月 ～2002年6月	援助効率促進事業 （企画調整員）	ミャンマーに対する経済構造調整支援を円滑に実施するため、ヤンゴンにおいてミャンマー側との調整を実施。
7	ミャンマー 経済構造調整支援 （フェーズ1及びフェーズ2）	1999年11月 ～1999年11月 及び 2000年6月 ～2000年7月	援助効率促進事業 （本邦プロジェクト形成調査）	ミャンマーに対する経済構造調整支援のプロジェクト形成のために99年と2000年の2回にわたり調査団を派遣し、調査の内容、実施体制についてミャンマー側との議論を実施。
8	モンゴル 市場経済化支援調査	1998年9月 ～2000年3月	開発調査 プロジェクト	市場経済への移行を進めるモンゴル国の開発戦略、公共投資計画及び具体的な経済改革プログラムの実施計画を策定し、併せて共同作業を通じてモンゴル経済政策立案者の育成を図る調査を実施。
9	モンゴル 市場経済化支援調査（徴税機能強化支援フェーズ2）	2000年6月 ～2001年7月	開発調査 プロジェクト	国税庁の税務行政機能・執行機能の強化を図り、歳入増加を実現し、財政赤字の減少、同国の財政基盤の整備を図る。また、徴税の補足率を高めるために納税者情報管理等の情報制度の整備のための税関の改善策を提示。国税庁職員の教育・訓練制度をレビューし、包括的な徴税システムの向上を図る調査を実施。
10	モンゴル 経済改革と開発	1994年9月 ～1997年8月	研究協力（旧）	モンゴルの市場経済化を促進するために必要な人材育成、法律・体制整備のあり方について、日モ両国の研究者、政府関係者、エコノミストの間で共同研究を実施

No	対象国及びプロジェクト名	実施期間	スキーム	概要
11	ウズベキスタン 市場経済化促進 のための人材育成	1997年3月 ～2000年2月	重要政策中枢支 援（旧）	「日本の行政」「行政と公務員制度」「農業政策」「日本の企業と企業内人材育成」等の現地セミナーや「産業政策と人材育成」「財政金融」等の集中講義を実施。
12	ウガンダ 経済政策アドバイザー	2006年10月 ～2008年3月	個別専門家	ウガンダ政府に対する、経済政策全般に関する助言を行う。また、インフレ率の抑制を目標とした、ドナー援助を含むウガンダ国内予算の効果的な使用（国債管理による金融調整など）に対する提言がなされる。
13	ケニア 首相府経済アドバイザー	2009年1月 ～2011年1月	個別専門家	ケニア国首相をはじめとする関係者に対して、経済・財政政策策定等についての適切な助言を行うことにより、同国の持続可能な経済発展を支援する。
14	アルゼンチン 経済開発（フェーズ1及びフェーズ2）	1985年8月 ～1987年3月 及び 1994年7月 ～1996年6月	開発調査 プロジェクト	フェーズ1では、工業活性化に重点を置く経済活性化と輸出復興のための政策手段策定に資するべく、マクロ経済、農業、工業、運輸、輸出の5分野を中心とした開発、政策・計画の提言を実施。フェーズ2では、マクロ経済開発、セクター開発の現状分析を行い、持続的な経済成長を維持するための提言を行い、提言実現のための課題を選定する。また、産業発展と貿易・投資振興に必要な諸条件を分析し提言を行い、技術移転を実施。
15	ブラジル マクロ経済分野 機構強化	1999年4月 ～2002年3月	研究協力（旧）	経済政策の全体を統合的に整理し、各開発課題に対処していくため、マクロ経済モデルの作成、開発課題に関わる分析（所得分配、年金）の開発を行う研究協力を実施。
16	チリ 地域経済開発・投資 促進支援調査	2000年3月 ～2001年9月	開発調査 プロジェクト	メルコスール及びAPECの枠組みの中でのアジア及び南米間の投資促進及び輸出振興を行うために、チリ国において地域別の新たな開発戦略と短期的なアクションプランを策定し、バランスのとれた経済発展に資する調査を実施。
17	パラグアイ 経済開発調査	1998年10月 ～2000年12月	開発調査 プロジェクト	メルコスール加盟に伴う域内市場自由化の中で、パラグアイの経済的自立、発展を確保するため各産業の潜在力を含めた競争力を検討分析し、輸出振興による経済発展を促進させるための方策を検討、提示する開発調査を実施。

無償資金協力（2001年度以降）

No.	地域	対象国および案件名	実施年度/金額（億円）					概要
			01	02				
1-9	東南アジア	インドネシア ノンプロジェクト無償	01 30	02 25				同国の構造調整計画の実施を支援するもので、インドネシア政府が経済構造改善の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
		インドネシア セクタープログラム無償	03 25					インドネシア政府がその推進に必要な物品を購入する代金の支払いのために使用されるが、一部は2004年に実施の総選挙および正副大統領選挙に必要な物品の購入にあてられる。
		カンボジア セクタープログラム無償	01 20	02 20	05 11	06 12	07 14	カンボジアの構造調整計画の実施を支援するもので、カンボジア政府が経済構造改善の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
		フィリピン ノンプロジェクト無償	01 20					資金は、フィリピン政府による同国における経済構造改善努力推進に必要な商品の輸入代金支払のために使用される。
		フィリピン セクタープログラム無償	02 15	07 6				フィリピン共和国による経済・社会開発に向けた取り組みを支援するために実施するもので、右取組みに必要な物品の購入に充てる資金を供与するものである。
		ベトナム セクタープログラム無償	01 20					同国の構造調整計画の実施を支援するもので、ベトナム政府が経済構造改善の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
		ラオス セクタープログラム無償	01 15	02 15	03 10	04 5	05 11	ラオスの経済構造改革に向けた取り組みを支援するために実施するもので、この資金は同国における経済構造改善に必要な商品の輸入代金支払いのために使用される。
		ラオス ノンプロジェクト無償	07 12	08 12				ラオスの経済改革努力への支援のため、本件資金は、貧困削減や経済安定化のために必要な商品（建設資材、燃料等）を購入する代金の支払いのために使用される。
		東チモール ノンプロジェクト無償	02 3	03 5	04 3			同国の経済構造改善努力を支援するものであり、東ティモール政府がその推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
10-11	東アジア	モンゴル ノンプロジェクト無償	01 12	04 3				モンゴル政府により同国における経済構造改善努力の推進に必要な商品の輸入代金支払いのために使用される。
		モンゴル セクタープログラム無償	06 8	07 8				モンゴル政府が、同国の経済社会開発及び貧困削減努力を推進するために、本件資金は、必要な物品（石油製品等）を購入する代金の支払いのために使用される。
12-18	南アジア	アフガニスタン ノンプロジェクト無償	04 12					アフガニスタンの経済構造改革に向けた取り組みを支援するために実施されたものであり、この資金は同国における経済構造改善に必要な商品の輸入代金支払いのために使用される。
		アフガニスタン セクタープログラム無償	05 26	06 15	07 30			アフガニスタンの経済構造改革に向けた取り組みを支援するために実施するものであり、この資金は同国における経済構造改善に必要な商品の輸入代金支払いのために使用される。
		スリランカ ノンプロジェクト無償	03 15	04 8	08 13			同国の経済構造改善努力を支援するためのものであり、具体的には、スリランカ政府が経済構造改善を推進するために必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
		スリランカ セクタープログラム無償	06 12					同国の経済構造改善努力を支援するためのものであり、具体的には、スリランカ政府が経済構造改善を推進するために必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
		ネパール セクタープログラム無償	02 13	03 5	04 15	06 11		今回のセクタープログラム無償資金協力は、ネパールの経済構造改善努力を支援するために実施されるものであり、この資金は同国における経済構造改善に必要な商品の輸入代金支払いのために使用される。
		パキスタン セクタープログラム無償	01 50	02 60	03 40	07 7		パキスタンにおける社会経済開発に向けた取組を支援するために実施するもので、取組に必要な物品の購入に充てる資金を供与するものであり、主に連邦直轄部族地域（FATA）における社会・経済開発のために必要な物品の購入に使用される予定である。
		パキスタン ノンプロジェクト無償	01 30					この無償資金協力は、わが国が「米国における同時多発テロへの対応に関するわが国の措置」の具体策の一つとして9月21日に表明した、「パキスタンに対する緊急の経済支援」（合計約47億円）の一環として行うものである。
20-25	中央アジア	ウズベキスタン ノンプロジェクト無償	01 9.5					市場経済化および貧困削減努力の一層の推進に取り組んでいるウズベキスタン政府に対してノンプロジェクト無償資金協力を供与することとしたものである。
		キルギス ノンプロジェクト無償	02 3					キルギスによる経済構造改善および貧困削減を支援するものであり、キルギス政府がその推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
		グルジア ノンプロジェクト無償	04 3	08 12				構造調整の実施に取り組んでいるグルジアに対し支援するもので、この計画の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
		グルジア セクタープログラム無償	05 8					グルジアが実施している経済構造改善の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
		タジキスタン セクタープログラム無償	01 9.5					同国の経済構造改善計画の実施を支援するもので、タジキスタン政府が経済構造改善の推進に必要な商品および商品に付随する役務を購入する代金の支払いのために使用される。
		タジキスタン ノンプロジェクト無償	01 20					経済構造改善および貧困削減の実施に取り組んでいるタジキスタンに対してノンプロジェクト無償資金協力を供与する。



No.	地域	対象国および案件名	実施年度/金額 (億円)					概要	
			05	06	07				
大洋州		キリバス ノンプロジェクト無償	1	2	2			キリバスによる経済改革努力への支援のため、本件資金は、貧困削減や経済的困難緩和のために必要な商品（建設資材、燃料等）を輸入する代金の支払いのために使用される。	
		27	サモア ノンプロジェクト無償	1					サモアの経済構造改善計画の実施を支援するもので、サモア政府が本計画の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
		28	ツバル ノンプロジェクト無償	1	1	1			ツバルの経済改革努力への支援のため、本件資金は、貧困削減や経済的困難緩和のために必要な商品（建設資材、燃料等）を輸入する代金の支払いのために使用される。
		29	トンガ ノンプロジェクト無償	1					トンガの経済構造改善のための努力を支援するもので、同国政府が経済構造改善の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
		30	ナウル ノンプロジェクト無償	1	1	1			ナウル共和国による経済・社会開発に向けた取組を支援するために実施するもので、この取組に必要な物品（石油製品等）の購入に充てる資金を供与するものである。
		31	バヌアツ ノンプロジェクト無償	1	1				バヌアツ共和国による経済・社会開発に向けた取組を支援するために実施するもので、右取組に必要な物品の購入に充てる資金を供与するものである。
		32	バプアニューギニア ノンプロジェクト無償	3					バプアニューギニアの経済構造改善計画の実施を支援するもので、同国政府が本計画の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
中東		33	イエメン ノンプロジェクト無償	10	4				イエメンの経済構造調整計画の実施を支援するもので、イエメン政府が経済構造改善の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
		34	エジプト ノンプロジェクト無償	30					中東和平の推進やアフリカ開発問題において積極的な役割を果たしているエジプトを支援するものであり、同国における経済構造改善努力の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
		35	パレスチナ 暫定自治政府の財政改革のための世界銀行に対する無償	1000 万 ドル	3000 万 ドル				世界銀行等の協力を得つつ粘り強く財政改革を進めているパレスチナ暫定自治政府を支援するものであり、具体的には、同自治政府の経常支出を賄うために資金が使用される。
		36	パレスチナ ノンプロジェクト無償	13	11				パレスチナ自治政府による経済構造の改善に向けた努力の推進及びパレスチナ自治区の困難な経済状況の緩和に寄与することを目的として実施するもので、本無償資金協力により供与される資金は、同国において必要とされる物資を購入する代金の支払いのために使用される。
		37	モロッコ ノンプロジェクト無償	5					経済構造改善および貧困削減に取り組んでいるモロッコ政府を支援するもので、同国の取り組みを一層推進するのに必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
		38	ヨルダン セクタープログラム無償	20					同国の経済構造調整計画の実施を支援するものであり、ヨルダン政府が経済構造改善努力推進に必要な商品の輸入代金支払い等のために使用される。
		39	ヨルダン ノンプロジェクト無償	60	13	15			ヨルダンによる経済・社会開発に向けた取り組みを支援するために実施するもので、同国政府が積み立てる見返り資金と併せ、この取組に必要な物品の購入に充てる資金を供与するものである。
		40	エチオピア ノンプロジェクト無償	15	10	5	5		構造調整計画の実施に取り組んでいるエチオピアに対し支援するもので、この計画の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
		41	ガーナ ノンプロジェクト無償	5	5	14	15		構造調整計画の実施に取り組んでいるガーナに対し支援するもので、この計画の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
アフリカ		42	ガーナ 貧困削減戦略支援無償	3.4					同国に対する初の財政支援により、同国における支援ツール及び改革・政策対話の場として重要な位置付けにある一般財政支援プログラムに参加することとなる。
		43	ガンビア ノンプロジェクト無償	3					ガンビア政府が同国の経済構造改善に必要な商品を購入するために使用される。
		44	ギニア ノンプロジェクト無償	3					ギニアの構造調整計画の実施を支援するもので、ギニア政府が経済構造改善の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
		45	ケニア ノンプロジェクト無償	5	10	13			ケニア政府の経済構造改善のための努力を支援するもので、同国政府が経済構造改善の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
		46	ケニア セクタープログラム無償	13	15				同国政府の経済的困難緩和への取り組みに必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
		47	コンゴ民主共和国 セクタープログラム無償	7					コンゴ民主共和国による経済・社会開発に向けた取り組みを支援するために実施するもので、右取組に必要な物品の購入に充てる資金を供与する。
		48	サントメ・プリンシペ ノンプロジェクト無償	2					同国の経済構造改善努力を支援し、その資金は、貧困削減に向けた取り組みや経済の安定のため必要な物品を購入するために使用される。
		49	ジブチ ノンプロジェクト無償	3	2	2			ジブチ政府が同国の経済構造改善に必要な商品を購入するために使用される。

No.	地域	対象国および案件名	実施年度/金額 (億円)				概要
			01	06			
50	アフリカ	セネガル セクタープログラム無償	01	06			同国の恒常的な国際収支の赤字改善に大きな効果をもたらし、民間セクターの活性化、雇用や輸出の増加、経済成長に資することを目的とする。
			10	5			
51	アフリカ	タンザニア 債務救済無償	01	02			タンザニアの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物等の購入のために使用される。なお、タンザニア政府は、本件供与資金のうち50%を目途として貧困削減財政支援基金（PRBS基金）に投入する。
			11	9.6			
52	アフリカ	タンザニア ノンプロジェクト無償	03	04	06		貧困削減計画の実施に取り組んでいるタンザニアの努力を支援するもので、この計画の一層の推進のために使用される。
			5	6	6		
53	アフリカ	タンザニア 貧困削減戦略支援無償	07				タンザニアに対する今次財政支援を通じて、我が国がこれまで支援を強化してきたこれらのセクターにおける、二国間支援と相互補完的な形での支援効果の拡大が期待される。
			6.3				
54	アフリカ	ナイジェリア ノンプロジェクト無償	01	05			経済構造改善の実施に取り組んでいるナイジェリアを支援するために、この計画の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
			10	5			
55	アフリカ	ブルキナファソ ノンプロジェクト無償	04	05			ブルキナファソにおける貧困削減等の構造改善計画の実施を支援するもので、この計画の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
			3	6			
56	アフリカ	ベナン セクタープログラム無償	08				ベナン共和国による経済・社会開発に向けた取り組みを支援するため、同国が必要とする物品購入の資金を供与する。
			10				
57	アフリカ	マダガスカル ノンプロジェクト無償	05				貧困削減等の構造改善計画の実施に取り組んでいるマダガスカルに対し支援するもので、この計画の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
			11				
58	アフリカ	マダガスカル セクタープログラム無償	06				貧困削減、経済構造改善努力の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
			7				
59	アフリカ	マラウイ ノンプロジェクト無償	05				貧困削減計画に取り組んでいるマラウイに対し支援するもので、この計画の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
			6				
60	アフリカ	マリ ノンプロジェクト無償	01	05			マリ共和国の貧困削減に向けた取り組みや経済の安定を支援するもので、必要な物品を購入する代金の支払いのために使用される。
			10	11			
61	アフリカ	モザンビーク セクタープログラム無償	02				同国の経済構造改善計画の実施を支援するものであり、モザンビーク政府が経済構造改善努力推進に必要な商品の輸入代金支払い等のために使用される。
			5				
62	アフリカ	モザンビーク ノンプロジェクト無償	03				モザンビークの構造改善計画の実施を支援するものであり、モザンビーク政府が経済構造の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
			10				
63	アフリカ	ルワンダ ノンプロジェクト無償	05				ルワンダにおける貧困削減等の構造改善計画の実施を支援するもので、この計画の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
			4				
64	アフリカ	ルワンダ セクタープログラム無償	06	07			ルワンダにおける貧困削減等の構造改善計画の実施を支援するもので、この計画の推進に必要な物品を購入する代金の支払いのために使用される。
			8	6			
65	アフリカ	レソト ノンプロジェクト無償	05	06			貧困削減等の経済構造改善計画の実施に取り組んでいるレソト王国を支援するもので、この計画の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
			2	2			
66	アフリカ	レソト セクタープログラム無償	08				レソト政府の経済的困難緩和の努力に必要な商品輸入代金の支払いのために活用される。
			2				
67	中南米	エクアドル ノンプロジェクト無償	05				エクアドルの構造調整計画の実施を支援するもので、この計画の一層の推進に必要な商品・原料を購入する代金の支払いのために使用される。
			5				
68	中南米	エルサルバドル ノンプロジェクト無償	05	06			エルサルバドルの貧困削減等の構造調整計画の実施を支援するもので、この計画の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
			5	5			
69	中南米	ガイアナ ノンプロジェクト無償	01	05			ガイアナにおける貧困削減等の構造改善計画の実施を支援するもので、この計画の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
			5	5			
70	中南米	グアテマラ ノンプロジェクト無償	01	05			グアテマラの貧困削減等の経済構造改善計画の実施を支援するもので、これらの計画の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
			6	5			
71	中南米	ニカラグア セクタープログラム無償	01				同国の構造調整計画の実施を支援するもので、ニカラグア政府が経済構造改善の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
			8				
72	中南米	ニカラグア ノンプロジェクト無償	03	04	05		ニカラグアの構造調整計画の実施を支援するもので、ニカラグア政府が経済構造改善の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
			5	8	8		
73	中南米	ホンジュラス ノンプロジェクト無償	01	03	04	05	ホンジュラスの経済構造調整計画の実施を支援するもので、この計画の一層の推進に必要な商品・原料を購入する代金の支払いのために使用される。
			5	5	5	10	
74	中南米	ホンジュラス セクタープログラム無償	07				ホンジュラス共和国による経済・社会開発に向けた取り組みを支援するために実施するもので、右取組みに必要な物品の購入に充てる資金を供与するものである。
			6				
75	中南米	ボリビア ノンプロジェクト無償	03	04	05	06	ボリビアの構造調整計画の実施を支援するもので、この計画の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
			5	10	8	8	

No.	地域	対象国および案件名	実施年度/金額（億円）				概要
			05	06	07		
76		ウクライナ ノンプロジェクト無償	3				構造調整に取り組んでいるウクライナ政府を支援するもので、この計画の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
77		マケドニア ノンプロジェクト無償	3				マケドニア政府の取り組んでいる経済構造調整努力を支援し、経済構造改善努力推進に必要な物資を購入する代金の支払いのために使用される。
78	欧州	モルドバ ノンプロジェクト無償	3				構造調整の実施に取り組んでいるモルドバを支援するもので、この計画の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
79		モルドバ セクタープログラム無償	4	3	3		経済の構造改革に取り組んでいるモルドバを支援するもので、この改革の一層の推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。
80		ユーゴスラビア ノンプロジェクト無償	15				ユーゴスラビア政府の取り組んでいる経済構造調整努力を支援し、経済構造改善努力推進に必要な商品を購入する代金の支払いのために使用される。

出所：外務省ホームページ (<http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/search.php>)

有償資金協力（1986年以降）

No	地域	国名	案件名	契約借款日	借款金額 (百万円)	本体部分 金利 (%)	本体部分償 還期間(年)	本体部分据 置期間(年)	本体部分調達 条件	コンサル 部分金利 (%)	コンサル 部分償 還期間(年)	コンサル 部分据 置期間(年)	コンサル 部分調達 条件	事業実施者 名	案件概要
1	東南 アジア	インドネシア	開発政策借款(プログラムローン)	2005/3/28	10,794	1.3	30	10	-					インドネシア財務省	本計画は、①マクロ経済の安定、②投資環境の改善、及び③財政運営の改善を実現するための諸改革を実施するために必要な財政支援を行うものであり、借款資金は、一般物資の輸入に要する決済資金に充当される。
2		インドネシア	開発政策借款(II)	2006/3/28	11,729	1.5	30	10	一般アンタイド					インドネシア財務省	本計画は、①マクロ経済の安定、②投資環境の改善、③財政運営の改善と反腐職、及び④貧困削減を実現するための諸改革を実施するために必要な財政支援を行うものであり、借款資金は、一般物資の輸入に要する決済資金に充当される。
3		インドネシア	開発政策借款(III)	2007/3/23	11,777	1.5	30	10	-					インドネシア財務省	本計画は、①マクロ経済の安定、②投資環境の改善、③財政運営の改善と反腐職、及び④貧困削減を実現するための諸改革を実施するために必要な財政支援を行うものであり、借款資金は、一般物資の輸入に要する決済資金に充当される。
4		インドネシア	開発政策借款(IV)	2008/3/18	22,080	0.7	15	5	-					財務省/経済調整大臣府	本計画は、①投資環境の改善、②財政運営の改善と反腐職、及び③貧困削減の諸改革を実現するために、財政支援を行うものであり、借款資金は、一般物資の輸入に要する決済資金に充当される。
5		カンボジア	貧困削減・成長オペレーション	2007/10/9	1,000	0.01	40	10	一般アンタイド					カンボジア経済財政省	2006年5月にカンボジア政府が「国家戦略開発計画」を策定しているが、本借款では、この計画を実現するために必要となる「政策アクション」が設定され、同アクションに対するカンボジア政府の取組みを精査し借款を供与する。
6		フィリピン	金融セクター構造調整融資	1989/11/23	40,000	2.7	25	7	一般アンタイド					財務省	本借款は、世界銀行が同国に対して供与中の同名の金融セクター構造調整融資との協調融資として、各々3億ドルずつ、計6億ドルを同国に供与するものである。借款資金は、一般輸入決済資金に充当される。
7		フィリピン	地方自治体支援政策金融事業	1998/9/10	6072	2.2 / 1.7 / 0.75	30 / 40	10 / 10	一般アンタイド / 一般アンタイド / 一般アンタイド	0.75	40	10	部分アンタイド	フィリピン土地銀行	本事業の政策性を担保し、質の良い事業（サブプロジェクト）が採択されるよう、LBPによる実施ガイドライン策定やサブプロジェクト発掘・審査・監理等の補助、自治体によるサブプロジェクト形成・実施の支援、LBP職員、自治体職員の訓練等をコンサルティング・サービスにて実施することとしている。借款資金は、LBPが地方自治体に供与する融資資金及びコンサルティング・サービスに充当される。
8		ベトナム	経済改革支援借款	1999/9/29	20,000	1.8	30	10	一般アンタイド					計画投資省	本借款は、ベトナム政府の経済改革努力を支援するため、新官澤構想と同様の考え方の下、その延長としての支援として供与するものである。
9		ベトナム	第3次貧困削減支援借款	2004/12/21	2,000	1.3	30	10	一般アンタイド					ベトナム国家銀行	本計画は、ベトナムの経済成長と貧困削減達成のため、同国政府が作成した「包括的貧困削減成長戦略」に基づいた政策・制度改革の実施を確認し、ドナーより貸付または贈与を行うものである。
10		ベトナム	第4次貧困削減支援借款	2005/12/2	2,500	1.3	30	10	一般アンタイド					ベトナム国家銀行	ベトナム政府は、経済成長と貧困削減達成のため、2002年5月に策定した「包括的貧困削減成長戦略」に基づいた政策・制度改革を進めており、こうした取組みを支援するために世界銀行を中心とした国際協調の下で「貧困削減支援借款」が供与される。
11		ベトナム	第5次貧困削減支援借款	2007/3/30	2,500	1.3	30	10	一般アンタイド					ベトナム国家銀行	本計画は、ベトナム政府が包括的貧困削減成長戦略(CPRGS)の枠組みの中で進める各種改革（特に公共財政管理、国営企業・金融セクター改革）を支援することにより、①市場経済への移行、②包括的な開発、③近代的ガバナンスの構築に集約される、同戦略に掲げられた各分野での政策課題の達成を図り、同国の持続的経済成長を通じた貧困削減に貢献することを目的としている。
12		ベトナム	第6次貧困削減支援借款	2008/1/29	3,500	1.3	30	10	一般アンタイド					ベトナム国家銀行	ベトナム政府が定めた社会経済開発五か年計画 (SEDP) における各種改革（特に公共財政管理、日越共同イニシアティブの実施支援などの投資環境改善、国営企業改革、金融セクター改革）の推進を支援するものである。
13		ラオス	第2次貧困削減支援オペレーション	2007/2/22	500	0.01	40	10	一般アンタイド					ラオス財務省	本借款は、世界銀行が中心となって行っている「貧困削減支援オペレーション」(以下、「PRSO」) に協調する形で資金供与を行うものである。
14		ラオス	第3次貧困削減支援オペレーション	2008/2/28	500	0.01	40	10	一般アンタイド					財務省	本支援は、ラオス政府が2004年6月に策定した「国家成長貧困撲滅戦略」を実現するために、歳出・歳入管理の強化、国営銀行及び国営企業のリストラといった公共資源管理の強化や、ビジネスフォーラムの設立といった民間セクター開発等に資する「政策アクション」を設定し、これらの達成を受けて借款が供与されるという政策・制度改革型支援である。

No	地域	国名	案件名	契約借款日	借款金額 (百万円)	本体部分 金利 (%)	本体部分償 還期間(年)	本体部分据 置期間(年)	本体部分調達 条件	コンサル 部分金利 (%)	コンサル 部分償 還期間(年)	コンサル 部分据 置期間(年)	コンサル 部分調達 条件	事業実施者 名	案件概要
15	東南アジア	タイ	経済復興・社会セクター・プログラム・ローン	1999/3/12	30000	1	25	7	一般アンタイド					大蔵省	本借款は、即効性のある支援形態として、借款資金を一般輸入決済に充当することにより、タイ政府が市場の信頼を回復し、経済構造改革を円滑に進めるために必要な国際収支の改善を図ることを目的としている。
16	南アジア	パキスタン	商品借款(公共セクター調整融資)	1994/3/20	16,450	2.6	25	7	一般アンタイド					パキスタン・イスラム共和国大統領	公共セクター調整計画の目的は、(i)健全なマクロ経済環境の維持、(ii)財政再建、(iii)公営企業の民営化、(iv)開発歳出における経済社会インフラへの重点配分、(v)社会セクターの充実等である。本借款はこのような公共セクター調整計画を支援するもので、借款資金は同国の一般輸入決済資金に充当される。
17		パキスタン	銀行セクター改革計画	1998/3/20	32,030	1.8	30	10	一般アンタイド					パキスタン・イスラム共和国大統領	本借款は構造調整借款であり、経常収支ギャップを埋めることによりマクロ経済の安定化に資するとともに、パキスタン政府が実施中の銀行セクターに係る構造調整を支援し、同国の銀行セクターの効率化を図ることを目的とする。
18		パキスタン	商品借款(金融セクター構造調整融資)	1990/2/18	19,300	2.5	25	7	一般アンタイド					パキスタン・イスラム共和国大統領	本借款は、金融部門改革による経済の活性化を目的として、パキスタン政府が現在推進中の金融セクター構造調整計画を支援するために供与されるために供与されるものである。
19		バングラデシュ	農村開発信用事業(グラミン銀行)	1995/10/4	2,986	1	30	10	一般アンタイド					グラミン銀行	本事業は、井戸、生産機器等の生産財に対する融資を無担保にて供給することにより、バングラデシュ農村部における土地無し貧困層の生活・生産活動を支援するとともに、資金調達と融資条件がミスマッチとなっている建屋ローンを中心としてグラミン銀行の財務体質強化にも貢献せんとするものである。
20		スリランカ	貧困緩和とマイクロファイナンス事業	1999/8/4	1,368	1.8	30	10	一般アンタイド	1.8	30	10	一般アンタイド	スリ・ランカ中央銀行	本事業は公的な金融機関に対しアクセス出来ない貧困層に対し、無担保にて小額の融資を行なうスキームを提供するものであり、貧困層の自営活動・企業家支援を通じた所得格差の是正、地域開発・経済開発を促すことを目的とする。
21	スリランカ	経済構造改善借款	1991/11/8	13,100	2.5	25	7	一般アンタイド					スリランカ民主社会主義共和国政府	本借款は、経済構造改善計画を支援することにより、同国の国際収支改善に寄与しつつ、その持続的経済成長を促すことを目的としている。借款資金は、同計画の実施期間中に必要とされる物資の調達費用に充当される。	
22	スリランカ	貧困緩和とマイクロファイナンス事業(II)	2008/7/29	2,575	0.65	40	10	一般アンタイド	0.01	40	10	一般アンタイド	スリランカ中央銀行	本事業は、貧困率の高い北・東部及びその周辺地域の貧困層が実施する商業、手工業、農業等の小規模事業に対する資金を提供することにより、貧困層の所得水準向上を図り、同地域の貧困緩和及び社会・経済の安定化に寄与することを目的としている。	
51	大洋州	バブアニューギニア	構造調整借款	1992/3/13	6,635	2.7	30	10	一般アンタイド					大蔵省	本借款は、バブア・ニューギニア政府が推進中の「構造改善計画」を支援するために供与されるものである。この計画は、経済の安定化、公共投資部門の活性化、非鉱業部門の活性化を目的とするものである。
52		バブアニューギニア	構造調整計画	2000/8/16	5,350	2.2	30	10	一般アンタイド					財務省	本借款は、一般輸入のための決済資金を供給することにより、バブアニューギニアの国際収支の改善およびマクロ経済安定化に寄与するものである。
53	中東	ヨルダン	経済改革・開発計画	1995/12/18	7,523	2.7	30	10	一般アンタイド					ヨルダンハンミテ王国政府	本借款は、ヨルダンが実施中の構造調整政策を支援し、同国内の輸出指向型産業およびサービス産業の発展を図るため、関税体系の是正による貿易システムの改善、投資法・仲裁規程等の投資環境改善による民間投資の促進を目的とするものである。
40		チュニジア	構造調整借款	1989/7/25	10,000	2.9	25	7	一般アンタイド					チュニジア共和国政府	本借款は、内外経済均衡と持続的経済成長の実現を目的とするチュニジア政府の構造調整計画を支援し、同国の国際収支の改善を図るものである。
50		モロッコ	構造調整借款	1990/3/27	13,000	2.7	30	10	一般アンタイド					モロッコ王国	本借款は、モロッコ王国政府が経済体質の強化を目的として推進中の構造調整計画を支援するために供与されるものである。
23	アフリカ	マダガスカル	工業・貿易政策調整計画	1988/7/12	1,000	3	30	10	一般アンタイド					マダガスカル大蔵省	本計画は、1985年5月に世界銀行が提唱したサブサハラ・アフリカ地域に対する特別基金との1987年度分の協調融資の一環として実施され、為替レート調整、関税適正化、公企業改善等をその内容とする工業貿易政策調整実施のための資金を供与するものである。

No	地域	国名	案件名	契約借款日	借款金額 (百万円)	本体部分 金利 (%)	本体部分償 還期間(年)	本体部分据 置期間(年)	本体部分調達 条件	コンサル 部分金利 (%)	コンサル 部分償 還期間(年)	コンサル 部分据 置期間(年)	コンサル 部分調達 条件	事業実施者 名	案件概要
24		マリ	公企業部門調整計画	1989/2/22	4,000	1.25	30	10	一般アンタイ ド					マリ計画省	本借款はマリ政府が行なう公企業部門改善のための努力を世界銀行と協調しつつ支援するものである。
25		ウガンダ	構造調整計画	1993/5/7	6,247	1	30	10	一般アンタイ ド					ウガンダ大蔵 経済計画 省	本借款は、上記構造調整努力を支援するために供与されるもので、輸入規制の緩和、投資環境の整備、徴税体制の整備、財政支出の適正配分、公務員数の削減等により、民間セクターの育成と、公共部門の効率化を図ることを目的としている。
26		ガーナ	経済改革支援計画	2000/1/31	5,991	1.8	30	10	一般アンタイ ド					ガーナ大蔵 省	本借款の供与にあたっては歳入・歳入両面におけるガーナ共和国政府の財政管理体制強化、及び公的機関の整理・民営化実施等の構造改革政策の実施が条件とされており、同国のマクロ経済安定化と政府部門の効率化を図ることで、民間セクターの活性化に資することが期待されている。
27		ガーナ	構造調整計画	1988/2/16	1,000	3	30	10	一般アンタイ ド					ガーナ大蔵 省	本事業は、特に民間部門での投資を促進させるため、①マクロ経済の安定化、②投資を促進する税制改革、③投資に関する規制の緩和、④公企業の改革・民営化、⑤公的部門の資金管理能力向上、⑥貧困層への配慮、⑦公務員削減、といった持続的な経済成長と国際収支安定に必要な政策実施を支援することにより、これまで世界銀行主導で行われた構造調整努力の成果を維持し、マクロ経済の安定を保ちながら、より高い水準での持続的成長を図ることを目的とする。
28		ガーナ	商品借款（金融セク ター調整計画）	1989/2/10	12,558	2.5	30	10	一般アンタイ ド					ガーナ大蔵 省	同計画の主要な調整政策は、資金動員・貸付の効率化、金融市場・資本市場の活性化および銀行経営の改善等であり、借款資金は計画実施中の一般輸入決裁資金に充当される。
29		ガーナ	構造調整計画(2)	1990/12/20	5,042	2.5	30	10	一般アンタイ ド					ガーナ大蔵 省	本事業は、これまで世界銀行主導で行われた構造調整努力の成果を維持し、マクロ経済の安定を保ちながら、より高い水準での持続的成長を図ることを目的とする。
30		ガーナ	民間セクター調整計 画	1996/3/21	5,993	2.3	30	10	一般アンタイ ド					ガーナ大蔵 省	本借款は、経営が非効率な公企業のうち民営化に馴染むものについては民営化を推進すること、および予算の策定・執行・監理についても強化し、無駄の無い公共支出を確立させることを目的としている。
31	ア フ リ カ	ギニア	構造調整計画	1986/12/25	5,000	1.25	30	10	一般アンタイ ド					ギニア計画 国際協力省	本計画は、1985年5月世界銀行が提唱したサブサハラ・アフリカ地域に対する特別基金との1985年度分の協調融資の一環として資金供与が行なわれるものである。
32		ギニア	第2次構造調整計画	1989/1/20	1,000	1.25	30	10	一般アンタイ ド					ギニア経済 大蔵省	主要な調整政策は、銀行業務の拡充、国内価格の調整、輸出入業務の強化、公企業の合理化、予算管理の強化と財政収支の改善等であり、借款資金は、計画実施中の一般輸入決裁資金に充当される。
33		ケニア	金融セクター調整借 款	1991/4/23	6,942	2.5	30	10	一般アンタイ ド					ケニア大蔵 省	同計画は、「サブサハラ特別プログラム」のもと、第2世銀（IDA）を中心に、日本（OECF）、ドイツ、スウェーデンおよびベルギーによる協調融資を受けることとなっており、借款資金は計画実施期間中の一般輸入決裁資金に充当される。
34		コンゴ民主共和 国	構造調整計画	1988/7/7	1,100	3	30	10	一般アンタイ ド					コンゴ民 主共和国大 蔵省	本計画は、1985年5月世界銀行が提唱したサブサハラ・アフリカ地域に対する特別基金との1987年度分の協調融資の一環として資金供与が行なわれるものである。
35		セネガル	第4次構造調整借款	1990/6/21	7,960	2.7	30	10	一般アンタイ ド					セネガル経 済財務省	本借款は、持続的経済成長を可能にするための経済体質の改善を目的として、セネガル共和国政府が現在推進中の第4次構造調整計画を支援するために供与するものである。
36		モーリタニア	公企業セクター調整 計画	1993/7/2	4,663	1	30	10	一般アンタイ ド					モーリタ ニア計画 省	本借款は、モーリタニア回教共和国政府が実施している「公企業セクター調整計画」を支援するために供与されるものである。同計画は、公企業に関する法制度の見直し、輸出入・投資に関する規制の緩和、公企業の再建等を実施することにより、モーリタニア回教共和国経済において重要な役割を果たしている公企業の経営合理化、生産性向上を図り、同国の持続的成長に寄与することを目的としたものである。
37		モーリタニア	民間セクター振興計 画	1995/12/25	2,821	1	30	10	一般アンタイ ド					モーリタ ニア計画 省	本借款は、モーリタニアが実施中の構造調整政策を推進し、同国経済を民間セクター主導による成長軌道に乗せんとするため、不良債権問題を抱える銀行部門の再建、投資法、商法、仲裁規定等の関連法規整備による民間投資の促進、鉄鉱石と並ぶ主要輸出産業である漁業セクターの改革等を目的とするものである。

No	地域	国名	案件名	契約借款日	借款金額 (百万円)	本体部分 金利 (%)	本体部分償 還期間(年)	本体部分据 置期間(年)	本体部分調達 条件	コンサル 部分金利 (%)	コンサル 部分償 還期間(年)	コンサル 部分据 置期間(年)	コンサル 部分調達 条件	事業実施者 名	案件概要
38		タンザニア	第4次貧困削減支援 借款	2007/3/9	2,000	0.01	40	10	一般アンタイ ド					タンザニア 連合共和 国・財務省	本事業による供与資金は、タンザニア政府の一般会計予算の一部に取り込まれ、タンザニア政府の「成長と貧困削減のための国家戦略」(MKUKUTA)の実施に活用されるものである。そのため、一般財政支援に参加する各ドナーは、供与資金が的確に活用されるよう、タンザニア政府の政策協議に関与し、予算配分・政策決定過程等に係るモニタリングやアドバイスを資金面の支援と併行して行う。
39		タンザニア	第5次貧困削減支援 借款	2007/9/20	2,000	0.01	40	10	一般アンタイ ド					財務省	本借款は、タンザニア政府が国家最上位計画として位置付けている、「成長と貧困削減のための国家戦略(スワヒリ語でMKUKUTAという。)」を実現するために設定した行動目標に対する同国政府自身の取組みを評価し、供与に至ったものである。
41		トーゴ	第2次構造調整計画	1986/8/5	2,500	1.25	30	10	一般アンタイ ド					トーゴ経済 大蔵省	本計画は、1985年5月世界銀行が提唱したサブサハラ・アフリカ地域に対する特別基金との1985年度分の協調融資の一環として資金供与が行なわれるものである。
42		トーゴ	第3次構造調整計画	1988/12/22	1,900	1.25	30	10	一般アンタイ ド					トーゴ経済 大蔵省	本計画は、1985年5月世界銀行が提唱したサブサハラ・アフリカ地域に対する特別基金との1987年度分の協調融資の一環として資金供与が行なわれるものである。
43		トーゴ	経済復興調整計画	1996/12/13	4946	1	30	10	一般アンタイ ド					トーゴ経済 大蔵省	本借款は、世界銀行との政策協調のもとに供与されるものであり、トーゴが実施中の構造調整の枠組みの中で、同国政府が進める付加価値税導入等の税制改革、歳出管理強化、貿易自由化促進、米・砂糖等に対する価格統制の廃止、民営化対象となる公企業のリスト作成、コーヒー等の流通の自由化、実産生産の自由化等の政策を支援するものである。
44	ア フリ カ	ブルンジ	構造調整計画	1987/6/26	1,600	1.25	30	10	一般アンタイ ド					ブルンジ共 和国銀行	本計画は、1985年5月世界銀行が提唱したサブサハラ・アフリカ地域に対する特別基金との1986年度分の協調融資の一環として資金供与が行なわれるものである。
45		ブルンジ	第2次構造調整計画	1989/2/23	1,700	1.25	30	10	一般アンタイ ド					ブルンジ計 画省	本計画は経済危機打開のためにブルンジ政府が行なう構造調整のための努力を、世界銀行と協調しつつ、引き続き支援するものである。主要な調整政策は、為替レートの調整、輸入自由化、価格自由化、歳入強化、民間投資、輸出促進、公企業の合理化等である。
46		ベナン	構造調整計画(III)	1996/6/25	3,762	1	30	10	一般アンタイ ド					ベナン大蔵 省	本借款は、ベナンが実施中の構造調整政策を支援し、同国の主要輸出品目の綿花の流通部門を独占する国営綿花公社の改革、石油の国内流通を独占する石油公社の縮小、適切な予算管理(給与支出の抑制、維持管理用支出の拡大)等を目的とするものである。
47		マラウイ	財政改革・規制緩和計 画	1996/12/26	5,376	1	30	10	一般アンタイ ド					マラウイ共 和国政府	本借款は、世界銀行新規構造調整プログラムへの協調融資であり、財政改革(財政支出管理、税制改革、公務員改革)、民間セクター振興、農業改革を柱にマラウイの持続的経済発展に向けた制度的基盤整備を図るため、マラウイの構造調整努力を支援・補完するものである。
48		マラウイ	第3次構造調整計画	1986/7/28	5,300	1.25	30	10	一般アンタイ ド					マラウイ大 蔵省	本計画は、1985年5月世界銀行が提唱したサブサハラ・アフリカ地域に対する特別基金との1985年度分の協調融資の一環として、資金供与が行なわれるもので、農業、工業の効率化およびインセンティブの創出、行政府の強化、公共事業体の合理化等の経済調整計画を支援するものである。
49		マラウイ	第3次構造調整計 画・追加借款	1987/9/4	2,200	1.25	30	10	一般アンタイ ド					マラウイ大 蔵省	本計画は、1985年5月世界銀行が提唱したサブサハラ・アフリカ地域に対する特別基金との1985年度分の協調融資の一環として供与された第三次構造調整計画の追加分である。
54	中 南 米	パナマ	経済復興計画	1992/3/3	12950	3	25	7	一般アンタイ ド					企画経済政 策省	本借款は、パナマ共和国政府が推進する「経済復興計画」を支援するために供与されるものである。この計画は公的部門の効率化、税制改革、貿易制度改革、社会保障制度改革などを骨子とし、公的部門の効率化と民間部門の活性化をもって同国の経済復興、持続的な経済成長に寄与することを目的としている。
55		コスタリカ	第2次構造調整借款 (SAL II)	1989/7/28	12,468	2.9	25	7	一般アンタイ ド					コスタリカ 共和国政府	本借款は、輸出の振興及び国内経済の安定を目的としてコスタリカ政府が推進中の第二次構造調整計画を支援するものである。

No	地域	国名	案件名	契約借款日	借款金額 (百万円)	本体部分 金利 (%)	本体部分償 還期間(年)	本体部分据 置期間(年)	本体部分調達 条件	コンサル 部分金利 (%)	コンサル 部分償還期 間(年)	コンサル 部分据置期 間(年)	コンサル 部分調達 条件	事業実施者 名	案件概要
56	中南米	ニカラグア	構造調整計画	1991/10/16	9,701	2.6	30	10	一般アンタイ ド					ニカラグア 共和国政府	本借款は、ニカラグア共和国政府が実施する「構造調整計画」を支援するために供与されるものである。この計画は、政府部門の縮小・効率化、金融部門の再編、および民間部門を活性化する経済の枠組みを柱とするもので、民間部門の拡大により資源配分を効率化し、経済成長の促進を図ることを目的としている。
57		ニカラグア	第2次経済復興計画	1994/12/5	3878	2.6	30	10	一般アンタイ ド					ニカラグア 共和国政府	本借款は、ニカラグア共和国政府が実施する構造調整計画を支援するために供与される。
58		ペルー	金融セクター調整計 画	1992/12/22	12,690	3	30	10	一般アンタイ ド					経済財政省	本借款は、構造調整努力を支援するために供与されるもので、公的金融セク ターの縮小化、中央銀行法と各種金融規制の見直し、および通貨政策の強化等 を目的としている。
59		ボリビア	金融セクター調整借 款	1989/10/17	9,108	2.7	30	10	一般アンタイ ド					ボリビア中 央銀行	本借款は、金融部門改革による経済の活性化を目的として、ボリビア政府が 推進中の金融セクター調整計画を支援する目的で供与されるものである。
60		ホンジュラス	構造調整借款	1990/6/4	7,625	2.7	30	10	一般アンタイ ド					ホンジュラ ス共和国政 府	本借款は、ホンジュラス共和国政府による構造調整計画を支援するために供 与されるものである。

出所：JICA ホームページ ([http://www2.jica.go.jp/ja/yen\\_loan/index.php](http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php))



## 参考文献・参考 Web サイト

### 参考文献

#### 第 1 章

金森久雄、  
荒憲治郎、  
森口親司編

(2002)

『経済辞典』

有斐閣

#### 第 2 章

World Bank  
国際協力  
事業団

(1991)

A World Bank Publication, “*Lessons of Tax Reform*”

World Bank

(2003)

『援助の潮流がわかる本 - 今、援助で何が焦点となっているのか - 』

国際協力総合研修所

(2000)

「開発途上国と公共支出管理」『開発金融研究所報』

国際協力銀行

坂野太一、  
青木昌史

(1998)

World Bank, “*Public Expenditure Management Handbook*”

World Bank

#### 第 3 章

Dollar,  
David and  
Art Kraay

(2001)

“*Growth is Good for the Poor.*” World Bank Policy Research Working Paper #2587, Washington, DC

World Bank

#### 第 4 章

国際協力事  
業団

(2003)

『途上国における財政管理と援助—新たな援助の潮流と途上国の改革—』

国際協力総合研修所

国際協力事  
業団

(2003)

『援助の潮流が分かる本 - 今、援助で何が焦点となっているのか - 』

国際協力総合研修所

#### 付録 1 - 1

Dollar,  
David and  
Art Kraay

(2001)

“*Growth is Good for the Poor.*” World Bank Policy Research Working Paper #2587, Washington, DC

World Bank

Richard H.  
Adams, Jr.

(2003)

“*Economic Growth, Inequality and Poverty: Findings from a New Data Set*” World Bank Policy Research Working Paper #2972, Washington, DC

World Bank

Bruno,  
Michael,  
Martin  
Ravallion  
and  
Lyn Squire

(1998)

“*Equity and Growth in Developing Countries: Old and New Perspectives on the Policy Issues.*” In Vito Tani and Ke-Young Chu (eds), *Income Distribution and High Growth* Cambridge, MA

MIT Press

Deiningen,  
Klaus and  
Lyn Squire

(1996)

“A New Data Set Measuring Income Inequality.” World Bank Economic Review, Vol. 10 No. 3:565-591

World Bank

Boone, P.

(1995)

“Politics and the Effectiveness of Foreign Aid” NBER Working Paper W5308

National Bureau of  
Economic Research

World Bank

(1998)

“Assessing Aid -What Works, What Doesn’t and Why”, Washington, DC

World Bank

#### 付録 1 - 3

Nicolas  
Stern

(1989)

“The economics of development: A survey”, *Economic Journal* Vol.99

M.トダロ

(1997)

『開発経済学』

国際協力出版会

#### 付録 1 - 4

国際協力  
事業団

(2002)

『民主的な国づくりへの支援に向けて-ガバナンス強化を中心に-』

国際協力事業団

国際協力  
機構

(2004)

『ガバナンス調査研究報告書』(発刊予定)

国際協力機構

国際協力 事業団	(2003a)	『援助の潮流がわかる本-今、援助で何が焦点となっているのか-』	国際協力総合研修所
国際協力 事業団	(2003b)	『途上国における財政管理と援助-新たな援助の潮流と途上国の改革-』	国際協力総合研修所
近藤正規	(2003)	『ガバナンスと開発援助 - 主要ドナーの援助政策と指標構築の試み - 』 客員研究員報告書	国際協力事業団
坂野太一、 青木昌史	(2000)	「開発途上国と公共支出管理」『開発金融研究所報』第4号	国際協力銀行
林 薫	(2000)	『開発のパフォーマンス向上をめざして』第4号	国際協力銀行
世界銀行	(2000)	『有効な援助-ファンジビリティと財政政策-』	東洋経済新報社
世界銀行	(1997)	『世界開発報告 1997-開発における国家の役割-』	東洋経済新報社
United Nations Developmen t Programme	(2002)	United Nations Development Programme (2002) <i>Human Development Report 2002: Deepening Democracy in a Fragmented World</i> , (邦訳: 国連開発計画『ガバナンスと人間開発』)	Oxford University Press,  (国際協力出版会)
World Bank	(1997)	World Bank (2000) <i>Reforming Public Institutions and Strengthening Governance: A World Bank Strategy, Public Sector Group/Poverty Reduction and Economic Management (PREM) Network, Washington D.C. World Development Report 1997: The State in a Changing World</i>	Oxford University Press
World Bank	(1992)	<i>Governance and Development</i> , Washington D.C.	World Bank
World Bank	(1991)	A World Bank Publication, “ <i>Lessons of Tax Reform</i> ”	World Bank
World Bank		World Bank, “ <i>Tax Policy and Administration</i> ” Homepage. <a href="http://www.worldbank.org">www.worldbank.org</a>	World Bank
World Bank	(1998)	World Bank, “ <i>Public Expenditure Management Handbook</i> ”	World Bank
World Bank	(2001)	World Bank. <i>Developing countries –Public sector reform and governance 2001</i> <a href="http://devdata.worldbank.org/external/dgcomp.asp?rmdk=110&amp;smdk=473892&amp;w=0">http://devdata.worldbank.org/external/dgcomp.asp?rmdk=110&amp;smdk=473892&amp;w=0</a>	World Bank

#### 参考 Web サイト

世界銀行ホームページ	<a href="http://www.worldbank.org">www.worldbank.org</a>
IMF ホームページ	<a href="http://www.imf.org">www.imf.org</a> (IMF at a glance)
JICA ホームページ	<a href="http://www.jica.go.jp">www.jica.go.jp</a>
外務省ホームページ	<a href="http://www.mofa.go.jp">www.mofa.go.jp</a>
Deutsche Gesellschaft Technische Zusammenarbeit	für <a href="http://www.gtz.de">www.gtz.de</a>

## 巻末資料 経済関連リーディングリスト

### 1. テキストブック

#### (1) 一般経済理論

- スティグリッツ J.E. (2001) 『スティグリッツマクロ経済学』 東洋経済新報社。
- スティグリッツ J.E. (2000) 『スティグリッツミクロ経済学』 東洋経済新報社。
- マンキュー N.G. (2003) 『マクロ経済学 第2版 <1> 入門編』 東洋経済新報社。

#### (2) 国際経済・金融

- クルーグマン P.R., M.オブズフェルド (1996) 『国際経済—理論と政策 (1) 新経済学ライブラリ (別巻6)』 新世社。
- ケイブズ R.E., J.A.フランケル, R.W.ジョーンズ (2003) 『国際経済学入門 II 国際マクロ経済学編』 日本経済新聞社。

#### (3) 開発経済学

- 朽木昭文、野上裕生、山形辰史 (1997) 『テキストブック開発経済学』 有斐閣。
- 黒崎卓、山形辰史 (2003) 『開発経済学—貧困削減へのアプローチ』 日本評論社。
- トダロ M.P. (1998) 『M・トダロの開発経済学』 国際協力出版会。
- 速水祐次郎 (1997) 『開発経済学』 創文社。
- 原洋之介 (1996) 『開発経済論』 岩波書店。

### 2. 理論の変遷と最前線

- 石川滋 (1990) 『開発経済学の基本問題』 岩波書店。
- 絵所秀紀 (1997) 『開発の政治経済学』 日本評論社。
- 寺西重郎 (1991) 『工業化と金融システム』 東洋経済新報社。
- McKinnon, Ronald (1993), *The Order of Economic Liberalization: Financial Control in the Transition to a Market Economy*, Johns Hopkins University Press, Baltimore.
- Meier, Gerald and J. Stiglitz (2001), *Frontiers of Development Economics: The Future in Perspective*, Oxford University Press, New York. (邦訳『開発経済学の潮流—将来の展望』シュプリンガーフェアラーク東京 2003)

- Ranis, Gustav and T.P. Schultz (1988), *The State of Development Economics: Progress and Perspectives*, Basil Blackwell, New York.
- Sen, Amartya (1999), *Development as Freedom*, Knopf, New York. (邦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社 2000)
- Toye, John (1987), *Dilemmas of Development*, Basil Blackwell, New York.

### 3. J I C A 関連文献

- 国際協力総合研修所(2003),「援助の潮流がわかる本ー今、援助で何が焦点となっているか」国際協力事業団
- 国際協力総合研修所(2003),「途上国における財政管理と援助ー新たな援助の潮流と途上国の改革」国際協力事業団
- 国際協力総合研修所(2002),「民主的な国づくりへの支援に向けてーガバナンス強化を中心に」国際協力事業団
- 近藤正規(2003),「ガバナンスと開発援助ー主要ドナーの援助政策と指標構築の試み」客員研究員報告書 国際協力事業団
- 国際協力機構(2004 発刊予定),「ガバナンス調査研究報告書」国際協力機構
- 国際協力事業団(2003),「途上国への制度整備協力の方向性 (経済ソフトインフラ)」国際協力事業団
- 国際協力総合研修所(2001),「金融に関する政策支援型協力基礎研究」報告書 国際協力事業団